第6号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除きます。)が仮決算に基づく中間申告(連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。)、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の都道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録等)を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の塡補を行った法人)にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失の塡補に充てた法人)にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

横	記載のしかた	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
		ん。
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が	
る欄	赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を	
	付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして	
	修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又	
	は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日(当該法人が連結	
	子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人	
	との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全	
	支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出	
	し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日)を記載し	
	ます。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務	
	所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場	
	合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申	
	告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記しま	
	す。	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載し	
	ます。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記	
	載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8「期末現在の資本金の額又は出	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は	資本金の額又は出資金の
資金の額(解散日現在の資本金	解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	額は、法人税の明細書(別
の額又は出資金の額)」		表 5 (1)) の「Ⅱ 資本金等
		の額の計算に関する明細
		書」に記載したところに準
		じて記載します。
9 「同上が1億円以下の普通法人		
のうち中小法人等に該当しない	る普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中	
もの」	小法人等」を○印で囲んで表示します。	
	(1) 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間	
	にこれらの大法人による完全支配関係がある法人	
	(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人	
	(ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人	
	(ハ) 相互会社(外国相互会社を含みます。)	
l	(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が	

	有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11「期末現在の資本金等の額」 12「道 府 県 民 税	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額 空欄は、次のように記載します。	修正申告の場合は、「こ
12 1 週 桁 県 氏 税 事 業 税の申告書」 特別法人事業税	全欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」	
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の10 欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載します。 なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5の欄の金額)並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人市町村とに事務所等を有別とに事務所等を有別は、記載する必要はありに恒久的施設を有する外ででは、、記載は大人であってください。 (1) 連結法人及びは、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外域に対しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外域に対しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外域に対しないでください。
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(8))の25の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別推除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規	

	定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金	
15「還付法人税額等の控除額③」	定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額(7) 租稅特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額(8) 租稅特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人稅額の特別控除)の規定に係る金額法人稅の明細書(別表6(21))の10の欄の金額(9) 租稅特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人稅額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人稅の明細書(別表6(27))の22の欄の金額 ※ 租稅特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人稅額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人稅の明細書(別表6(30))の16の欄の金額 (1) 租稅特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人稅額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人稅の明細書(別表6(32))の35の欄の金額	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載し
		ないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、
16「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書 (別表19) の12の欄の金額を記載します。	記載しないでください。 (1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、
17「課税標準となる法人税額又は 個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (4) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人(都内分割法人を除きます。) ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人第10号様式の⑤の欄の金額	記載しないでください。 都道府県内に恒久的施設 を有する外国法人は、記載 しないでください。

	(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表 1の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
18「2以上の道府県に事務所又は 事業所を有する法人における課 税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額⑥」		(1) 一の都道府県にのみ務所等を有する法人は記載する必要はありまん。(2) 都道府県内に恒久的設を有する外国法人は記載しないでください
19「法人税割額(⑤又は⑥× ₁₀₀) ⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、 ②と鄧の欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 税額の計算を行う場の税率は、各都道府県とに定められた税率をいます。 (2) 都道府県内に恒久的設を有する外国法人は記載しないでください
20「道府県民税の特定寄附金税額 控除額®」	第7号の3様式の20の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施 を有する外国法人は、記 しないでください。
21「外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額又は個別控 除対象所得税額等相当額の控除 額⑨」	事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の	都道府県内に恒久的施 を有する外国法人は、記 しないでください。
22「外国の法人税等の額の控除額 ⑩」	第7号の2様式(その1)の⑫の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑱の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑲及び㉑の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的旅 を有する外国法人は、記 しないでください。
23「差引法人税割額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪ ⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
24「既に納付の確定した当期分の法人税割額③」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法 第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。) の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が この申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の 欄の金額についても記載します。	
25「租税条約の実施に係る法人税 割額の控除額④」	「⑫の欄の金額—⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る 更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しない でください。	
26「算定期間中において事務所等 を有していた月数⑮」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等 は寮等の新設又は廃止かった場合は、その月数に 新設又は廃止の日を含み す。
27「円× <u>⑥</u> ① 」	 (1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (4) 東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金 	(1) 均等割の税率区分の準は、「期末現在の資金の額及び資本準備金額の合算額」又は「其現在の資本金等の額」いずれか大きい方の額用います。 ただし、「期末現在

	額 (n) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわりなく一の道府県分の均等割額	資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
28「この申告により納付すべき道 府県民税額⑮+⑩ 20」	⑮又は⑲の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の 計算については、⑯又は⑲の欄を零として計算します。	
府県氏税額(9+19 (9)] 29「②のうち見込納付額②」	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限ります。)を含みます。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載	
30「東京都に申告する場合の⑦の計算」(図から図までの欄)	します。 (1) ②の欄は東京都の特別区のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。 (2) ③の欄は東京都の市町村のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。 ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。法人税額又は個別帰属法人税額×東京都の市町村分の従業者数従業者の総数	要はありません。 恒久的施設を有する外国 法人については、法人税法 第141条第1号イに掲げる 国内源泉所得に対する法人 税額及び同号ロに掲げる国 内源泉所得に対する法人税 額の計算の別を明らかにし
31 事業税の「所得割」 (②から③までの欄)	(1) ②の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の⑩の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の⑪の欄の金額を語載します。 (2) ②から⑪までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (4) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。 (p) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ②の欄の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を③の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度	2号に掲げる事業のみを 行う法人は、記載する必要はありません。 (2) その事業年度が1年に満たない場合において、 ②の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの②の欄の金額は、②の欄の金額から③の欄の金額がら③の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除

32「付加価値割」(33及び39の欄)	が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の 月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以 下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円と超え名ときはこれを年400万円以下の金額及び90名欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額の各欄に記載します。 (ハ) 特別法人(協同組合等)であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円と超えるときはその金額を図の欄にそのの欄に、年400万円を超えるときはその金額を図の欄に、年400万円を超えるときはその金額を図の欄に、年400万円を超える金額を図の欄にそれぞれ記載します。 (ニ) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人所得金額が年400万円と超え年10億円(その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度が1年に満たない場合には、15億円と超え年10億円以下の金額を図の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を図の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を図の欄に、年400万円を超えたを10億円以下の金額を図の欄に、年400万円を超えたる金額を図の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を図の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を図の欄に、年400万円を超え第1号がに係る所得の金額によいの機能表記載します。 (3) ②の欄の課税標準の額は、法第72条の2407第4項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。 (4) ②から図までの全額が1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円未満であるときは、その端数を2000欄に記載します。
33「資本割」(③及び③の欄)	有する法人にあっては図の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額以はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) ③の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の②の欄の金額を記載します。 (2) ③の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

	をいいます。)を行う法人のみが次のように記載します。 (1) ②の欄は、電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の⑩の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑭の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の⑭の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の⑭の欄の金額を記載します。 (2) ③多の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
35「事業税の特定寄附金税額控除	第7号の3様式の⑪の欄の金額を記載します。	
類⑩」 36「差引事業税額	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100	
39 - ④ - ① ②」	この金額に100円未満の端数かあるとさ、又はその全額が100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた 金額を記載します。	
37「租税条約の実施に係る事業税 額の控除額④」	「@の欄の金額ー@の欄の金額」と「租税条約の実施に係る 更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しない でください。	
	動の欄は、砲の欄から砂の欄及び⊕の欄の金額を控除した金額を記載し、働から倒までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、働から倒までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	載における⑩の欄の金額の 控除については、⑯の欄、
39「龜のうち見込納付額龜」	⑩の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
40「差引動一動 助」	の 欄は、 動の欄から 動の欄の 金額を控除した 金額を記載します。	
41「所得割に係る特別法人事業税額②」(匈の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計③」又は「軽減税率不適用法人の金額②」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
42「収入割に係る特別法人事業税額③」(⑩の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額®」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額®」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
43「差引特別法人事業税額匈一窗 69」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
44「租税条約の実施に係る特別法 人事業税額の控除額®」	「๑の欄の金額—⑤の欄の金額」と「租税条約の実施に係る 更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載 します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しない でください。	
45「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ® - ⑰ - ⑱ ⑲」	๑の欄は、๑の欄から๑の欄及び๑の欄の金額を控除した金額を記載します。	

47「差引®ー® ⑩」 48「所得金額の計算の内訳」 (⑫から⑱までの欄)	別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。 ⑤の欄は、⑥の欄から⑥の欄の金額を控除した金額を記載します。 第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 (1) ⑥の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4)の2付表)の42の欄の金額を記載し	
48「所得金額の計算の内訳」	⑩の欄は、⑲の欄から⑳の欄の金額を控除した金額を記載します。 第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 (1) ⑳の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては	
48「所得金額の計算の内訳」	ます。 第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように 記載します。 (1) ⑫の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明 細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては	
	記載します。 (1) ②の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明 細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては	
(⑫から⑱までの欄)	(1) ⑩の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明 細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては	
	細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては	
	法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の金額を記載し	
	ます。	
	ただし、連結申告法人について、法人税の明細書(別表4	
	の2付表)の34の欄に記載された金額がある場合には、その	
	金額を42の欄の金額に加算した金額を記載してください。	
	(2) ⑬の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明	
	細書(別表4)の34の欄の計算上損金の額に算入している所	
	得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告 はよばまってははよ野の昭知書(即ますの20世界)	
	法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄	
	の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得	
	税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税	
	額を記載します。したがって、法人税法第40条又は第81条の	
	7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損	
	金の額に算入していない場合には記載する必要はありませ	
	λ_{\circ}	
	(3) 匈の欄は、法人税の明細書 (別表12(1)) の5の欄の金額又	
	は10の欄の金額のいずれか低い金額(法の施行地外において	
	行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に	
	限ります。)を記載します。	
	(4) ⑮の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の	
	計算」の欄の25及び26の計欄の金額の合計額(法の施行地外	
	において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分	
	の金額に限ります。)を記載します。	
	(5) ⑯の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して	
	課された外国法人税の額について法人税法第69条又は第81条	
	の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する	
	法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課され	
	た外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあって	
	は法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額を、連	
	結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の	
	38の欄に記載した金額を記載します。	
	(6) ®の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額又は *** 1 *** ** ** *** *** *** *** *** ***	
	法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号	
	様式別表10の⑨の欄、同表の⑳の欄若しくは第6号様式別表	
	11の⑪の欄の金額を記載します。	
49「法人税の所得金額又は個別所		
得金額⑩」	の48の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては	
	法人税の明細書(別表4の2付表)の55の欄の個別所得金額又	
	は個別欠損金額を記載します。	
50「法第15条の4の徴収猶予を受	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る	
けようとする税額⑩」	税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式	
	による届出書に代えようとするものが記載します。この場合に	
	おいて記載する金額は、⑮、⑮及び⑯の欄に記載した金額の合	
	計額と同額になります。	
51「還付請求」の「中間納付額⑪」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書	
	に代わるものとして記載することができます。この場合におい	
	て、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑲の欄に△	
	印を付した法人税割額又は均等割額と、動の欄に記載した事業	
	税額及び⑬の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額	
	になります。	
	<u> </u>	資本全垒の類は 注

の額又は連結個別資本金等の額」	号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額)を記載します。	税の明細書 (別表 5 (1)) の「II 資本金等の額の 計算に関する明細書」に 記載したところに準じて 記載します。 (2) 連結個別資本金等の額 は、法人税の明細書 (別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額 の計算に関する明細書」 に記載したところに準じ て記載します。
53「法人税の当期の確定税額又は	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	> μυτα ∪ Φ 7 0
連結法人税個別帰属支払額」	載します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る	
	法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合	
	には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)	
	(2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連	
	結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控	
	除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税	
	額等を控除した額)	
54「申告期限の延長の処分(承認)	法第72条の25第2項から第7項まで(法第72条の28第2項及	
の有無」の「事業税」	び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含	
	みます。) の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人	
	は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
55「申告期限の延長の処分(承認)	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で	
の有無」の「法人税」	囲んで表示します。	
	(1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用 サスリスナース・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	
	する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の 提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第	
	75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を	
	り当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みま	
	す。)	
	^ ^ ^ (2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定に	
	より法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連	
	結親法人(同条第3項の規定において準用する同法第75条第	
	5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされ	
	た場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関	
	係がある連結子法人	
56「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、そ	
	れぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。	
	(1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法	
	人 「青色」	
57「翌期の中間申告の要否」	(2) その他の申告書を提出する法人 「その他」次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で	
07、豆树少年间至日少安日]	囲んで表示します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該	
	法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等	
	がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)に	
	6 を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した	
	金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項又	
	は第144条の3第1項(同法第72条第1項又は第144条の4第	
	1項の規定が適用される場合を含みます。) の規定により中	
	間申告をする必要のある法人を含みます。)	
	(2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法	
	人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別	
	帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別	
	控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該	
1	連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える	

	法人	
58「国外関連者の有無」	外国(わが国と租税条約を締結している国に限ります。)に子	
	会社又は親会社等(租税特別措置法第66条の4の規定に該当す	
	る法人)を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○	
	印で囲んで表示します。	

第6号様式(その2)記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含みます。)が仮決算に基づく中間申告(連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。)、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の都道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録等)を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の塡補を行った法人)にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失の塡補に充てた法人)にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

2 各欄の記載のしかた		
欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
		ん。
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が	
る欄	赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を	
	付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして	
	修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又	
	は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日(当該法人が連結	
	子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人	
	との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全	
	支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出	
	し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日)を記載し	
	ます。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務	
	所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場	
	合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申	
	告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記しま	
	す。	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。	
	なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、	
	主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は	資本金の額又は出資金の
資金の額(解散日現在の資本金	解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	額は、法人税の明細書(別
の額又は出資金の額)」		表 5 (1)) の「Ⅱ 資本金等
		の額の計算に関する明細
		書」に記載したところに準
		じて記載します。
9 「同上が1億円以下の普通法人	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である	-
のうち中小法人等に該当しない	普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小	
もの」	法人等」を○印で囲んで表示します。	
	(1) 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間	
	にこれらの大法人による完全支配関係がある法人	
	(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人	
	(ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人	
	(ハ) 相互会社(外国相互会社を含みます。)	
	(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が	
I		ı

	有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11「期末現在の資本金等の額」 12「道 府 県 民 税	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額 空欄は、次のように記載します。	修正申告の場合は、「こ
12 1 週 桁 県 氏 税 事 業 税の申告書」 特別法人事業税	全欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」	
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の10 欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載します。 なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5の欄の金額)並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額法人税の明細書(別表6(8))の25の欄の金額※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別推除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規	であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

1	定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金	
15「還付法人税額等の控除額③」	定に係る金額 法人税の明細書 (別表6(17)) の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項 (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。 法人税の明細書 (別表6(18)) の19の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書 (別表6(19)) の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書 (別表6(20)) の39の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 法人税の明細書 (別表6(21)) の10の欄の金額 (9) 租稅特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人稅額の特別控除) の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書 (別表6(27))の22の欄の金額 ※ 租稅特別措置法第42条の12の5第2項 (中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人稅額の特別控除) の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書 (別表6(30)) の16の欄の金額 (1) 租稅特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人稅額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書 (別表6(32))の35の欄の金額	(1) 連結法人及び連結法人
15 座内伝入恍鏡寺の左床館の]	(分のないが、	(1) 産品伝入及び産品伝入 であった法人は、記載し ないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施 設を有する外国法人は、 記載しないでください。
16「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「課税標準となる法人税額又は 個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人(都内分割法人を除きます。) ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人第10号様式の⑤の欄の金額	都道府県内に恒久的施設 を有する外国法人は、記載 しないでください。

18「2以上の道府県に事務所又は 事業所を有する法人における課 税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額⑥」	(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表 1の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、②及び③の欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「法人税割額 (⑤又は⑥×100) ⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、②と鄧の欄の金額の合計額を記載してください。	
20「道府県民税の特定寄附金税額 控除額®」	第7号の3様式の20の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設 を有する外国法人は、記載 しないでください。
21「外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額又は個別控 除対象所得税額等相当額の控除 額⑨」	第7号様式(その1)の⑧の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号様式(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑮の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設 を有する外国法人は、記載
22「外国の法人税等の額の控除額⑩」	第7号の2様式(その1)の⑫の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑱の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑲及び⑳の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設 を有する外国法人は、記載 しないでください。
23「差引法人税割額 ⑦-8-9-⑩-⑪ ⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円 未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金 額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号 様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
24「既に納付の確定した当期分の法人税割額③」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法 第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。) の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が この申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の 欄の金額についても記載します。	
25「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑭」	「⑩の欄の金額一⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
26「算定期間中において事務所等を有していた月数⑯」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又 は寮等の新設又は廃止があ った場合は、その月数には 新設又は廃止の日を含みま す。
27「円× 値	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は 切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、 それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人 主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道 府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別 区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した	

	金額 (n) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわりなく一の道府県分の均等割額	資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
28「この申告により納付すべき道	⑤又は⑩の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計	
府県民税額⑮+⑩ ②」 29「②のうち見込納付額②」	算については、⑤又は⑩の欄を零として計算します。 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限ります。)を含みます。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
30「東京都に申告する場合の⑦の計算」(図から図までの欄)	(1) ②の欄は東京都の特別区のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府	要はありません。 恒久的施設を有する外国 法人については、法人税法 第141条第1号イに掲げる 国内源泉所得に対する法人 税額及び同号ロに掲げる国 内源泉所得に対する法人税 額の計算の別を明らかにし
31「所得割」 (②から②までの欄)	(1) ②の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の③の欄の金額を記載します。 (2) ③から⑨までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (4) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。 (p) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ②の欄の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を③の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に	(1) その事業年度が1年に満たない場合において、②の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの③の欄の金額は、②の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出し、②の欄の金額が800万円を超えるときの劉の欄の金額がら③及び②の各欄の金額(端数を切

満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じ り捨てる前の金額)を控 て12で除して得た金額。以下同じです。) 以下であるとき 除して篁出します。 はこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800 (2) 軽減税率の適用されな 万円以下の金額に区分してそれぞれ20及び20の各欄に、年 い法人とは、事業年度の 800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年40 末日(解散した法人にあ 0万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える っては、解散の日)にお 金額に区分して、それぞれ28、29及び30の各欄に記載しま いて、3以上の都道府県 に事務所等を設けて事業 (ハ) 特別法人(協同組合等)であって次の(ニ)に該当しない を行う法人で資本金の額 もの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を 又は出資金の額が1,000 ②の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額 万円以上の法人をいいま を図の欄に、年400万円を超える金額を図の欄にそれぞれ 記載します。 (3) 都道府県内に恒久的施 (二) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 設を有する外国法人にあ 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を図の っては、法人税法第141 欄に、年400万円を超え年10億円(その事業年度が1年に 条第1号イに掲げる国内 満たない場合には10億円にその事業年度の月数を乗じて12 源泉所得に係る所得の金 で除して得た金額。以下同じです。) 以下であるときは年4 額(当該国内源泉所得が 00万円以下の金額を図の欄に、年400万円を超え年10億円 欠損金額である場合に 以下の金額を図の欄に、また、年10億円を超えるときは年 は、零とします。)及び 400万円以下の金額を図の欄に、年400万円を超え年10億円 同号口に掲げる国内源泉 以下の金額を図の欄に、年10億円を超える金額を⑩の欄に 所得に係る所得の金額 それぞれ記載します。 (当該国内源泉所得が欠 (3) ②の欄の課税標準の額は、法第72条の24の7第4項の規定 損金額である場合には、 により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載し 零とします。) の合算額 ます。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、 を②の欄に記載します。 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の 事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の 金額を記載してください。 (4) 図から図までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数が あるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端 数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数が あるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数 金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 32「付加価値割」(33及び34の欄) (1) ③3の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外 形対象法人)が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5 の2の⑪の欄の金額を記載します。 (2) ③の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を 有する法人にあっては330欄の金額を記載し、2以上の都道 府県に事務所等を有する法人にあっては、法第72条の2第1 項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課 税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数がある とき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金 額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数がある とき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 33「資本割」(35及び36の欄) (1) ③5の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外 形対象法人)が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5 の2の図の欄の金額を記載します。 (2) 36の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を 有する法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、2以上の都道 府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税 標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数がある とき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金 額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数がある とき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

34「収入割」(③及び③の欄)	(1) ②の欄は、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち、電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業を行う法人にあっては同号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑩の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑬の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の⑬の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の⑬の欄の金額を記載します。 (2) ⑧の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては第72条の2第1項第2号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
35「所得割」(③及び④の欄)	(1) ③の欄は、法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の⑥の欄の金額を記載します。 (2) ④の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては⑨の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	は、法人税法第141条第1 号イに掲げる国内源泉所得 に係る所得の金額(当該国 内源泉所得が欠損金額であ る場合には、零とします。) 及び同号ロに掲げる国内源 泉所得に係る所得の金額 (当該国内源泉所得が欠損 金額である場合には、零と
36「付加価値割」(①及び②の欄)	(1) ④の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の⑪の欄の金額を記載します。 (2) ④の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては⑪の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載しますこの場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
37「資本割」(銀及び銀の欄) 38「収入割」(銀及び銀の欄)	(1) ④の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の@の欄の金額を記載します。 (2) ④の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては⑪の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) ⑤の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る	

	第6号様式別表6の⑩の欄の金額を記載します。	
	(2) 鶴の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等	
	を有する法人にあっては邸の欄の金額を記載し、2以上の都	
	道府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1	
	項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課	
	税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。	
	この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があ	
	るとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数	
	金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があ	
	るとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金	
	額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
39「事業税の特定寄附金税額控除	第7号の3様式の⑪の欄の金額を記載します。	
額48」		
40「差引事業税額	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円	
47-48-49 50	未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金	
(4) (49 (49 (M))		
	額を記載します。	
41「租税条約の実施に係る事業税	「⑩の欄の金額一⑪の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更	
額の控除額۞」	正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。	
	この場合において、その金額が負数となるときは記載しない	
	でください。	
42「この申告により納付すべき事	-	
71100101	額を記載し、母から回までの欄は、その割ごとの内訳の金額を	
の内訳」の各欄(Ѳから回まで	それぞれ記載します。この場合において、匈から⑩までの欄に	
の欄)	負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載しま	
	す。	
43「匈のうち見込納付額⑫」	◎の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第	
	2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場	
	合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長され	
	ている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額	
	を記載します。	
44「差引⑤一⑥ ⑥」	❸の欄は、❸の欄から❷の欄の金額を控除した金額を記載し	
	ます。	
45「法第72条の2第1項第1号に	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、	
掲げる事業の所得割に係る特別		
法人事業税額69」(60の内訳)	の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人につい	
	ては、第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人	
	の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
46「法第72条の2第1項第2号に	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については	
掲げる事業の収入割に係る特別	「収入金額器」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外	
法人事業税額⑮ (⑰の内訳)	の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収	
四八千米化版图](图977160)		
AR TYLETON A COMMON TO THE TOTAL	入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
47「法第72条の2第1項第3号に	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、	
掲げる事業の収入割に係る特別	「収入金額⑩」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外	
法人事業税額⑯」(⑰の内訳)	の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収	
	入金額⑩ の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
48「差引特別法人事業税額	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円	
60-8 69	未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金	
	額を記載します。	
49「租税条約の実施に係る特別法	「凾の欄の金額−⑩の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更	
49「租税条約の実施に係る特別法 人事業税額の控除額②」	「⑩の欄の金額-⑰の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更 正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載し	
	正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載し	
	正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しない	
人事業税額の控除額⑪」	正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
人事業税額の控除額①」 50「この申告により納付すべき特	正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。 ②の欄は、⑩の欄から⑩の欄及び⑪の欄の金額を控除した金額	
人事業税額の控除額①」 50「この申告により納付すべき特別法人事業税額	正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
人事業税額の控除額①」 50「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑩-⑩-⑪ ⑫」	正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。 ②の欄は、⑩の欄から⑪の欄及び⑪の欄の金額を控除した金額を記載します。	
人事業税額の控除額①」 50「この申告により納付すべき特別法人事業税額	正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。 ②の欄は、⑩の欄から⑩の欄及び⑪の欄の金額を控除した金額	
人事業税額の控除額①」 50「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑩-⑩-⑪ ⑫」	正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。 ②の欄は、⑩の欄から⑪の欄及び⑪の欄の金額を控除した金額を記載します。	
人事業税額の控除額①」 50「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑩-⑩-⑪ ⑫」	正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。 ②の欄は、⑩の欄から⑪の欄及び⑰の欄の金額を控除した金額を記載します。 事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特	

	ます。	
53「法人税の所得金額又は個別所	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)	
得金額⑮」	の48の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては	
	法人税の明細書(別表4の2付表)の55の欄の個別所得金額又	
	は個別欠損金額を記載します。	
54「法第15条の4の徴収猶予を受	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る	
けようとする税額⑩」	税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式	
	による届出書に代えようとするものが記載します。この場合に	
	おいて記載する金額は、⑮、Յ及び②の欄に記載した金額の合	
	計額と同額になります。	
55「還付請求」の「中間納付額⑰」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書	
	に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑭の欄に△	
	日を付した法人税割額又は均等割額と、®の欄に記載した事業	
	税額及び⑩の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額	
	になります。	
56「法人税の期末現在の資本金等		(1) 資本会等の類は 注人
	の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相	税の明細書(別表5(1))
額	互会社にあっては、純資産額)を記載します。	の「Ⅱ 資本金等の額の
	ZIA ZI	計算に関する明細書」に
		記載したところに準じて
		記載します。
		(2) 連結個別資本金等の額
		は、法人税の明細書(別
		表5の2(1)付表1)の「Ⅱ
		連結個別資本金等の額
		の計算に関する明細書」
		に記載したところに準じ
		て記載します。
57「法人税の当期の確定税額又は	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載	
連結法人税個別帰属支払額」	します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る	
	法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合	
	には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)	
	(2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連 結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控	
	帰る人院 個別 市 属 文	
	無	
58「申告期限の延長の処分(承認)	法第72条の25第2項から第7項まで(法第72条の28第2項及	
の有無」の「事業税」	び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含	
3 3/4 263	みます。)の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人	
	は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
59「申告期限の延長の処分(承認)	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で	
の有無」の「法人税」	囲んで表示します。	
	(1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用	
	する場合を含みます。) の規定により法人税の確定申告書の	
	提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第	
	75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を	
	含みます。)において準用する同法第75条第5項の規定によ	
	り当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みま	
	f ₀)	
	(2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定に	
	より法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連 は朝沈人(同条第2項の担党にないて進用する同沈第75条第	
	結親法人(同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものようなされ	
	5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされ た場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関	
	に場合を含みます。)及い自該伝入との間に連結元生文配関 係がある連結子法人	
	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それ	
	でれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。	
	(1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法	
•		

	人 「青色」	
	(2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
61「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲	
	んで表示します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該	
	法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等	
	がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)に	
	6 を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した	
	金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項及	
	び第144条の3第1項(同法第72条第1項及び第144条の4第	
	1項の規定が適用される場合を含みます。) の規定により中	
	間申告をする必要のある法人を含みます。)	
	(2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法	
	人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別	
	帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別	
	控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該	
	連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える	
	法人	
62「国外関連者の有無」	外国(わが国と租税条約を締結している国に限ります。) に子	
	会社又は親会社等(租税特別措置法第66条の4の規定に該当す	
	る法人)を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○	
	印で囲んで表示します。	

第6号様式別表1記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。

2 1	予欄の記載のしかた 欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1	※処理事項」		記載する必要はありま
			せん。
2	金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が	
る	欄	赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を	
		付して記載してください。	
3	法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4	法人税法の規定によって計算	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める個別帰属	
L	た連結法人税額に係る個別帰	額等を記載した書類又は法人税の申告書の欄の金額を記載しま	
属	額又は法人税法の規定によっ	す。	
7	計算した法人税額①」	(1) 連結申告法人	
		「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」(以	
		下「個別帰属額届出書」といいます。)の 10 欄の金額(こ	
		の欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40 %相当額が記載さ	
		れている場合には、当該額を加算した金額)を記載します。	
		なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額	
		に係る個別帰属額(個別帰属額届出書の10の欄の上段に外	
		書として記載された金額)、個別帰属特別控除取戻税額(個	
		別帰属額届出書の5の欄の金額)及び個別土地譲渡利益金	
		額に対する法人税額(個別帰属額届出書の7の欄の金額)	
		の合計額(これらの金額がない場合は零)を記載します。	
		(2) 連結申告法人以外の法人	
		法人税の申告書(別表1。「別表1」といいます。)の 10	
		欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40 %相	
		当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)	
		を記載します。	
		なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額	
		(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連	
		結納税の承認を取り消された場合等における既に控除され	
		た法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻	
		税額(別表1の5の欄の金額)並びに土地譲渡利益金額に	
		対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載	
		します。	
5	試験研究費の額等に係る連結	(1) 連結申告法人以外の法人にあっては、下記の金額はそれぞ	
法	人税額の特別控除額に係る個	れ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。	
別	帰属額又は試験研究費の額等	(イ) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで(一	
に	係る法人税額の特別控除額	般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る	
2		金額 法人税の明細書(別表6(8))の25の欄の金額	
		※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで(中	
		小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の	
		規定に係る金額は記載しないでください。	
		(ロ) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に	
		係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業	
		者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の1	
		1の欄の金額	
		(^) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域	
		において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)	
		の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25	
		の欄の金額	
		(二) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別	
		区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控	
		除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))	
		の25の欄の金額	

事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表 6 (18))の19の欄の金額

- (A) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上 地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の 特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額
- (ト) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額
- (チ) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共 団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税 額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別 表6(21))の10の欄の金額
- (リ) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))の22の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。
- (ヌ) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度 情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別 控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(30))の16の欄の金額
- (ル) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで (事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除) の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人 税の明細書(別表6(32))の35の欄の金額
- (2) 連結申告法人にあっては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。
 - (4) 租税特別措置法第68条の9第1項から第3項まで(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(5)付表)の21の欄の金額
 - ※ 租税特別措置法第68条の9第4項から第6項まで(中 小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の 規定に係る金額は記載しないでください。
 - (n) 租税特別措置法第68条の9第7項(特別試験研究費に 係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結 親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(9) 付表)の11の欄の金額
 - (n) 租税特別措置法第68条の14第2項(国家戦略特別区域 において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(13)) の18の欄の金額
 - (二) 租税特別措置法第68条の14の2第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(14))の18の欄の金額
 - (ホ) 租税特別措置法第68条の14の3第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(15))の12の欄の金額
 - (へ) 租税特別措置法第68条の15第2項(地方活力向上地域 等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別

	控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。)	
	法人税の明細書(別表6の2(16))の11の欄の金額	
	(ト) 租税特別措置法第68条の15の2第1項又は第2項(地	
	方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の	
	法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法	
	人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(17)	
	付表3)の17の欄及び20の欄の合計金額	
	(チ) 租税特別措置法第68条の15の3第1項(認定地方公共	
	団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税	
	額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別	
	表 6 の 2 (18)) の20の欄の金額	
	(リ) 租税特別措置法第68条の15の6第1項(給与等の支給	
	額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る	
	金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細	
	書 (別表6の2(24)付表) の8の欄の金額	
	※ 租税特別措置法第68条の15の6第2項(中小連結法人	
	の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)	
	の規定に係る金額は記載しないでください。	
	(ヌ) 租税特別措置法第68条の15の6の2第2項(認定特定	
	高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の	
	特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除き	
	ます。) 法人税の明細書(別表6の2(27))の10の欄	
	の金額	
	(ル) 租税特別措置法第68条の15の7第4項から第6項まで	
	(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)	
	の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。)	
	法人税の明細書 (別表6の2(29)) の32の欄の金額	
6 「差引個別帰属法人税額((①		
+②) と (①の括弧書) のうち		
	戦しよう。 (1) 連結申告法人 ①+②の金額と①の欄の上段の()内の	
税額 (①+②) ③」	金額のうちいずれか多い金額	
	(2) 連結申告法人以外の法人 ①+②の金額	
	この場合において、その金額が負数となるときは零を記載	
	します。	
	第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額及び第6号様式別	
控除対象個別帰属税額の控除額	表2の2の④の「計」の欄の金額の合計額を記載します。	
4)		
8「控除対象個別帰属還付税額及	第6号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	
び控除対象還付法人税額の控除		
額⑤」		
9 「退職年金等積立金に係る法人	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	
税額⑥		
10「課税標準となる個別帰属法人	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が	
税額又は法人税額	1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り	
3-4-5+6 7	捨てた金額を記載します。	
	(1) ①の欄の上段の () 内の金額から①+②の金額を差し引	①+②の金額が赤字額
帰属税額(①の括弧書) - (①		であっても、そのまま負
+2) 8]	この場合において、その金額が負数になる場合は記載しな	数として計算します。
	いでください。	
	(2) この欄の金額は、第6号様式別表2の2の「当期分」の欄	
	の①の欄に転記してください。	
12「法人税における連結納税の承		
認の有無⑨」	法人は「無(連結法人以外の法人)」を〇印で囲んで表示しま	
	す。	
13「連結親法人・子法人の区分⑩」	連結親法人にあっては「連結親法人」を、連結子法人にあっ	⑨の欄において「有(連
	ては「連結子法人」を○印で囲んで表示します。	結法人)」を○印で囲んだ
		法人が記載します。
14「連結親法人の区分⑪」	⑩の欄において「連結親法人」を○印で囲んだ法人は自らの	⑨の欄において「有(連
	区分を、「連結子法人」を〇印で囲んだ法人は当該法人との間	
	に連結完全支配関係がある連結親法人の区分を○印で囲んで表	
1		

	示します。	
15「連結子法人の区分⑫」	法人税法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人	⑩の欄において「連結
	にあっては「特定連結子法人」を、その他の連結子法人にあっ	子法人」を〇印で囲んだ
	ては「非特定連結子法人」を○印で囲んで表示します。	法人が記載します。
16「法人税の申告区分⑬」	連結申告法人にあっては「連結申告」を、その他の法人にあ	⑨の欄において「有(連
	っては「単体申告」を○印で囲んで表示します。	結法人)」を〇印で囲んだ
		法人が記載します。

第6号様式別表1の2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。

: 各欄の記載のしかた	記載のしかた	留 意 事 項
	元 戦 が し が /こ	記載する必要はあります
(大)		心戦りる必安はめりよりん。
	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が	700
る欄	赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を	
S ING	付して記載してください。	
 3 「法人番号」	法人番号 (13桁) を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算		
した法人税額①」	れらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載さ	
1.1,20, 1000.03	れている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を	
	記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支	
	出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の	
	合計額を記載します。	
5 「試験研究費の額等に係る法人	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額	
税額の特別控除額②」	を記載します。	
	(1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで(一般試	
	験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額	
	法人税の明細書(別表6(8))の25の欄の金額	
	※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで(中小企	
	業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に	
	係る金額は記載しないでください。	
	(2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る	
	法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を	
	除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金	
	額	
	(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域にお	
	いて機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定	
	に係る金額 法人税の明細書 (別表 6 (16)) の25の欄の金 額	
	(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域	
	において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の	
	規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄	
	の金額	
	(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業	
	の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の	
	法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を	
	除きます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金	
	額	
	(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域	
	等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控	
	除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人	
	税の明細書(別表 6 (19))の18の欄の金額	
	(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向	
	上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の	
	特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)	
	法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額	
	(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体	
	の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特	
	別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))	
	の10の欄の金額	
	(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が	
	増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中	
	小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))	

	の22の欄の金額	
	※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給	
	与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規	
	定に係る金額は記載しないでください。	
	(10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報	
	通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の	
	規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明	
	細書 (別表 6 (30)) の16の欄の金額	
	(11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(事	
	業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規	
	定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細	
	書 (別表 6 (32)) の35の欄の金額	
6 「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載しま	
	す。	
7 「課税標準となる法人税額 ①	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が	(1) 東京都の特別区にのみ国
+2-3 4	1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り	内の事務所又は事業所(以
	捨てた金額を記載します。	下「事務所等」といいま
		す。)を有する法人及び東
		京都の市町村にのみ国内
		の事務所等を有する法人
		は、この欄の金額を第6
		号様式又は第6号様式(そ
		の2)の3又は3の欄に
		記載します。
		(2) 2以上の都道府県に事務
		所等を有する法人及び都
		内分割法人はこの欄の金
		額を第10号様式の⑤の欄
		に記載します。
8「2以上の道府県に事務所又は	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道	一の都道府県にのみ事務所
事業所を有する法人における課	府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を	等を有する法人は、記載する
税標準となる法人税額⑤」	記載します。ただし東京都に申告する場合には、第6号様式又	
	は第6号様式(その2)の図及び図の欄の金額の合計額を記載	22,565,756,270
	してください。	
9「法人税割額(④又は⑤× ₁₀₀)	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額	税額の計算を行う場合の税
6	に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額	D-101 11131 = 1113 MTH D-
	に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合に	
	は、第6号様式又は第6号様式(その2)の図と図の欄の金額	
	の合計額を記載してください。	
10「道府県民税の特定寄附金税額	第7号の3様式の20の欄の金額を記載します。	
控除額⑦」		
11「外国の法人税等の額の控除額	第7号の2様式(その1)の⑫の欄の金額(2以上の道府県	
8]	に事務所等を有する法人にあっては、⑱の欄の当該道府県分の	
	金額)又は第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額(2以上	
	の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあって	
	は、⑬及び②の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	
12「差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100	
9]	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた	
	金額を記載します。	
L	1 N - N - N / 0	1

第6号様式別表2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、法第53条第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においては法人 税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付してください。

2 各欄の配載のしかた 欄	記載のしかた	留	意	事	項
1 「連結適用前欠損金額又は連結	当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始し	Щ	765	7	
適用前災害損失欠損金額①	た事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前				
	災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の				
	分から順次記載します。				
2 「控除対象個別帰属調整額②」	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度(2以上ある場				
	合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額				
	の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。)				
	の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次				
	に定める率を乗じて得た金額を記載します。				
	(1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係があ				
	る連結子法人 100分の23.2。ただし、最初連結事業年度が				
	平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の3				
	0。最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月3				
	1日までの間に開始したものである場合は、100分の25.5。最				
	初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日ま				
	での間に開始したものである場合は、100分の23.9。最初連				
	結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの				
	間に開始したものである場合は、100分の23.4。				
	(2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係が				
	ある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が				
	平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の2				
	3,				
	(3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項				
	に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配				
	関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業				
	年度が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、10				
	0分の23。				
3「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額(前期分の				
	この明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度又は連結事業年度				
	の分から順次記載します。				
4「当期控除額⑤」	④の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金額のうちいず				
	れか低い金額を記載します。この場合において、第6号様式別				
	表1の①の欄の上段の()内に記載された金額があるときは、				
	第6号様式別表1の③の欄の金額は、第6号様式別表1の①の				
	欄の上段の () 内に記載された金額を控除したものとして計				
	算します。				

第6号様式別表2の2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、法第53条第9項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。

	欄	記 載 の し か た	留	意	事	項
1	「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前10年以内に開始				
		した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額につい				
		て、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。				
2	「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額(前期分の				
		この明細書の「翌期繰越額」)を古い連結事業年度又は事業年度				
		の分から順次記載します。				
3	「当期控除額④」	③の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金額のうちいず				
		れか低い金額を記載します。この場合において、第6号様式別				
		表 1 の①の欄の上段の() 内に記載された金額があるときは、				
		第6号様式別表1の③の欄の金額は、第6号様式別表1の①の				
		欄の上段の () 内に記載された金額を控除したものとして計				
		算します。				

第6号様式別表2の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。)又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。)において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度(同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。)において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

欄	記載のしかた	留 意 事 項
L 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
-	細書を第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付す	1
	る場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	1
2 「控除対象還付法人税額又は控		
除対象個別帰属還付税額①	該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度におい	1
MANUAL TOURS	て法人税法第80条又は第144条の13の規定により欠損金の繰戻し	1
	により還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年	l
	度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において同法第8	1
	1条の31の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法	1
	人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度	l
	又は連結事業年度の分から順次記載します。	l
9 「枕除土汝姬②」		
3 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額(前期分の	l
	この明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度又は連結事業年度	1
A F NV HIT Limit ITA JOSE A	の分から順次記載します。	
4「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に掲げる金額を記	1
	載します。この場合において、(1)については、第6号様式又は	l
	第6号様式(その2)の①の欄の上段の()内に記載された	1
	金額があるときは、第6号様式又は第6号様式(その2)の①	1
	の欄の金額は、第6号様式又は第6号様式(その2)の①の欄	1
	の上段の()内に記載された金額を控除したものとして計算	1
	し、②については、第6号様式別表1の2(イ)の①の欄の上	1
	段の()内に記載された金額があるときは、第6号様式別表	1
	1の2(イ)の①の欄の金額は、第6号様式別表1の2(イ)	1
	の①の欄の上段の()内に記載された金額を控除したものと	l
	して計算し、(3)については、第6号様式別表1の2(ロ)の①	l
	の欄の上段の()内に記載された金額があるときは、第6号	1
	様式別表1の2(ロ)の①の欄の金額は、第6号様式別表1の	l
	2 (ロ)の①の欄の上段の()内に記載された金額を控除し	1
	たものとして計算し、(4)については、第6号様式別表1の①の	1
	欄の上段の()内に記載された金額があるときは、第6号様	l
	式別表1の③の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段	1
	の()内に記載された金額を控除したものとして計算します。	1
	(1) 連結法人及び連結法人であった法人以外の内国法人 ③の	1
	欄の金額と第6号様式又は第6号様式(その2)の①+②の	l
	金額のうちいずれか低い金額	1
	(2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国	1
	法人 ③の欄の金額と第6号様式別表1の2(イ)の①+②	1
	の金額のうちいずれか低い金額	1
	(3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の環付を受けた外	1
	国法人 ③の欄の金額と第6号様式別表1の2(ロ)の①+	1
	②の金額のうちいずれか低い金額	1
	(4) 連結法人及び連結法人であった内国法人 ③の欄の金額と	1
	第6号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額	1
	第6号様式別表1の③の欄の金額のうらいりれが低い金額 (ただし、第6号様式別表1の④の欄に金額が記載されてい	1
		1
	る場合には、③の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金	1
	額から第6号様式別表1の④の欄の金額を控除した金額のう	

第6号様式別表5記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。)、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは同法第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人、政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人又は都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。
- (2) 外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限ります。)にあっては、それぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号イに掲げる法人に限ります。)にあっては、同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

横	記載のしかた	留	意	事	項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この計				
	算書を第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付す				
	る場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。				
2 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。				
3 (第1号)	事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○				
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。				
第3号					
掲げる事業					
4「所得金額又は個別所得金額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)				
	の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別				
	表4の2付表)の42の欄の金額を記載します。				
	ただし、連結申告法人について、法人税の明細書(別表4の				
	2付表)の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額				
	を42の欄の金額に加算した金額を記載します。				
5 「損金の額又は個別帰属損金額	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)				
に算入した所得税額及び復興特	の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特				
別所得税額②」	別所得税額がある場合において、連結申告法人にあっては法人				
	税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の計算上損金の額に算				
	入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、				
	当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、				
	法人税法第40条又は同法第81条の7の規定により納付した所得				
	税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合に				
	は、記載する必要はありません。				
6 「損金の額又は個別帰属損金額	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)				
に算入した分配時調整外国税相	の34の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相				
当額③」	当額がある場合において、連結申告法人にあっては法人税の明				
	細書(別表4の2付表)の42の欄の計算上損金の額に算入して				
	いる分配時調整外国税相当額がある場合において、当該分配時				
	調整外国税相当額を記載します。したがって、法人税法第41条				
	の2又は同法第81条の8の2の規定により納付した分配時調整				
	外国税相当額を損金の額に算入していない場合には、記載する				
	必要はありません。				
7「損金の額又は個別帰属損金額					
. 317	額のいずれか低い金額(法の施行地外において行う資源開発事				
金勘定への繰入額④」	業等に係る特定株式等に係る部分の金額に限ります。)を記載し				

	ます。	
8 「損金の額又は個別帰属損金額 に算入した外国法人税の額⑤」 9 「益金の額又は個別帰属益金額	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の1の欄の当期利益又は当期欠損の額の計算上損金の額に算入した外国法人税の額から法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額を控除して得た金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の1の欄の当期利益又は当期欠損の額の計算上損金の額に算入した個別外国法人税の額から法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄に記載した金額を控除して得た金額を記載します。	
に算入した中間申告又は連結中 間申告における繰戻しによる還 付に係る災害損失欠損金額⑥」		
10「非適格の合併等又は残余財産 の全部分配等による移転資産等 の譲渡利益額⑦」及び「非適格 の合併等又は残余財産の全部分 配等による移転資産等の譲渡損 失額④」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる 法人税法第62条第2項又は第62条の5第2項の規定の適用を受 ける法人が記載し、連結申告法人以外の法人にあっては法人税 の明細書(別表4)の38の欄の金額を、連結申告法人にあって は法人税の明細書(別表4の2付表)の45の欄の金額を記載し ます。	
金勘定からの戻入額⑨」	法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の 25及び26の各欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資 源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限りま す。)を記載します。	
12「外国の事業に帰属する所得以 外の所得に対して課された外国 法人税の額⑩」	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国 法人税の額を記載します。 また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、 法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対 して課された外国法人税の額を記載してください。	
13「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑪」	法第72条の24前段に規定する区分計算の方法により事業税に 係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して 課された外国法人税の額を記載します。	
14「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額⑫」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる 租税特別措置法第67条の14第1項の適用を受ける法人及び同法 第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
15「特定目的信託及び特定投資信 託に係る利益又は収益の分配の 額の損金算入額(3)」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる 租税特別措置法第68条の3の2第1項の規定の適用を受ける法 人及び同法第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が 記載します。	
16「外国の事業に帰属する所得⑰」	法第72条の24前段に規定する区分計算の方法により事業税に 係る所得計算をする場合には外国の事業に帰属する所得から当 該所得に対して課された外国法人税の額(⑪の欄の金額)を控 除した額を、区分計算の方法によらない場合は鄧の欄の金額を 記載します。	
17「繰越欠損金額等又は災害損失 金額の当期控除額③」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人が同号に 掲げる事業に係る単年度損 益の計算を行う場合には、 この欄は記載しないでくだ さい。
18「債務免除等があった場合の欠 損金額等の当期控除額勁」	法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の②の欄又は第6号様式別表11の⑪の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人が同号に 掲げる事業に係る単年度損 益の計算を行う場合には、 この欄は記載しないでくだ さい。
19「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床 探鉱費の特別控除額図」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる 租税特別措置法第59条第1項又は第2項の適用を受ける法人若 しくは同法第68条の62第1項又は第2項の規定の適用を受ける 法人が記載します。	
20「農業経営基盤強化準備金積立	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる	

額の損金算入額劉」	租税特別措置法第61条の2第1項の適用を受ける法人又は同法	
	第68条の64第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
21「農用地等を取得した場合の圧	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる	
縮額の損金算入額⑩」	租税特別措置法第61条の3第1項の適用を受ける法人又は同法	
	第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
22「関西国際空港用地整備準備金	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる	
積立額の損金算入額③」	租税特別措置法第57条の7第1項の適用を受ける法人又は同法	
	第68条の57第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
23「中部国際空港整備準備金積立	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる	
額の損金算入額②」	租税特別措置法第57条の7の2第1項の規定の適用を受ける法	
	人又は同法第68条の57の2第1項の規定の適用を受ける法人が	
	記載します。	
24「再投資等準備金積立額の損金	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる	
算入額③	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す	
	る法律第18条の3第1項又は同法第26条の3第1項の規定の適	
	用を受ける法人が記載します。	
25「特別新事業開拓事業者に対し	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租	
	税特別措置法第66条の13の規定の適用を受ける法人又は同法第6	
場合の特別勘定取崩額の益金算	8条の98の規定の適用を受ける法人が記載します。	
入額(3) 及び「特別新事業開拓		
事業者に対し特定事業活動とし		
て出資をした場合の特別勘定繰		
入額の損金算入額③		
26「非課税所得の区分計算」	外国の事業に帰属する所得及び鉱物の掘採事業の所得の区分	
(3)から(3)までの欄)	計算のできない法人が記載します。	
		(1) 法第72条の24前段の規
所の期末の従業者数の 及び 「期	項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定による申	定による区分計算の方法
末の総従業者数⑧」及び、朔	告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の	により事業税に係る所得
木の総促来有数⑩」	前日)現在における従業者の数により記載します。	計算をする法人は記載す
	(2) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事	
	業をいいます。以下同じです。)を併せて行う法人にあって	
	は、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載	数を合計した数を当該事
	します。	業年度の月数で除した数
	(3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、非課税事業に係	に1人に満たない端数を
	る従業者の数を含む人数を記載します。	生じたときは、これを1
	(4) 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の20第1項に規	人とします。
	定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。)	
	を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所	
	又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人(法	
	第72条の19に規定する特定内国法人をいいます。)が事業年	
	度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないことと	
	なった場合には、幼の欄には、当該事業年度に属する各月の	
	末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合	
	計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑧	
	の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法	
	の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計し	
	た数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に	
	属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従	
	業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数	
	とを合計した数を記載します。	
28「鉱物の掘採事業の所得」	❸の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を	⑩から⑭までの欄は、鉱
(細から④までの欄)	切り捨てて記載し、⑳の欄に転記します。	物の掘採事業の所得を区分
		計算する法人は記載する必
		要がありません。

第6号様式別表5の2記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた		
欄	記 載 の し か た	留意事項
1「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 第 1 号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印	
法第72条の2第1項 ・ に	で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
3「収益配分額の計算」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	
(①から④までの欄)	載します。	
(T) 1-9 (T) 2 (T) 1 (T)	似しより。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国	
	法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他	
	の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う	
	法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の33、39	
	又は⑤の各欄の金額	
	(2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別	
	表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額	
4「単年度損益⑤」	(1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	
	る政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59	を有する外国法人にあって
	条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第	は、法人税法第141条第1
	6 号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表10⑨)」と、	号イに掲げる国内源泉所得
	「別表5@」とあるのは「(別表5@-別表10⑨)」と読み替	に係る所得の金額又は欠損
	えて計算した金額を記載します。	金額及び同号口に掲げる国
	(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	内源泉所得に係る所得の金
	る政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59	額又は欠損金額の合算額を
	条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨	記載します。
	時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例	
	法」といいます。) 第17条第1項の規定により読み替えて適	
	用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場	
	合に該当する場合に限ります。) の規定の適用を受けようと	
	する法人にあっては、「第6号様式⑰」とあるのは「(第6号	
	様式⑩-別表10⑪)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5	
	❷-別表10②)」と読み替えて計算した金額を記載します。	
	(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	
	る政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59	
	条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて	
	適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる	
	場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受けよう	
	とする法人にあっては、「第6号様式の」とあるのは「(第6	
	号様式®-別表11⑫)」と、「別表5@」とあるのは「(別表	
	5 24 一別表11(2) 」と読み替えて計算した金額を記載します。	
	(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	
	る政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59	
	条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第	
	6 号様式⑩ とあるのは「(第6号様式⑩ - 別表11卿) と、	
	「別表5@」とあるのは「(別表5@-別表11⑫)」と読み替	
	えて計算した金額を記載します。	
	(5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用な呼ばるはよけます。では、は上野の明知書(別書4)の(2	
	用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(3	
	3) 又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄におい	
	て損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、	
	加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した	
I	金額を記載します。	

1	(c) 和磁性叫拼黑计算CC久页 E 页 2 篇 1 语可计算C0久页00页 2	
	(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3	
	第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表す(200の規定が)となっては、法人税の明細書(別表す)という。(200の規定が)となっては、法人税の明細さればいる。	
	書 (別表17 (2の3)) の(10)の欄から(23)の欄を控除した	
	金額又は法人税の明細書(別表17の2(2)付表一)の(8)	
	の計の欄から(26)の欄を控除した金額を加算した金額を記載	
	List.	
	(7) 第6号様式別表5の圏から③まで及び⑤の各欄に記載のあ	
	る法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載	
	し、同表の③に記載のある法人にあっては同欄を加算した金	
	額を記載します。	
5「付加価値額⑥」	この欄の金額が零又は負数の場合は、⑦から⑩までの各欄に 記載する必要はありません。	
6 「収益配分額のうちに報酬給与		
額の占める割合⑦」	て記載します。	
7 「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
7 (4) × 70/100 (8)		
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨てた金額を記載します。	
8「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
9「雇用者給与等支給増加額⑩」	第6号様式別表5の6の劉又は第6号様式別表5の6の2の ②の各欄の金額を記載します。	
 10「資本金等の額⑫	○ 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	清算中の法人は、資本金
10、月本立中の領地」	がに拘りる伝人の区方ことに、それぞれがに定める金額を記載します。	等の額がないものとみなさ
	戦しより。 (1) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事	, ,,,,,
	業をいいます。)とその他の事業とを併せて行う法人(2)又は20に担ばるはよるなるとはより、第6日様子四	
	は(3)に掲げる法人である場合を含みます。) 第6号様式別	[
	表5の2の3の②の欄の金額	欄に記載する必要はありま
	(2) 課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける。	せん (以下回しです。)。
	ける法人第6号様式別表5の2の3の偽の欄の金額	
	(3) 法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定又は第2	
	項の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の	
	②の欄の金額	
	(4) 課税標準の特例(法附則第9条第2項、第11項、第12項及	
	び第18項)の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項	
	に規定する金額	
	(5) 課税標準の特例(法附則第9条第3項)の規定の適用を受	
	ける法人 10億円	
	(6) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合	
	算額2」の図の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又	
	は連結個別資本金等の額3」の圏の欄の金額のいずれか大き	
5 to a later to the control of the c	い方の額	
11「当該事業年度の月数⑬」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月	
	とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載しま	
	す。 	
	また、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用	
	を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記	
	載します。	
12 「⑫×⑬/12 ⑭」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切りになった。	
a Clabelt Autor 31 (2)	り捨てた金額を記載します。	
13「控除額計⑮」	次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定	
	める金額を記載します。	
	(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人((2)に掲げ	
	る法人である場合を含みます。) 第6号様式別表5の2の	
	3の②の欄の金額	
	(2) 課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで)の	
	規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑩の	
	欄の金額	
	(3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の③の欄の金額	
	(4) 法第72条の21第6項(一定の持株会社の資本金等の額の算	
	定)の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法	
	人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の⑩の欄の金額	

14「⑮のうち1,000億円以下の金額の」、「(⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額)×50/100⑱」及び「(⑯のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額)×25/100⑲」 15「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数②」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数②」及び「計③」	(1) ⑥の欄の金額が1,000億円(その事業年度が1年に満たない場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは、当該金額を⑰の欄に、⑯の欄の金額が1,000億円を超え5,000億円(その事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ⑰及び⑱の各欄に、⑯の欄の金額が5,000億円と超えるときは、当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億円以下の金額及び5,000億円以下の金額及び5,000億円と超え1兆円(その事業年度が1年に満たない場合には、1兆円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額)以下の金額に区分して、それぞれ⑰、⑱及び⑲の各欄に記載します。 (2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数②」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における収入金額等課題事業に係る期末の従業者数②」の欄には、各事業年度に属	を当該事業年度の月数で除 した数に1人に満たない端 数を生じたときは、これを
	課税事業に係る期末の従業者数②」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「計③」の欄には、②欄と②欄の合計を記載します。 (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合 (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合 (3) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業とを併せて行う法人	
16「課税標準となる資本金等の額	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
② 」	り捨てた金額を記載します。	
17「期首現在の金額圏」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	
18「当期中の減少額圏」及び「当期中の増加額圏」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額 3」の欄は、法人税の明細 書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関す る計算書」に記載したとこ ろに準じて記載します。
19「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の図の欄若しくは②の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の図の欄若しくは②の欄又は「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の図の欄若しくは②の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	

第6号様式別表5の2の2記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。)が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付してください。
- (2) 法第72条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 谷懶の記載のしかた	edical plants and the second s	
欄	記載のしかた	留意事項
1「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 (第1号)	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印	
法第72条の2第1項 ・ に	で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
3「報酬給与額①」、「純支払利子	第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③、第	
②」、「純支払賃借料③」及び「単	6号様式別表5の5の③及び第6号様式別表5の⑯の各欄の金	
年度損益④」	額をそれぞれ記載します。	
4 「付加価値額①+②+③+④	②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④	
5)	を計算します。	
5「2.外国の事業に帰属する付	特定内国法人が記載します。	
加価値額の計算」の各欄		
6「外国の事業に帰属する報酬給	(1) 法第72条の19前段に規定する方法(区分計算)により付加	
与額⑥」、「外国の事業に帰属す	価値額を計算する法人にあっては、⑥の欄には外国の事業に	
る純支払利子⑦」、「外国の事業	帰属する報酬給与額を、⑦の欄には外国の事業に帰属する支	
に帰属する純支払賃借料⑧」及	払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金	
び「外国の事業に帰属する単年	額(当該金額が零を下回る場合には、負数)を、⑧の欄には	
度損益⑨」	外国の事業に帰属する支払賃借料の額の合計額から受取賃借	
	料の額の合計額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合	
	には、負数)を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑰の欄の金	
	額を、それぞれ記載します。	
	(2) 法第72条の19後段に規定する方法(従業者数按分)により	
	付加価値額を計算する法人にあっては、⑥から⑧までの各欄	
	には①から③までの各欄の金額に⑪の欄の人数を乗じて得た	
	額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載し、	
	⑨の欄には④の欄の金額と第6号様式別表5の⑩の欄の金額	
	の合計額に⑪の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除	
	して計算した金額をそれぞれ記載します。これらの金額に1	
	円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額	
	を記載します。	
7 「外国の事業に帰属する付加価	法第72条の19前段に規定する方法(区分計算)により外国の	
値額の計算方法」	事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては「区分計	
_	算」を、区分計算によることが困難で法第72条の19後段に規定	
	する方法(従業者数按分)により外国の事業に帰属する付加価	
	値額を計算する法人にあっては「従業者数按分」を○印で囲ん	
	で表示します。	
8「外国の事業に帰属する付加価	⑦又は⑧が負数の場合には、それを零として⑥+⑦+⑧+⑨	
値額⑥+⑦+⑧+⑨ ⑩」	を計算します。	
9「外国における事務所又は事業	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日(法第72条の26第1	(1) 法第72条の19前段に規
所の期末の従業者数⑪」及び「期	項ただし書(仮決算による中間申告)又は法第72条の48第2	定する方法 (区分計算)
末の総従業者数⑫」	項ただし書(前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予	により外国の事業に帰属
	定申告)の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日	する付加価値額を計算す
	から6月を経過した日の前日)現在における従業者の数によ	る法人で、かつ、第6号
	り記載します。	様式別表5の2の3の⑧
	(2) 収入金額課税事業(法第72条の2第1号第2号に掲げる事	の欄の金額の計算にあた
	業をいいます。以下同じです。)を併せて行う法人にあって	り従業者数を用いないで
	は、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載	計算する法人は記載する
	します。	必要はありません。
	(3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、事業税を課され	
1	The state of the s	1

与額等の計算」の各欄(③から ②までの欄)	ない事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。 (4) 第6号様式別表5の⑩及び第6号様式別表5の⑱の各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の人数を⑪及び⑫の各欄にそれぞれ転記します。 (5) 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。)を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を自しないの期法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、⑪の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑫の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度の月数で除した。 (1) ⑭、⑰又は⑩の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額が多受取利子の額の合計額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、負数)を記載します。 (2) ⑮、⑱又は⑩の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、負数)を記載します。 (3) ③及び⑳の各欄は、株業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額がら受取場を発達を担ます。 (4) ⑩、⑬又は⑫の各欄に、これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑯、⑰又は⑱の各欄にそれぞれ転記します。	非課税事業を併せて行う
11「報酬給与額③」、「純支払利子 ④」及び「純支払賃借料③」	③の欄には①の欄の金額から⑥の欄の金額及び②の欄の金額を控除した金額を、與の欄には②の欄の金額から⑦の欄の金額	
(B) 次() 「爬入河真旧行(0)	及び図の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合	
	には、零)を、③の欄には③の欄の金額から⑧の欄の金額及び	
	②の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、	
	零)を記載します。	

第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで(無償増資等及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定)、第2項(資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準)、法第72条の22(特定内国法人等の資本金等の額の算定)、課税標準の特例(法附則第9条第1項又は第4項から第7項まで)又は政令第20条の2の26(非課税事業を併せて行う法人等の資本金等の額の算定)の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあっては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録等)を、同項第2号の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の塡補を行った法人)にあっては、資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同項第3号の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失の塡補に充てた法人)にあっては、剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

2 各欄の記載のしかた		
欄	記載のしかた	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 従業者数を記載すべき欄	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決	
(③及び④、⑭及び⑮、⑯から	算による中間申告)又は法第72条の48第2項ただし書(前事業	
39までの欄)	年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告)の規定による	
	申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の	
	前日)現在における従業者の数により記載します。	
3「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	収入金額課税事業を併せ
	載します。	て行う内国法人又は同法人
	(1) 収入金額課税事業 (法第72条の2第1項第2号に掲げる事	で、かつ、法第72条の21第
	業をいいます。以下同じです。)を併せて行う内国法人 第	1項第1号から第3号ま
	6 号様式別表 5 の 2 の下表「法人税の資本金等の額又は連結	で、課税標準の特例(法附
	個別資本金等の額3」の圏の欄の金額	則第9条第1項)の規定の
	(2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から	適用を受ける法人が記載し
	第3号まで若しくは、第2項又は課税標準の特例(法附則第	ます(以下5まで同じで
	9条第1項)の規定の適用を受ける法人 ②又は⑤の欄の金	す。)。
	額	
4 「収入金額課税事業以外の事業	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
に係る資本金等の額②」	り捨てた金額を記載します。	
5 「収入金額課税事業以外の事業	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国	(2)において、従業者の数
に係る期末の従業者数③」及び	法人」といいます。) にあっては、③の欄には収入金額課税	を合計した数を当該事業年
「期末の総従業者数④」	事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所(以下「事務	度の月数で除した数に1人
	所等」といいます。) 及び外国の事務所等の従業者の合計数	に満たない端数を生じたと
	を記載し、④の欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の	きは、これを1人とします。
	従業者の合計数を記載します。	
	(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③の欄には、当該事	
	業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以	
	外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月	
	数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属	
	する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に	
	係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して	
	得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入	
	金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度	
	の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。	
	(イ) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年	
	度の中途において収入金額課税事業を開始した場合	
	(ロ) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途に	
	おいて収入金額課税事業以外の事業を開始した場合	
	(ハ) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを	
	併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課	
	税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合	
6 「月数按分後の資本金等の額⑤」	次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を	特定内国法人若しくは非
	記載します。	課税事業を併せて行う内国
	(1) 特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人	法人又はこれらの法人で、

	(2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例(法附則第9条 第4項から第7項まで)の規定の適用を受ける法人	かつ、課税標準の特例(法 附則第9条第4項から第7 項まで)の規定の適用を受 ける法人が記載します(以 下11まで同じです。)。
7「外国の事業に係る控除額⑧」	(1) 第6号様式別表5の2の2⑤の欄の金額から第6号様式別表5の2の2⑩の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の2の⑩の各欄の金額がともに零を超える金額であって、かつ、⑬の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑩の欄の金額で除して計算した金額を記載します。 (2) (1)以外の法人にあっては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の人数で除して計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、(1)及び(2)の計算について、「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表②の欄の合計額、可表②の個の合計額、可表②の2⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の合計額又は同表の名計額が負数となる場合には、それを零として計算の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算	
	し、「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額 が負数となる場合には、それを零として計算します。 (4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
8「非課税事業に係る控除額⑩」	切り捨てた金額を記載します。 この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
9「課税標準の特例に係る控除額 ⑪」	り捨てた金額を記載します。 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人であって、かつ、課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで)の	
an Edit Hally Division of the Control	規定の適用を受ける法人が、③の欄の金額を記載します。	Ni fritano fra a caracteria
10「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属	(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲 げる事業とを併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の	法第72条の19後段の規定
する付加価値額の割合[3]	2の2⑤ 及び「同表⑤ とあるのは「それぞれの事業に係	
)	る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同	- 11111 1111 1111 1111 1111 1111 1111
	表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同	りません。
	表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥	
	の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及	
	び同表①の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合 を記載してください。	
	なお、「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」を読み替えて	
	計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の	
	合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それ	
	を零として計算し、「同表⑩」を読み替えて計算する場合に	
	あってはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表 ⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算	
	○の側の自前額が貝数となる場合には、てれを令として計算 します。	
	(2) この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨	
	てた金額を記載します。	

11「国内における非課税事業に係る期末の従業者数値」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数値」	(1) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額 課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑭の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限ります。以下「その他の事業」といいます。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (イ) その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合 (ロ) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃止した場合	を合計した数を当該事業年
12「資本金等の額⑯」	法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の図の欄の金額を記載します。	法第72条の21第1項第1 号から第3号までの規定の 適用を受ける法人が記載し ます (以下14まで同じで す。)。
13「法第72条の21第1項第1号に 係る加算⑰」	法第72条の21第1項第1号の適用を受ける法人が記載します。	
14「法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除®」	次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の塡補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損の塡補に充てた金額(2) 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金(同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。)を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の塡補に充てた金額	Ver La Silde 14th Dave dell's a salar
15「資本金の額②」及び「資本準備金の額②」	第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の圏の欄の金額、期末現在の資本準備金の額をそれぞれ記載します。	資本準備金の額は、法人 税の明細書 (別表 5 (1)) の 「II 資本金等の額の計算 に関する明細書」に記載し たところに準じて記載しま す。
16「資本金の額図」	課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の図の欄の金額を記載します。	課税標準の特例(法附則 第9条第1項)の規定の適 用を受ける法人が記載しま す(17において同じです。)。
17「法附則第9条第1項に係る額 ③」 18「月数按分後の資本金等の額函」	法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで)の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額を控除	法人が記載します(以下21 まで同じです。)。

	した金額	
19「課税標準の特例に係る控除割	課税標準の特例(法附則第9条第4項から第6項まで)の規	
合図」	定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各	
	事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	
20「未収金の帳簿価額図」	課税標準の特例(法附則第9条第7項)の規定の適用を受け	
	る法人が、当該法人の当該事業年度終了の時における建設事業	
	未収入金の帳簿価額を記載します。	
21「総資産価額❷」	課税標準の特例(法附則第9条第7項)の規定の適用を受け	
	る法人が、政令附則第6条の2第1項の規定により計算した金	
	額を記載します。	
22「課税標準の特例に係る控除額	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
39]	り捨てた金額を記載します。	
23「月数按分後の資本金等の額⑬」	第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。	外国法人が記載します
	外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業	(以下26まで同じです。)。
	年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額に	
	より計算してください。	
24「外国の事業に係る控除額図」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数	
及び「非課税事業又は収入金額	金額を切り捨てた金額を記載します。	
課税事業に係る控除額匈」		
25「期末の総従業者数③」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載	
	します。	
26「国内における非課税事業又は	次に掲げる場合に該当する場合には、圏の欄には、当該事業	従業者の数を合計した数
収入金額課税事業に係る期末の	年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のう	を当該事業年度の月数で除
従業者数⑱」及び「国内におけ	ち非課税事業又は収入金額課税事業(以下「非課税事業等」と	した数に1人に満たない端
る事務所又は事業所の期末の従	いいます。) に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で	数を生じたときは、これを
業者数39」	除して得た数を記載し、39の欄には、各事業年度に属する各月	1人とします。
	の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に	
	係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数	
	と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従	
	業者のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業	
	年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。	
	(1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非	
	課税事業等を開始した場合	
	(2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてそ	
	の他の事業を開始した場合	
	(3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事	
	業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止	
	した場合	

第6号様式別表5の2の4記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の21第6項(一定の持株会社の資本金等の額の算定)の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

また、出資関係図(特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)を添付してください。

2 谷懶の記載のしかに		1
欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「総資産の帳簿価額」	当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算	
(①及び⑤の欄)	(法第72条の26第1項ただし書(仮決算による中間申告)の規	
	定により申告する場合にあっては、同項ただし書に規定する期	あっては、同明細書の27の
	間に係る決算)に基づく貸借対照表(以下「貸借対照表」とい	欄の金額を参考に記載しま
	います。) に計上している総資産の帳簿価額の合計額(両建勘定、	す。
	返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものを控除	
	した額)を記載します。なお、税効果会計を採用している場合	
	に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の	
	合計額に含めて記載してください。	
2 「特定子会社に対する貸付金及	各事業年度に係る政令第20条の2の22(一定の持株会社の資	②及び⑥の欄に記載した
び保有する特定子会社の発行す	本等の金額の算定)に係る各号に掲げる金額がある場合に、同	金額の内訳書(政令第20条
る社債の金額等」(②及び⑥の	条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を記載します。	の2の22第4号に掲げる金
欄)		額を除きます。) を添付し
		てください。
		なお、政令第20条の2の
		22第4号に掲げる金額につ
		いては、「特定子会社に対
		する貸付金額及び保有する
		特定子会社の発行する社債
		の金額⑭+⑮」の「計」及
		び「特定子会社に対する貸
		付金額及び保有する特定子
		会社の発行する社債の金額
		20+21」の「計」の各欄の
		金額となります。
3 「特定子会社の株式等の帳簿価	④の欄には⑯の欄の金額を、⑧の欄には⑳の欄の金額を、そ	
額」(④及び⑧の欄)	れぞれ記載します。	
4 「総資産価額に占める特定子会	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げ	
社の株式等の帳簿価額の割合	て記載します。	合には、この計算書は提出
9,		できません。
5 「特定子会社の株式等に係る控	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
除額⑩」	り捨てた金額を記載します。	
6 「特定子会社の明細」の各欄	法第72条の21第6項第2号に規定する特定子会社(以下「特	
	定子会社」といいます。)について記載します。	
7 「特定子会社が保有する自己株	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	式又は出資の数をそれぞれ記載します。	
が保有する自己株式等の数®」	● □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	周ラげ A 辻上ぶり辻上
8「直接又は間接に保有する株式	①又は⑰の各欄の数のうち、この計算書を提出する法人が直接又は閉袋に保ちまる株字で合せの株式又は出答の粉むるれる。	
等の数個」及び「直接又は間接」に保有する株式等の数個」	接又は間接に保有する特定子会社の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。	の発行済株式等の総数の50 %を超える数を保有し、か
で体生する体式寺の数型」	4 いれ 取 し よ り 。	
		つ、B法人がC法人の発行 済株式等の総数50%を超え
		る数を保有している場合、
		A法人はC法人の株式等を
		「間接に保有する」といい、
		C法人はA法人の特定子会
	との句(人)と1十年の神术がとうしょい つっぱんと ロット・ツ	社であることになります。
9「持株割合」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げ	
10「古垃に仰去小で肚ウァヘリサ	て記載します。	えることとなります。
10「直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額」の各欄	貸借対照表に計上されている特定子会社の株式等の帳簿価額	
八寺が恢得御領」の合欄	をそれぞれ記載します。 カお、佐字子今社の株式笠の帳簿価類は、注し税の配得の計	
I	なお、特定子会社の株式等の帳簿価額は、法人税の所得の計	I

	算の例により金額を記載します。したがって、例えば会計上特定子会社の株式等の帳簿価額を減額し、法人税の所得の計算上損金否認された金額がある場合には、貸借対照表に計上された特定子会社の株式等の帳簿価額に当該損金否認された金額を加算した額となります。	
11「特定子会社に対する貸付金額 ⑭」及び「特定子会社に対する	貸借対照表に計上されている特定子会社に対する貸付金額及びこの計算書を提出する法人の保有する特定子会社発行社債の	
貸付金額⑩」並びに「保有する 特定子会社発行社債の金額⑮」		
及び「保有する特定子会社発行 社債の金額②」		

第6号様式別表5の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた	to	
欄	記載のしかた	留意事項
1「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 (第1号)	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印	
法第72条の2第1項 ・ に	で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
3 各欄共通	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	
	をいいます。以下同じです。)とその他の事業とを併せて行う法	
	人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。	
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
4「須具立は休田」に対する公長」	添付してください。 (1) 法人の事務所等ごとに、各欄に記載します。	(1) 小規模な事務所等につ
4「役員又は使用人に対する給与」 の各欄		. ,
の合懶	(2) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に	いては、「備考」の欄に その旨を記載し、他の事
	関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。)	務所等と一括記載して差
	又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣	
	船員をいいます。) に係るものは含めないで記載します。た	
	だし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当	ては、国ごとに一括記載
	該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合に	して差し支えありませ
	は、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めて記	
	載します。	(3) 別途明細書に準じた書
		類を作成している場合に
		は、「計③」の欄に金額
		を記入のうえ、各欄の記
		載に代えて当該書類を別
		紙として明細書に添付す
		ることとして差し支えあ
		りません。
5「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決	
	算による中間申告)又は法第72条の48第2項ただし書(前事業	
	年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告)の規定による	
	申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の	
	前日)現在における役員及び使用人の数を記載します。	
6 「給与の額」	法第72条の15第1項第1号に規定する金額(当該事業年度に	
	おいて役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職	
	手当その他これらの性質を有する給与として支出するもので、	
	法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額	
	(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支	
	出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得	
	又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの)) を記載	
	します。	Fitte day - 1889 > 1 > 1 debe
7「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに	_
	記載が困難なもので加算すべきもの(出向先法人が出向元法人	
	に対して支払った給与負担金等)又は減算すべきもの(出向元はよび出向なけまなど、悪は取った終与の担合等とがまる場合に	戦します。
	法人が出向先法人から受け取った給与負担金等)がある場合に	
○「/供字」	記載します。	
8「備考」	現物給与、外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な	
0.「処員立は休田」のために古川	内容について記載します。	11から17の棚について
9「役員又は使用人のために支出		
する掛金等」の各欄	おいて役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得	は、1から10までの欄の金

10「派遣元に支払う金額の合計 ⑦」、「派遣労働者等に支払う報 酬給与額の合計⑨」及び「派遣	又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))について、次に掲げる区分ごとにそれぞれ次に定める金額を記載します。なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。(1) 退職金共済制度に基づく掛金 政令第20条の2の3第1項第1号に掲げる金額 (2) 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料 項第2号に掲げる金額 (3) 企業型年金規約に基づく掛金 同項第3号に掲げる金額 (4) 個人型年金規約に基づく掛金 同項第3号に掲げる金額 (5) 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等 同項第5号に掲げる金額 (6) 勤労者財産形成益分を契約に基づく信託金等 同項第6号に掲げる金額 (7) 存続厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 8の欄の金額から9の欄の金額を控除した金額 (8) 事業主として負担する掛金及び負担金の総額 公的年金制度の健全性及び信頼任の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政会で(平成26年政令第73号)附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の政令第20条の2の4第1項第6号括弧書の規定により求めた金額 (10) 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (11) 適格年金返還金額のうち同生年金基金への事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (12) 適格年金返還金額のうち申定との適格年金の事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (13) 適格年金返還金額のうち申定との適格年金の事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (14) 適格年金返還金額のうち申定と職金表のの事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (15) 適格年金返還金額のうち申定と職金表記の方と他の適格年金のの事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうちを業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうちを業型年金の過去勤務債務等に充ての事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (15) 適格年金返還金額のうちを業型年金の過去勤務債務等に充ての事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうちの業型年金の過去勤務債務等に充ての事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (17) 適格年金返還金額の方ち企業型年金の過去勤務債務等に充ての事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (16) 適格年金返還金額の方ち企業型年金の過去勤務債務等に充ての事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (15) 適格年金返還金額の方ちを業型年金額の方ちに掲げる金額 (15) 適格年金返還金額の方ちの企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (15) 高格生金のの書に関する金額 (15) 高格・金のの書に関する金額の方もののの書に関する金額の方ものの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	額が含まれている場合にの
酬給与額の合計⑨」及び「派遣 先から支払を受ける金額の合計 ⑩」		
11 「⑦×75/100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
	(1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零)を記載します。(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

第6号様式別表5の3の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、第6号様式別表5の3に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

<u>2 各欄の記載のしかた</u>		
欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
2 「 第1号	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。)とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を添付してください。 事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
法第72条の2第1項 ・ に 第3号 掲げる事業	印で囲んでください。	
3「労働者派遣等を受けた法人」の各欄	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」といいます。)第26条第1項又は船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣(労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいいます。)又は船員派遣(船員職業安定法第6条第11項に規定する船員派遣をいいます。)を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者(以下「派遣元」といいます。)ごとに、各欄に記載します。	を作成している場合には、 「計①」の欄に金額を記入 のうえ、各欄の記載に代え て当該書類を別紙として明
4「労働者派遣等をした法人」の各欄	労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣又は船 員派遣をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を 受けた者(以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載し ます。	(1) 派遣先が法人以外のものについては、その他として一括記載して差し支えありません。 (2) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計②」及び「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「派遣をした者(派遣元)」の 「住所又は所在地」及び「派遣 を受けた者(派遣先)」の「住 所又は所在地」		
6「派遣元に支払う金額」	法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。	相当する金額は含めないで記載します。
7「派遣人数」及び「労働時間数」	当該事業年度における派遣労働者(労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。	(1) 人数については、労働者派遣契約書又は船員派遣契約書をもとに記載します。 (2) 労働時間数については、派遣先にあっては労働者派遣法第42条又は船員職業安定法第86条に規

		定する派遣先管理台帳を、派遣元にあっては労働者派遣法第37条又は船員職業安定法第77条に規定する派遣元管理台帳をもとに記載します。 (3) 人数及び労働時間数に代えて延べ派遣人数・日を記載する場合は、備考欄にその旨記載します。
8 「派遣労働者等に支払う報酬給	派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号に掲げる金額を	
与額」	記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣	
	労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事してい	
	る場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含	
	めないで記載します。	
9「派遣先から支払を受ける金額」	法第72条の15第2項第2号に規定する当該労働者派遣等の役	消費税及び地方消費税に
	務の提供を受けた者から支払いを受ける金額(当該事業年度に	相当する金額は含めないで
	おいて労働者派遣等の役務の提供の対価として派遣先から支払	記載します。
	を受ける派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の	
	額に算入される金額)を記載します。	

第6号様式別表5の4記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた		
欄	記 載 の し か た	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
3 各欄共通	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	
	をいいます。以下同じです。) とその他の事業とを併せて行う法	
	人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。	
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
	添付してください。	
4 「支払利子」及び「受取利子」	区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類
の各欄		を作成している場合には、
		「計①」及び「計②」の欄
		に金額を記入のうえ、各欄
		の記載に代えて当該書類を
		別紙として明細書に添付す
		ることとして差し支えあり
		ません。
5「区分」	次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。	よせ <i>心</i> 。
3 (区別)	(1) 支払利子	
	(イ) 借入金の利子	
	(中) 社債の利子	
	(ハ) 手形割引料	
	(二) 利子税及び延滞金(納期限の延長の場合に限ります。)	
	(ホ) その他	
	(2) 受取利子	
	(イ) 貸付金の利子	
	(1) 預貯金の利子	
	(^) 公社債の利子	
	(二) 手形割引料	
	(ホ) 還付加算金	
	(^) その他	
6 「借入先」及び「貸付先」	相手先が特定できない場合には、空欄として差し支えありま	
	せん。	
7 「期中の支払利子額」	法第72条の16第1項に規定する支払利子の額(当該事業年度	各区分ごとに、一の借入
	において支払う負債の利子で、法人税の所得又は連結所得の計	先に対する期中の支払利子
	算上損金の額に算入されるものの額(棚卸資産等に係るものに	額が100万円未満のものに
	ついては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業	ついては、一括記載して差
	年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金	し支えありません。
	の額に算入されるべきもの)) を記載します。	
8「借入金等の期末現在高」及び	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決	
「貸付金等の期末現在高」	算による中間申告)の規定による申告にあっては当該事業年度	
	開始の日から6月を経過した日の前日)現在の金額をそれぞれ	
	記載します。	
9「期中の受取利子額」	法第72条の16第1項に規定する受取利子の額(当該事業年度	各区分ごとに、一の貸付
	において支払を受ける利子で、法人税の所得又は連結所得の計	
	算上益金の額に算入されるものの額)を記載します。	額が100万円未満のものに
	S PART SIZE COLOR OF A BOY C HELLY COLOR	ついては、一括記載して差
		し支えありません。
L.	I.	しへにの / みじ//0

10「純支払利子の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、法72条の19の規定の適用を受ける法人(特定内国法人)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあっては負数、その他の法人にあっては零)を記載します。	
11「備考」	(1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。(2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な内容を記載します。(3) 一括記載したものがある場合には、その件数等を記載します。	

第6号様式別表5の5記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた 		T
欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 「 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
3 各欄共通	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	
	をいいます。以下同じです。)とその他の事業とを併せて行う法	
	人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。	
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
	添付してください。	
4 「支払賃借料」及び「受取賃借		(1) 別途明細書に準じた書
料」の各欄	倉庫その他の建物をいいます。また、土地又は家屋には、これ	類を作成している場合に
113 45 ET INN	らと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みま	は、「計①」及び「計②」
	す。)ごとに、各欄に記載します。	の欄に金額を記入のう
		え、各欄の記載に代えて
		当該書類を別紙として明
		細書に添付することとし
		て差し支えありません。
		(2) 契約において複数の土
		. ,
		地又は家屋について賃借
		している場合には、契約
		ごとに、各欄に記載して
		差し支えありません。
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	(1) 土地についてはその用途(例えば、「宅地」、「駐車場」など)	
しくは名称」	を記載します。	
	(2) 家屋についてはその用途(例えば、「事務所」、「店舗」など)	
	を記載し、当該家屋について名称(ビル名等)があるときは	
	() 書きで当該名称を併記します。	
6「契約期間」	契約書等における契約期間を記載します。なお、この契約が	
	更新されている場合は、更新した期間も含めて記載します。	
7 「期中の支払賃借料」	法第72条の17第1項に規定する支払賃借料(当該事業年度に	
	おいて土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でそ	る期中の支払賃借料が10
	の存続期間が1月以上であるものの対価として支払うもので、	0万円未満のものについ
	法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額	ては、一括記載して差し
	(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支	支えありません。
	出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得	(2) 消費税及び地方消費税
	又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載	に相当する金額は含めな
	します。	いで記載します。
8「期中の受取賃借料」	法第72条の17第1項に規定する受取賃借料(当該事業年度に	(1) 一の土地又は家屋に係
	おいて土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でそ	る期中の受取賃借料が10
	の存続期間が1月以上であるものの対価として支払を受けるも	0万円未満のものについ
	ので、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入され	ては、一括記載して差し
	る金額)を記載します。	支えありません。
		(2) 消費税及び地方消費税
		に相当する金額は含めな
		いで記載します。
9「純支払賃借料の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額(当該金額が	
	零を下回る場合には、法72条の19の規定の適用を受ける法人(特	
	定内国法人)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを	
į.		I

	併せて行う法人にあっては負数、その他の法人にあっては零)
	を記載します。
10「備考」	(1) 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」において記載
	した土地又は家屋の一部を貸借している場合には、その部分
	(例えば、「ビルの1~3階部分」など) が分かるように記
	載します。
	(2) 契約ごとに記載したもの又は一括記載したものがある場合
	には、当該内容又は代表的な用途及び箇所(例えば、「業務
	用駐車場10ヶ所」など)を記載します。
	(3) 期中の支払賃借料又は受取賃借料に含まれない次に掲げる
	ようなものがあり、補足説明が必要な場合には、その内容及
	び金額を記載します。
	(4) 土地又は家屋に係る権利金その他の一時金
	(ロ) 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価とし
	て明確かつ合理的に区分されているもの

第6号様式別表5の6記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合(令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限ります。)に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額②」から「付加価値額からの控除額③」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の⑩から⑲の各欄については、おおむね法人税の明細書(別表 6 (27))に記載した23から32までの各欄(連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表 6 の 2 (24)付表)に記載した9 から19までの各欄)に記載したところに準じて記載します。

欄等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項 ・ に 第3号 掲げる事業	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○ 印で囲んでください。	
2「新規雇用者給与等支給増加割合④」	③の欄の金額を②の欄の金額で除して計算した割合を記載します。	法附則第9条第13項から 第17項までの規定による控 除は、④の欄の数値が100 分の2以上であることが必 要です。
3「前事業年度又は前連結事業年度③」	前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。 (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」、「同上のうち国内新規雇用者に係る金額⑯」及び「同上のうちー般被保険者に係る金額⑯」の各欄連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。)以外の法人にあっては租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する前一年事業年度等(同号イの前事業年度を除きます。)の損金の額に第入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する雇用安定助成金額又は同令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等(同号イの連結事業年度を除きます。)の損金の額に第入される同法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する連合の表征を受ける金額若しくは同号イに規定する連結事業年度等(同号イの連結事業年度を除きます。)の損金の額に第分に規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載します。連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する範括、同項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する雇用安定助成金額又は同令第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等(同号イの事業年度を除きます。)の損金の額に算入される租税特別措置法第68条の15の6第3項第2号に規定するを認ましくは同号イに規定する雇用安定助成金額で算入される同法第68条の15の6第3項第2号に規定するを額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、同欄の上段に外書として記載します。 「適用年度の月数」の欄欄中「⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるの機中「⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等	

I	の日粉の入礼粉可は事件事業に庭院の日料の入礼料・・・・・	
	の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連 結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計	
	数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。	
	(3) 「調整比較雇用者給与等支給額®」の欄 欄中「(⑤の1)	
	- (⑤の2) とあるのは「((⑤の1) + (⑤の1の外書))	
	- ((⑤の2) + (⑤の2の外書))」として計算します。	
	(4) 「新規雇用者比較給与等支給額⑭」の欄 欄中「(⑪の1)	
	$-(\mathfrak{M}\mathfrak{O}2) + (\mathfrak{M}\mathfrak{O}3) \mid E\mathfrak{B}\mathfrak{S}\mathfrak{O}L \lceil (\mathfrak{M}\mathfrak{O}1) + (\mathfrak{M}\mathfrak{O}3) \mid E\mathfrak{B}\mathfrak{S}\mathfrak{O}L \rceil$	
	の1の外書)) - ((節の2) + (節の2の外書) + ((節の	
	3) + (⑩の3の外書))」として計算します。	
4 「調整比較雇用者給与等支給額	租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項	
	(これらの規定を同条第20項において準用する場合を含みます。)	
額の計算」の各欄(⑱及び⑲の	又は第39条の46の2第7項若しくは第9項(これらの規定を同	
欄)	条第21項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受	
1997	ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用	
	者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それ	
	ぞれ次に定めるところによります。	
	(1) 「調整比較雇用者給与等支給額®」の欄 租税特別措置法	
	施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限りま	
	す。) 又は第39条の46の2第22項(第2号に係る部分に限りよ	
	ます。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の	
	5 第 3 項第 4 号ロ又は第68条の15の 6 第 3 項第 3 号ロに掲げ	
	る金額を同欄に記載します。	
	(2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑭」の欄 租税特別措置法	
	第42条の12の5第3項第6号又は第68条の15の6第3項第5	
	第42年の12の3第3項第6万文は第66年の13の6第3項第3 号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載しま	
	クに	
5 「⑥のうち所得等理税事業に係	(1) ⑥のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税	
る額又は⑥×®/30 25	を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」とい	
	います。)に係る額を記載します。	
	(2) (1)の計算が困難であるときは、⑥の欄の金額に圏の欄の従	
	業者数を⑩の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計	
	算した金額を記載します。	
	(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端	
	数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6「⑥のうち収入金額等課税事業	(1) ⑥のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収	
に係る額又は⑥×②/③ ②6	入金額等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。	
(=)((0))((0))	(2) (1)の計算が困難であるときは、⑥の欄の金額に図の欄の従	
	業者数を⑩の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計	
	算した金額を記載します。	
	(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端	
	数金額を切り捨てた金額を記載します。	
7 「控除対象額②)	(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2	
1 12/10/12/12/13	号に掲げる事業(以下「事業を課されない事業等」といいま	
	す。)、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の	
	事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、そ	
	れぞれ次に定める金額を記載します。	
	(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていな	
	い法人 ⑨の欄の金額に៉の欄の金額を⑥の欄の金額で除	
	して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人	
	②の欄の金額に⑤の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計	
	算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をして	
	いない法人 ⑨の欄の金額に⑩の欄の金額を⑥の欄の金額	
	で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載しま	
	す。	
	(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした	
	法人 ②の欄の金額に③の欄の金額を⑥の欄の金額で除し	
	て計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	

T		I
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨てた金額を記載します。	
8「国内における所得等課税事業	次に掲げる場合に該当する場合には、28の欄には、当該事業	77777 271 - 271
に係る期末の従業者数圏」、「国		
内における収入金額等課税事業	務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した	
に係る期末の従業者数29」及び	数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、図の欄には、	数を生じたときは、これを
「国内における事務所又は事業	当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に	1人とします。
所の期末の従業者数⑩」	有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の	
	数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、	
	③の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法	
	の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に	
	係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、	
	当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に	
	有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の	
	数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該	
	事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有す	
	る事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72	
	条の2第1項第2号に掲げる事業(以下「事業税を課されない	
	事業等」といいます。)に係る者の数を合計した数を当該事業年	
	度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。	
	(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業(以下「所得等課	
	税事業等」といいます。)を行う法人が事業年度の中途にお	
	いて事業税を課されない事業等を開始した場合	
	(2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途に	
	おいて所得等課税事業等を開始した場合	
	(3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて	
	行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事	
	業税を課されない事業等を廃止した場合	
9 「付加価値額からの控除額⑨×	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を	
33、24×33又は27×33 34」	記載します。	
	 (イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入	
	金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ②の	
	欄の金額に、③を乗じて計算した金額を記載します。	
	(ロ) (4)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法	
	人 ②の欄の金額に、③を乗じて計算した金額を記載しま	
	す。	
	^。 (^) その他の法人 ⑨の欄の金額に、‹33を乗じて計算した	
	金額を記載します。	
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨てた金額を記載します。	
	ラ4 / 1日 くに並択され状 ひみ 7 o	

第6号様式別表5の6の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の法(以下「令和3年旧法」といいます。)附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合(平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限ります。)に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑮」から「付加価値額からの控除額⑳」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の④から⑭の各欄については、おおむね法人税の明細書(別表 6 (24))に記載した 4 から10まで及び25から28までの各欄(連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表 6 の 2 (21))に記載した 4 から10まで及び25から28までの各欄)に記載したところに準じて記載します。

2 各欄の記載のしかた					
欄等	記 載 の し か た	留	意	事	項
1 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○				
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。				
第3号					
掲げる事業					
2 「比較雇用者給与等支給額②」	⑦の欄の金額を記載します。	令和3	年旧	法附	則第9条
		第13項か	ら第	17項	までの規
		定による	控除	は、	①の欄の
		金額が②	の欄	の金	額を超え
		ることが	必要~	です。	
3 「前事業年度又は前連結事業年	前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合				
度④」	であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律(令和				
	3年法律第11号) 第7条の規定による改正前の租税特別措置法				
	第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号				
	に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄				
	の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。	1			
	(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告				
	法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいい				
	ます。以下この記載の手引において同じです。) 以外の法人				
	にあっては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令				
	(令和3年政令第119号) 第1条の規定による改正前の租税				
	特別措置法施行令(以下「令和3年旧措置法施行令」といい				
	ます。) 第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一				
	年事業年度等(同号イの前事業年度を除きます。)に係る同				
	号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定				
	する連結事業年度等 (同号イの連結事業年度を除きます。)				
	に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあ				
	っては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号				
	イに規定する前一年連結事業年度等(同号イの前連結事業年				
	度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等支給額又は				
	同条第5項第2号イに規定する事業年度等(同号イの事業年				
	度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等支給額を、				
	同欄の上段に外書として記載します。				
	(2) 「 適用年度の月数				
	④の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ⑥」の欄				
	欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるの				
	は、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等				
	の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連				
	結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計	1			
	数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。	1			
	(3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるの	1			
	は「(⑤+⑤の外書)」として計算します。	 			
4「継続雇用者給与等支給増加割	それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」	1			
合の計算」及び「国内設備投資	の欄のいずれかに○印を付します。	1			
に係る計算」		l			

5 「⑯▽ヒナ(⑰×75%)のうち小さ	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額	1
い額圏 及び「控除対象額圏	を切り捨てた金額を記載します。	
	(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税	
る額又は①×②/② 20 1	を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」とい	
る領文は①へሬ/ሬ 御」	と味されない。 ままではさまり。 以下「所侍寺味忱事業」といいます。) に係る額を記載します。	
	(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に図の欄の従	
	業者数を匈の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計	
	算した金額を記載します。	
	(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端	
	数金額を切り捨てた金額を記載します。	
	(1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収	
に係る額又は①×②/② ②」	入金額等課税事業」といいます。) に係る額を記載します。	
	(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に②の欄の従	
	業者数を匈の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計	
	算した金額を記載します。	
	(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端	
	数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8「控除対象額②」	(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第2項に掲	
	げる事業(以下「非課税事業等」といいます。)、所得等課税	
	事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行	
	う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定め	
	る金額を記載します。	
	(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法	
	人 ⑲の欄の金額に⑳の欄の金額を①の欄の金額で除して	
	計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしてい	
	ない法人 ③の欄の金額に⑩の欄の金額を①の欄の金額で	
	除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をし	
	た法人 ⑲の欄の金額に㉑の欄の金額を①の欄の金額で除	
	して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(二) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をし	
	ていない法人 ③の欄の金額に②の欄の金額を①の欄の金	
	額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載しま	
	す。	
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨てた金額を記載します。	
9「国内における所得等課税事業	次に掲げる場合に該当する場合には、②の欄には、当該事業	従業者の数を合計した数
	年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事	
内における収入金額等課税事業		= -10.17.711.04
に係る期末の従業者数御」及び		数を生じたときは、これを
「国内における事務所又は事業	当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に	
所の期末の従業者数図	有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の	1/(204)
がり がり に来る 妖色 」	数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、	
	②の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法	
	の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に	
	係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、	
	当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に	
	有 9 る 事務	
	数を合計した数を自該事業平度の月数ではして存た数及び自該 事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有す	
	る事務所等の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に	
	係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数	
	とを合計した数を記載します。	
	(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業(以下「所得等課	
	税事業等」といいます。)を行う法人が事業年度の中途にお	
	いて非課税事業等を開始した場合	
	(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等	
	課税事業等を開始した場合	
1	(3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事	

	業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を	
	廃止した場合	
10「付加価値額からの控除額図」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を	
	記載します。	
	(イ) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事	
	業のうち複数の事業を併せて行う法人 ②の欄の金額に、	
	窓を乗じて計算した金額を記載します。	
	(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法	
	人 ⑲の欄の金額に、⑳を乗じて計算した金額を記載しま	
	す。	
	(ハ) その他の法人 ③の欄の金額に、∞を乗じて計算した	
	金額を記載します。	
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨てた金額を記載します。	

第6号様式別表6、別表7及び別表8記載の手引

押り	亏禄式別表 6、別表 / .		ra + +
ļ	欄等	記載のしかた	留 意 事 項
	1 用途等	(1) この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課	
別		税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様	
		式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。	
表		この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	
		のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それ	
六		ぞれの事業ごとに記載します。	
		(2) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及び	
		ガス供給業に限ります。)と同項第3号に掲げる事業とを併	
		せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の	
		計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出	
		してください。	
	2 「 第2号	事業の区分に応じて「第2号」と「第3号」のいずれかを○	
	法第72条の2第1項・	印で囲んでください。	
	第3号		
	に掲げる事業		
	3「収入金額の総額」	「摘要」の欄には、事業収入及び事業に付随する一切の収入	
		金額を記載します。	
	4「控除される金額」	国及び地方団体の補助金、固定資産の売却による収入金額の	
		ほか保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却に	
		よる収入金額、受取利息及び受取配当金等政令第22条の規定に	
		より控除される収入金額を記載します。	
	1 用途等	この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税	
別		標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又	
表		は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。	
七	2 「課税標準の計算」(①か	「収入金額」の各欄には「収入金額に関する明細書」により	
	ら④までの欄)	計算した「差引収入保険料⑨」の計欄の金額を、それぞれ対応	
		する保険の種類ごとに記載します。	
	1 用途等	この計算書の1は、損害保険会社又は外国損害保険会社等が	
別		課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算	
		書の2は、少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算	
表		を行う場合に記載し、この計算書の3は、株式会社日本貿易保	
		 険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載して、第	
八		6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してくださ	
		V	
	2「課税標準の計算」(①か	「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により	
	ら⑥までの欄、⑰及び⑱の	計算した「正味収入保険料⑩」の欄、「正味収入保険料②」の欄	
	欄又は②の欄)	又は「正味収入保険料錮」の欄の金額をそれぞれ対応する保険	
		の種類ごとに記載します。	
	3 「収入保険料及び再保険返	収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがある	
		ときは、その金額も収入保険料より控除して計算します。	
	は40の欄)		
	recompletely	L	

第6号様式別表9記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下「平成27年旧法人税法」といいます。)第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)第1条の規定による改正前の政令(以下「平成27年旧政令」といいます。)第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項右しくは平成27年旧政令第21条第1項右しくは平成27年に対いてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年に対してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限ります。)にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

<u>2 各欄の記載のしかた</u>		
欄等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細	
	書を第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する	
	場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3「控除前所得金額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	
	載します。	
	(1) 第6号様式別表5を添付する法人 第6号様式別表5の24	
	の欄の金額から第6号様式別表10の⑨の欄又は同表の⑳の欄	
	の金額を控除した金額	
	(2) その他の法人 第6号様式の邸の欄の金額から第6号様式	
	別表10の⑨の欄又は同表の㉑の欄の金額を控除した金額	
4 「所得金額控除限度額②」	中小法人等事業年度(法人税法第57条第11項各号又は第58条	
	第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第	
	6 項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度	
	をいいます。) に該当しない事業年度にあっては「又は100」を	
	抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消してく	
	ださい。	
	(1) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満	
	たす特定目的会社	
	(2) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満	
	たす投資法人	
	(3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件	
	を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人(法人	
	税法第4条の7に規定する受託法人をいう。(4)において同じ。)	
	(4) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件	
	を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人	
5 「控除未済欠損金額等又は控除	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じ	
未済災害損失金③	た欠損金額若しくは個別欠損金額又は災害損失金で、過去に繰	
术仍 灭日 顶八亚◎〕	越控除を受けなかった金額(前期分の⑤の欄の金額)を古い事	
	業年度の分から順次記載します。	
	なお、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項	
	又は同法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場	
	合には第6号様式別表12の③の欄の金額を、当該事業年度にお	
	いて法人税法第59条第1項又は第2項(同項第3号に掲げる場	
	合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けた場合には	
	第6号様式別表10の②の欄の金額を、当該事業年度(法人税法	
	第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含み	
	ます。)において生じた欠損金額につき同法第80条又は第144条	
		Į

	の13の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還
	付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金
	額を記載します。
6「当期控除額④」	当該事業年度の③の欄の金額と、②の欄の金額から当該事業
	年度前の④の欄の金額の合計額を控除した金額のうち、いずれ
	か少ない金額を記載します。
	なお、当該事業年度が法第72条の23第1項又は第4項の規定
	によりその例によることとされる政令第20条の3第1項又は第
	2項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第
	1項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、次により
	ます。
	(1) 「(②-当該事業年度前の④の合計額)」の金額が零に満た
	ない場合には、当該金額を零として計算します。
	(2) 租税特別措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特
	例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の
	2の⑫の欄の金額を含めて記載します。

第6号様式別表9の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の23第1項又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3第1項又は第2項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限ります。)にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

欄	記載のしかた	留 意 事 項
1 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
2 「投資の額の累計額③」	法人税の明細書(別表7(1)付表5)の3の欄の金額を記載し	
	ます。	
3 「特例対象控除未済欠損金額等	(1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項	
(別表9の③) ⑦」	又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20	
	条の3第1項又は第2項の規定による読替え後の法人税法第	
	57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6	
	号様式別表9の③の欄の金額から同項の規定により欠損金額	
	等とみなされた金額を控除した金額を記載します。	
	(2) 法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記	
	載しません。	

第6号様式別表10記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書の「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(4) に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(p)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (4) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
 - (p) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) この明細書の「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (4) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けようとする法人
 - (p) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けようとする法人
- (3) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及 び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (5) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る 欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 谷惻の記載のしかた					
欄	記 載 の し か た	留	意	事	項
1 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○				
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。				
第3号					
掲げる事業					
2「債務の免除を受けた金額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7				
から「計⑦」までの欄	(2)) の1から7までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては				
	法人税の明細書(別表7の2付表4)の1から7までの各欄の				
	金額を記載します。				
3「当期控除額⑨」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑦の				
	欄の金額と⑧の欄の金額のうち少ない金額を記載します。				
4「欠損金額等⑩」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。				
5「債務の免除を受けた金額⑬」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7				
から「計⑱」までの欄	(2)) の13から18までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては				
	法人税の明細書(別表7の2付表4)の13から18までの各欄の				
	金額を記載します。				
6「⑲の金額を控除する前の所得	第6号様式の匈の欄の金額又は第6号様式別表5の匈の欄の				
20)	金額を記載します。				
7「当期控除額②」	「1 この明細書の用途等」(2)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑱の				
	欄の金額、⑲の欄の金額又は⑳の欄の金額のうち最も少ない金				
	額を記載します。				
8「欠損金額等⑫」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。				
9 「調整前の控除未済欠損金額等	法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規				
3 J	定の適用を受ける事業年度にあっては、第6号様式別表12の③				
	の欄の金額を記載します。				

第6号様式別表11記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(4)又は(p)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(n)又は(=)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (4) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読 み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受 けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人
 - (n) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受けようとする法人
 - (二) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
2 「債務の免除を受けた金額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7	
から「計④」までの各欄	(3)) の1から4までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては	
	法人税の明細書(別表7の2付表5)の1から4までの各欄の	
	金額を記載します。	
3 「適用年度終了の時における資	法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人で、連結申	
本金等の額⑥」	告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7(3))の6	
	の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表	
	7の2付表5)の6の欄の金額を記載します。	
4 「当期控除を受ける欠損金額等	第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額を記載します。	
又は災害損失金額⑦」		
5「⑦の金額を控除した後の所得	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人が、第	
9)	6号様式の⑩の欄の金額若しくは第6号様式別表5の@の欄の	
	金額から⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。	
6「⑦の金額を控除する前の所得	「1 この明細書の用途等」(1)(^)又は(=)に掲げる法人が、第	
100	6号様式の窗の欄の金額又は第6号様式別表5の②の欄の金額	
	を記載します。	
7「④、⑧又は⑨のうち最も少な	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)に掲げる法人にあっては④	
い金額⑪」	の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない	
	金額を、「 1 この明細書の用途等」 (1) ($\mathfrak p$)に掲げる法人にあって	
	は⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち少ない金額を記載しま	
	す。	
8「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も	「1 この明細書の用途等」(1)(n)に掲げる法人にあっては④	
少ない金額⑫」	の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又	
	は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、「1 この明細書の用	
	途等」(1)(=)に掲げる法人にあっては⑤の欄の金額から⑥の欄の	
	金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち少ない金額を記載	
	します。	
9 ⑬から⑰の欄		法人税法第59条第2項
		の規定の適用を受ける場
		合には、記載する必要は
		ありません。

第6号様式別表12、別表13、別表13の2及び別表13の3記載の手引

第6		別表13の2及び別表13の3記載の手引	
	欄等	記載のしかた	留意事項
	1 用途等	(1) この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第4項又は政	この明細書の各欄につい
別		令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人	ては、おおむね法人税の明
		税法第57条第2項から第4項まで又は第58条第2項の規定の	細書(別表7⑴付表1)に
表		適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出	記載したところに準じて記
		してください。	載します。
+		(2) 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法	
		第58条第2項に規定する合併等事業年度にあっては、被合併	
_		法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産	
		の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6	
		号様式別表9の写しを添付してください。	
		(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法	
		人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の	
		金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計	
		算の別を明らかにして記載してください	
		(4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲	
		げる事業とを併せて行う法人(同項第1号口に掲げる法人に	
		限ります。) にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等	
		又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれ	
		の事業ごとに提出してください。	
	2「法第72条の2第1項	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
	第1号	印で囲んでください。	
	に掲げる事業	The Committee of the Co	
	第3号		
	3 「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損	
	,	金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	
	4 「共同事業要件に該当する	法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該	法人税法第58条第1項に
	場合又は5年継続支配関係	当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として	規定する災害損失欠損金額
	がある場合のいずれかに該	政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政	については、記載を要しま
	当する場合」の欄	令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規	せん。
		定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する	
		場合に記載します。	
	5 「共同事業要件に該当する	法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該	法人税法第58条第1項に
	場合又は5年継続支配関係	当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として	規定する災害損失欠損金額
	がある場合のいずれにも該	政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第	については、記載を要しま
	当しない場合」の各欄	4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合	せん。
		若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定め	
		る場合のいずれにも該当しない場合に記載します。	
	6 「支配関係事業年度以後の	法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の	
	欠損金額等のうち特定資産	規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第	
	譲渡等損失相当額の計算の	5項第1号(同条第11項において準用する場合を含みます。)若	
	明細」の各欄	しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令	
		第106号) 第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条	
		第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含みます。)	
		に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、	
		⑨の欄及び⑩の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に	
		記載して添付してください。	
別	1 用途等	(1) この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号	この明細書の各欄につい
表		(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定す	ては、おおむね法人税の明
+		る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合におい	細書(別表7⑴付表2)に
三		て、同条第7項(同条第11項において準用する場合を含みま	記載したところに準じて記
		す。) に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令等	載します。
		の一部を改正する政令(平成29年政令第106号)第1条の規	
		定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号(同	
		条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する特	
		定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、	
		同条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。)	
		に規定する場合に該当する場合に記載し、第6号様式別表12	
		に併せて提出してください。	

	2	「法第72条の2第1項 第1号 ・ に掲げる事業 第3号	(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限ります。)にあっては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。 事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
別表十三の二		用途等 「法第72条の2第1項 第1号	(1) この明細書は、法人税法施行令第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。 (2) 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付してください。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。 (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限ります。)にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。 事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	ては、おおむね法人税の明 細書 (別表 7(1)付表 3) に 記載したところに準じて記
	0	に掲げる事業第3号		
	30	「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損 金額等の区分に応じ、いずれかに〇印を付して記載します。	
別表十三の三	2	用途等	 (1) この明細書は、法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限ります。)にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。 事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○ 	ては、おおむね法人税の明 細書 (別表 7(1)付表 4) に 記載したところに準じて記
		第1号 ・ に掲げる事業 第3号	印で囲んでください。	
	3	「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損 金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	

第6号様式別表14記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に併せて提出してください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
		ん。
2 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
3 「所得割の課税標準」又は「収	各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」	
入割の課税標準」の各欄	の各欄の額をそれぞれ記載します。	
4 「税率」の各欄	法人の事業税の標準税率を記載します。	_

第6号の2様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等所在地の都道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた 	コ 井 の し ふ よ	四 辛 東 西
欄	記 載 の し か た	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
		ん。
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。	
る欄		
3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務	
	所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場	
	合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「事業種目」	「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。な	
	お、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主	
	たる事業に○印を付して記載してください。	
6 「期末現在の資本金の額又は出	期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の
資金の額	別へ近は(これ) の 異/下並が現入(3日異並が) 原と 旧報 ひる)。	額は、法人税の明細書(別
貝立の假」		表 5 (1)) の「II 資本金等
		の額の計算に関する明細
		書」に記載したところに準
		じて記載します。
7 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	
	載します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人(3)に掲げる法人を除きます。)	
	法第23条第1項第4号の5イに定める額	
	(2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第	
	1項第4号の5ニに定める額	
	(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定	
	める金額	
8「道府県民税の 申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係	
	 る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確	
	定しと記載します。	
9 「課税煙淮とかろ退職年金等積	(1) 法人税の申告書 (別表19) の12の欄の金額を記載します。	
立金に係る法人税額①	この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はそ	
立立にいるは八九歳()	の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその	
	全額を切り捨てた金額を記載します。	
	(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の	
	総額(第10号様式の⑤の欄の金額)を記載します。	- 100 11/2 12 12 12 12 14 14 14
10「2以上の道府県に事務所又は	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、第10号様式の	一の都道府県にのみ事務
	道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額	
	を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑥及び⑧	る必要はありません。
に係る法人税額②」	の欄の金額の合計額を記載してください。	
11 「法人税割額(①又は② \times $\overline{100}$)	一の都道府県にのみに事務所等を有する法人は①の金額に、	税額の計算をする場合の
3)	2以上の都道府県に事務所等を有する法人は②の金額に税率を	税率は、各都道府県ごとに
	乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合は、⑦及び	定められた税率を用いま
	⑨の欄の金額の合計額を記載してください。	す。
12「③のうち既に納付の確定した	既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積	
当期分の法人税割額④」	立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載	
	します。	
	ただし、当該事業年度において、第6号の3様式を提出した	
	法人については、第6号の3様式の④の欄の金額を限度としま	
	す。	
13「この申告により納付すべき	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100	
法人税割額③一④ ⑤」	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた	
14八代前頃也 色 ①]	口小 両へめなこさは、てい端剱金領人はてい主領を切り指した	I

	金額を記載します。	
14「東京都に申告する場合の③	(1) ⑥の欄は東京都の特別区のみに事務所等を有する法人にあ	東京都以外の道府県に申
の計算」(⑥から⑨までの欄)	っては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等	告する場合は、記載する必
	を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有	要はありません。
	する法人(以下「都内分割法人」といいます。)にあっては	
	第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都	
	の特別区分の金額を記載します。	
	(2) ⑧の欄は東京都の市町村のみに事務所等を有する法人にあ	
	っては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等	
	を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府	
	県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額	
	を記載します。	
	ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人	
	は、上記「分割課税標準額」の市町村分の合計額によらず次	
	の算式により算定した金額を記載します。	
	東京都の市町村分の従業者数 法人税額× 従業者の総数	

第6号の3様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除きます。)が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等)所在地の都道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた 欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」	元 戦 り し ガヤ た	記載する必要はありませ
1 「太危星事項」		
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が	ん。 -
る欄	#世位の方に使うく正確に記載します。また記載すべる並額が 赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を	
0 [24 75 17	付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務	
	所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合により、	
- FN. I A	合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申	
	告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記しま	
	す。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載し	
	ます。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記	
	載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7 「前期末現在の資本金の額又は	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は	
出資金の額」	出資金の額を記載します。なお、() 内には、当該事業年度又	
	は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資	表 5 (1)) の「Ⅱ 資本金等
	本金の額又は出資金の額を記載してください。	の額の計算に関する明細
		書」に記載したところに準
		じて記載します(かっこ内
		は除く。)。
8 「前期末現在の資本金の額及び	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の	(1) 資本金の額は、法人税
資本準備金の額の合算額」	額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	の明細書 (別表 5(1)) の
		「Ⅱ 資本金等の額の計
		算に関する明細書」に記
		載したところに準じて記
		載します。
		(2) 資本準備金の額は、法
		人税の明細書(別表5(1))
		の「Ⅱ 資本金等の額の
		計算に関する明細書」に
		記載したところに準じて
		記載します。
9 「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	
	載します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。)	
	法第23条第1項第4号の5口に定める額	
	(2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第	
	1項第4号の5ハに定める額	
	(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第2号又は	
	第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度	
	の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って	
	計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月と	
	します。	
	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100	
	(4) ニッノ巫娘(ニ100 1/小個ペノ神剱が*の)のこさ入ばて火土彼が100	I

	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て た金額を記載します。	
11「この申告により納付すべき法	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円	
人税割額④」	未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月	算定期間中に事務所等又
を有していた月数⑤」	とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	は
		新設又は廃止の日を含みま
13「 円×⑤/12 ⑥	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は	す。 (1) 均等割の税率区分の基
	切り捨てて記載します。	準は、「前期末現在の資
	(2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、 それぞれ次に定める金額を記載します。	本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前
	(4) 東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人	期末現在の資本金等の
	主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府	額」のいずれか大きい方
	県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区 の数に広じた特別区の物質制額(吉町は八)た加管したA	の額を用います。
	の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金 額	(2) 特別区に事務所等又は 寮等を有する法人が東京
	(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所	都に申告する場合には、
	等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等 又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市	第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧
	町村分)を加算した金額	の欄の金額を記載しま
	(ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人	す。
	事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわりなく 一の道府県の均等割額	
14「前事業年度又は前連結事業年	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前	2以上の都道府県に事務
度の法人税割額の明細」	連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。	所等を有する法人の⑯の欄
(⑧から⑪までの欄)	(2) ⑧の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に 記載した第6号様式又は第6号様式(その2)の⑤の欄の金	
	額を記載します。	同欄のかっこ内の金額の割
	(3) ⑯の欄は、⑧の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連	
	結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載しま す。	します。
	(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、	
	それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2	
	に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得 に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する	
	法人税額の合計額を記載します。	
	(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額(⑩から⑭まで)をそ	
②」、「資本割額②」、「収入割額②」	れぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額 をそれぞれ記載します。	
	(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イ	
	に掲げる法人(外形対象法人)であった法人が、この申告の	
	期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、20又は20の各欄には金額を記載せず、18の欄	
	の金額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する	
	額を⑪の欄に記載します。 (3) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100	
	日未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	
	た金額を記載します。	
16「前事業年度の特別法人事業税 額(๑) ②	(1) 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において 算出された⑩の欄の金額を記載します。	
~ (0) 01	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100	
	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	
	た金額を記載します。 (1) ②の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を	
14WATEN A TONK DEBY O	乗じて算定します。	
	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100	
I	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	

	た金額を記載します。	
18「この申告により納付すべき事	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円	
業税額及び特別法人事業税額	未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金	
25 - 26 27 J	額を記載します。	
19「前事業年度の事業税額・特別	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定	(2)の場合には、第10号
法人事業税額の明細」(図から	申告書に記載した金額を記載します。⑳の欄について、軽減	様式を添付してください。
⑩までの欄)	税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号	
	様式又は第6号様式(その2)の③の欄の金額を、軽減税率	
	不適用法人は、第6号様式又は第6号様式(その2)の②の	
	欄の金額を記載します。	
	(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48	
	第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年	
	度の所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の	
	月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様	
	式の当該都道府県分を記載します。	
20「法第15条の4の徴収猶予を受	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る	
けようとする税額団」	税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式	
	による届出書に代えようとするものが記載します。この場合に	
	おいて記載する金額は、④の欄に記載した金額と⑰の欄に記載	
	した金額の合計額と同額になります。	

第6号の3様式(その2)記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含みます。)が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等)所在地の都道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた 欄	記載のしかた	留 意 事 項
1「※処理事項」	V= V,	記載する必要はありません。
2 金額の単位区分 (けた) のあ る欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が 赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を 付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務 所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場 合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申 告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記しま す。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。 なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、 主たる事業に〇印を付して記載してください。	
7 「前期末現在の資本金の額又は 出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は 出資金の額を記載します。なお、() 内には、当該事業年度又 は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資 本金の額又は出資金の額を記載してください。	額は、法人税の明細書(別
8 「前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	

	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て た金額を記載します。	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円 未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金 額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等 を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又 は寮等の新設又は廃止があ った場合は、その月数には 新設又は廃止の日を含みま す。
13「 円×⑤/12 ⑥」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。 (2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (4) 東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわりなく一の道府県の均等割額	準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載しま
14「所得割額⑨」、「付加価値割額 ⑩」、「資本割額⑪」	 (1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額(図から図まで)をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。 (2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑩又は⑪の各欄には金額を記載せず、図から図までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑨の欄に記載します。 (3) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 	
15「収入割額⑫」	(1) 前事業年度の収入割の金額(⑤の欄の金額)を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
16「所得割額⑬」、「付加価値割額 ⑭」、「資本割額⑮」、「収入割額 ⑯」	 (1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額(圖から⑪まで)をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。 (2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑭又は⑮の各欄には金額を記載せず、⑲から⑪までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。 (3) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号イに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑬の欄には金額を記載せず、౹ョンの各欄の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。 (4) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100 	

	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	
	た金額を記載します。	
17「前事業年度の特別法人事業税	(1) 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において	
額 (⑱の金額) ⑰」	算出された⑱の欄の金額を記載します。	
	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100	
	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	
	た金額を記載します。	
18「特別法人事業税額®」	(1) ①の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を	
	乗じて算定します。	
	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100	
	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	
	た金額を記載します。	
19「この申告により納付すべき事		
業税額及び特別法人事業税額 ⑨	未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金	
-20 2) I	額を記載します。	
20「法第15条の4の徴収猶予を受	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る	
けようとする税額②」	税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式	
, a je je je je je	による届出書に代えようとするものが記載します。この場合に	
	おいて記載する金額は、④の欄に記載した金額と②の欄に記載	
	した金額の合計額と同額になります。	
21「前事業年度又は前連結事業年	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前	2以上の都道府県に事務
度の法人税割額の明細」	連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。	所等を有する法人の③の欄
(3)から②までの欄)	(2) ②の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に	
(回か・り回よ C V / mm)	記載した第6号様式又は第6号様式(その2)の⑤の欄の金	
	額を記載します。	同欄のかっこ内の金額の割
	(3) ③の欄は、②の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連	
	結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載しま す。	
	⁹ 。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、	
	日本の一般に対応している。 それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2	
	に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得	
	に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する	
	法人税額の合計額を記載します。	(0) の日人には 然10日
	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定	
法人事業税額の明細」(③から⑥		
までの欄)	税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号	
	様式又は第6号様式(その2)の③の欄の金額を、軽減税率	
	不適用法人は、第6号様式又は第6号様式(その2)の②の	
	欄の金額を記載します。	
	(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48	
	第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年	
	度の法第72条の2第1項各号に掲げる事業の区分ごとに所	
	得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換	
	算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当	
	該都道府県分を記載します。	

第7号様式記載の手引

	欄等	記載のしかた	留 意 事 項
	1 用途等	この明細書は、控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象	
第		所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記	
七		載し、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は	
号		第10号の3様式の更正請求書に添付してください。	
様	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
式		細書を第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は	
$\overline{}$		第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課	
そ		税信託の名称を併記します。	
の	3「政令第9条の7第7項た	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書の規	道府県民税の従業者数を
_	だし書の規定の適用の有	定により計算する法人にあっては「有」を、政令第9条の7第	政令第9条の7第7項ただ
)	無」	7 項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で	し書の規定により計算する
		囲んで表示します。	法人とは、事務所又は事業
			所(以下「事務所等」とい
			います。) の所在する都道
			府県が実際に採用する税率
			に相当する割合を用いて計
			算する法人をいい、同項本
			文の規定により計算する法
			人とは、100分の1を用い
			て計算する法人をいいま
			す。以下同じです。
	4「所得税等の額①」	法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の5の欄の金額を	76 9(1140 €)
		記載します。	
	5 「控除対象所得税額等相当	法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の31の欄の金額を	
	額又は個別控除対象所得税 額等相当額②」	記載します。	
	6 「法人税の控除額③」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表17	
		(3の6)) の3の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税	
		の明細書(別表17(3の6))の11の欄の金額を記載します。	
	7 「地方法人税の控除額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表17	
		(3の6))の4の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の	
		6の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の8の欄	
		の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあ	
		っては地方法人税の明細書(別表2付表)の16の欄の金額を記	
	5 (C. W. C.)	載します。	
	8「各道府県ごとに控除する	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載	
	金額の明細」		
		(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の	
		従業者数を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する	
		法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法	
		人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載	
		し、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書の担党により記憶さればしばまっては、第7日の9様式関係	
		の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表	
		2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。	
		(2) 都道府県ごとの⑨の欄の計算は⑧の欄の金額を各都道府県	
		ごとに従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相	
		当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数が	
		あるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
		(3) ⑩の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は 東独東業年度公の法人税割類(第6号様式又は第6号様式)	
		連結事業年度分の法人税割額(第6号様式又は第6号様式(その2)の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数	
		の2) の①の欄に記載すべき伝入税割額で100円未満の端数 を切り捨てる前の金額) から特定寄附金税額控除額(第6号	
		を切り指くる削の金額)から特定令附金税額控除額(第6号様式又は第6号様式(その2)の⑧の欄の金額)を控除した	
		様式又は第6万様式(その2)の8の欄の金額)を控除した 金額を記載します。	
	1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が控除対	
第	···· ·	象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額を法	
1 214		I SECTION A 15 DESCRIPTION OF THE BUSINESS OF	ı

七号様式(その二)	無」及び「政令第48条の13	人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号様式(その1)に代えて使用して差し支えありません。 (2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県相当分、下段に市町村相当分を記載します。 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。 道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の従業者数を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、これらの従業者数を政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	
	4「所得税等の額①」	法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の5の欄の金額を 記載します。	V & 7 . M PU C 7 .
	5「控除対象所得税額等相当 額又は個別控除対象所得税 額等相当額②」	法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の31の欄の金額を	
	6「法人税の控除額③」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表17(3の6))の3の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表17(3の6))の11の欄の金額を記載します。	
	7 「地方法人税の控除額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表17(3の6))の4の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の6の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあっては地方法人税の明細書(別表2付表)の16の欄の金額を記載します。	
	8「各都道府県・各市町村ごとに控除する金額の明細」	2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書及び政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) ⑩及び⑬の欄の計算は、⑨の欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑪の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額(第6号様式又は第6号様式(その2)の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第6号様式又は第6号様式(その2)の⑧の欄の金額)を控除した金額を記載します。 (4) ⑭の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額(第20号様式の⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を	を記載します。 (1) 東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人(他の道府県に限る。) (イ) 特別区分の⑪の欄特別区の方する区域以外の区域において東京和民税の活動の税率には当する部民税の法別が開大の多額に40分の5.7を乗じた金額を控除した金額で開いる都民税の強力のがである。 (ロ) 特別区分の⑭の欄東京都が課する都民税の強力のが表別の一個の個別では、対した金額では40分のも、7を乗じた金額を控除した金額を対象の一個の側面東京都が課する都民税の大人税割の税率に相対する割合から(イ)に規定する場所にある。

切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第20号様式の⑦の欄の金額)を控除した金額を記載します。

- より算定した市町村民税 の法人税割相当額から第 7号の3様式20の欄の金 額に40分の34.3を乗じた 金額を控除した金額
- (2) 特別区と東京都の市町 村の両方に事務所等を有 する法人
- (イ) 特別区分の⑪の欄特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人の語を報題を選出した道府県民税の法人税割は一個人の話人税割の機式⑮の欄の金額では、10計算した金額をでは、10計算した金額をできる額を控除した金額を控除した金額をできる。

第7号の3様式②の欄の金額×同様式⑮の欄の金額/(同様式⑮の欄の金額/(同様式⑰の欄の金額+同様式⑰の欄の金額)

(ロ) 特別区分の⑭の欄東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合を控除した割合をといり算定した市町村民税の法人税割相当額からの法人税割相当額が同様式⑭の欄の金額(同様式⑭の欄の金額が同様式⑭の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の34.3の割合を乗じた金額を控除した金額

第7号の3様式20の欄の金額×同様式150の欄の金額/(同様式150の欄の金額+同様式1500欄の金額+同様式1500欄の金額)

(ハ) 特別区以外分の⑪の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都、課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除した金額

第7号の3様式の20の欄の金額- ((イ)において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額+(p)において市町村民

	税の法人税割相当額から
	控除する金額)
	(3) (1)及び(2)の計算の過程
	において1円未満の端数
	があるときは、その端数
	を切り捨てた金額を記載
	します。

第7号の2様式並びに第7号の2様式別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6記載の手引

	欄 等	記載のしかた	留 意 事 項
	1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を	72. 4 7.
第		法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式若	
七		 しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更	
号		正請求書に添付してください。	
の	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
_		細書を第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は	
様		第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課	
式		税信託の名称を併記します。	
$\overline{}$	3「政令第9条の7第7項た	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の	道府県民税の控除限度額
そ	だし書の規定の適用の有	規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第9条の7	を政令第9条の7第7項た
の	無」	第7項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印	
_	2	で囲んで表示します。	る法人とは、事務所又は事
\smile			業所(以下この記載の手引
			において「事務所等」とい
			います。) の所在する都道
			府県が実際に採用する税率
			に相当する割合を用いて計
			算する法人をいい、同項本
			文の規定により計算する法
			人とは、100分の1を用い
			て計算する法人をいいま
			す。以下同じです。
	4 「当期の控除対象外国税額	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6	7 8 9 1 1 1 4 9 4 7 8
	1)	(2)) の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細	
		書(別表6の2(2)付表)の1の欄を、外国法人にあっては法人	
		税の明細書(別表6の3)の1の欄の金額を記載します。	
	5 「前3年以内の控除限度額		
	を超える外国税額②	た外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民	
		税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなか	
		った部分の額を記載します。	
	6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記	
		載します。	
		(1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の	
		金額以下の場合 同表の①の欄の金額	
		(2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の	
		金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計	
		額以下の場合 同表の⑥の欄の金額	
		(3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の	
		金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計	
		額	
	7 「道府県民税の控除限度額	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定	
	6	により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じ	
		て計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9	
		条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の	
		2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
	8「前3年以内の控除未済外	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府	
	国税額の明細」	県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当	
	•	該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えること	
		となったため控除することができなかった額がある場合に記	
		載します。	
		(2) ⑬の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額	
		を記載します。	
		(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等(合併法人、	
		分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記	
		載の手引において同じです。)とする適格合併等が行われ	
		た場合 政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの	
		当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度に	

		あっては、第7号の2様式別表5(その1)の⑦の欄の金	
		額(),「「「「」」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「	
		(中) この申告書を提出する法人を分割法人等(分割法人又	
		は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において 同じです。)とする適格分割等が行われた場合 政令第9	
		条の7第28項の規定の適用があるときの当該適格分割等の	
		日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号	
		の2様式別表6(その1)の⑤の欄の金額	
	9「各道府県ごとに控除する	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載	
	外国税額の明細」	します。	
		(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の	
		控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算す	
		る法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結 法人税額の課税標準の算定期間(以下この記載の手引中にお	
		伝入恍鎖の味恍停準の昇足期间(以下この記載の子引中において「算定期間」といいます。) の末日現在の従業者数を記	
		載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただ	
		し書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式	
		別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。	
		(2) 都道府県ごとの⑯の欄の計算は⑨及び⑩の欄の金額の合計	
		額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従業者数により	
		按分して行います。この場合において、当該算定した外国税	
		額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金	
		額を記載します。	
		(3) ⑰の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は 連結事業年度分の法人税割額(第6号様式又は第6号様式(そ	
		の2)の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数	
		を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第6号	
		様式又は第6号様式(その2)の⑧の欄の金額)及び外国関	
		係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象	
		所得税額等相当額の控除額(第6号様式又は第6号様式(そ	
		の2)の⑨の欄の金額)を控除した金額を記載します。	
		また、道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑰の欄は、	
		第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額(100円未満の端数を	
		切り捨てる前の金額)から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	
	1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国に	
第		おいて課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除し	
七		ようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式若し	
号		くは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更	
0)		正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号	
		の2様式(その1)に代えて使用して差し支えありません。	
様式		(2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府 県相当分、下段に市町村相当分を記載します。	
17,	2 「法人名」	宗相ヨガ、下校に印明や相ヨガを記載します。 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
そ		細書を第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は	
0)		第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課	
二		税信託の名称を併記します。	
	3「政令第9条の7第7項た	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の	市町村民税の控除限度額
		規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第4	
	無」及び「政令第48条の13 第8項ただし書の規定の適	8条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては 「有 を、これらの額を政令第9条の7第7項本文及び政令第4	
	用の有無	8条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては「無」	在する市町村が実際に採用
	\14 -< 11 \m2	を○印で囲んで表示します。	する税率に相当する割合を
			用いて計算する法人をい
			い、同項本文の規定により
			計算する法人とは、100分
			の6を用いて計算する法人
	4 「业期の地応与各月日延年	海灶中生法 円別の決したもっては決し対の中価事 /回まり	をいいます。以下同じです。
	4 「当期の控除対象外国税額 ①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6(2))の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細	
I	(4)	心 ッ1ツ禰ツ並領で、	ı

	書(別表6の22付表)の1の欄を、外国法人にあっては法人	
	税の明細書(別表6の3)の1の欄の金額を記載します。	
5 「前3年以内の控除限度額	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課され	
を超える外国税額②」	た外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民	
	税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなか	
	った部分の額を記載します。	
6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記	
	載します。	
	(1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の	
	金額以下の場合 同表の①の欄の金額	
	(2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の	
	金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計	
	額以下の場合 同表の⑥の欄の金額	
	(3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の	
	金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計	
	額	
7 「道府県民税の控除限度額	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定	
6	により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じ	
	て計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9	
	条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の	
	2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8 「市町村民税の控除限度額	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項本文の規定	
7	により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の6を乗じ	
	て計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48	
	条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の	
	4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
9「当期分として算定した法	❷の欄若しくは⑪の欄又は第6号様式若しくは第6号様式(そ	東京都の特別区にのみ事
人税割額⑫」	の2)の⑦の欄から⑧の欄及び⑨の欄の金額を控除した金額を	務所等を有する法人(他の
	記載します。	道府県に事務所等を有する
		法人を除く。) の特別区分
		の都民税法人税割額は次の
		金額を記載します。
		(1) 道府県相当分(上段)
		特別区の存する区域以
		外の区域において東京都
		が課する都民税の法人税
		割の税率に相当する割合
		により算定した道府県民
		税の法人税割相当額から
		第7号の3様式②の欄の
		金額に40分の5.7を乗じ
		た金額及び第7号様式
		(その2) ⑨の上段の欄
		の金額を控除した金額
		(2) 市町村相当分(下段)
		東京都が課する都民税
		の法人税割の税率に相当
		する割合から(1)に規定す
		る割合を控除した割合に
		より算定した市町村民税
		の法人税割相当額から第
		7号の3様式20の欄の金
		額に40分の34.3を乗じた
		金額及び第7号様式(そ
		の2) ⑨の下段の欄の金
		額を控除した金額
		(3) (1)及び(2)の計算の過程
		において1円未満の端数
		があるときは、その端数
		を切り捨てた金額を記載
	1	

		します。
10「前3年以内の控除未済外	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府	
国税額の明細」	県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当	
	該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えること	
	となったため控除することができなかった額がある場合に記	
	載します。	
	(2) 「当期分」の欄は、「当期分の控除外国税額⑩」の欄の金額	
	のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑫」	
	の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除でき	
	ない金額を記載します。	
	(3) 「翌期繰越額計」の欄は、前3年以内の控除未済外国税額	
	の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載し	
	ます。	
	(4) ⑭の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額	
	を記載します。	
	(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合	
	併等が行われた場合 政令第9条の7第21項及び政令第48	
	条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の	
	日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号	
	の2様式別表5(その2)の⑦の欄の金額	
	(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分	
	割等が行われた場合 政令第9条の7第28項及び政令第48	
	条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の	
	日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号	
	の2様式別表6(その2)の⑤の欄の金額	
11「各都道府県・市町村ごと	2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次の	東京都の特別区に事務所
に控除する外国税額の明		等を有する法人の特別区の
細」	(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及	
	び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文及び	
	政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、第2世界の大口用なの光光光の数を記せ、 第四月日	を記載します。
	ては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民	
	税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただ し書及び政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算す	事務所等を有する法人 (他の道府県に事務所等
	る法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様	
	式別表2の8の欄の補正後の従業者数を記載します。	(イ) 特別区分の®の欄
	(2) ⑰及び⑳の欄の計算は、⑪及び⑪の欄の金額の合計額を各	特別区の存する区域以
	都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数	外の区域において東京
	により按分して行います。この場合において、当該算定した	都が課する都民税の法
	外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨	人税割の税率に相当す
	てた金額を記載します。	る割合により算定した
	ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府	道府県民税の法人税割
	県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、⑩及び⑪の	相当額から第7号の3
	欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区	様式20の欄の金額に40
	以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額を控除した額	分の5.7を乗じた金額
	となります。	及び第7号様式(その
	(3) ⑱の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は	2) ⑫の欄の金額を控
	連結事業年度分の法人税割額(第6号様式又は第6号様式(そ	除した金額
	の2)の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数	(1) 特別区分の匈の欄
	を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第6号	東京都が課する都民税
	様式又は第6号様式(その2)の⑧の欄の金額)及び外国関	の法人税割の税率に相
	係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象	当する割合から(イ)に
	所得税額等相当額の控除額(第6号様式又は第6号様式(そ	規定する割合を控除し
	の2)の⑨の欄の金額)を控除した金額を記載します。	た割合により算定した
	また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑱の欄	
	は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額(100円未満の端	
	数を切り捨てる前の金額)から同表の⑦の欄の金額を控除し	様式②の欄の金額に40
	た金額を記載してください。	分の34.3を乗じた金額
	(4) ②の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連	及び第7号様式(その
	結事業年度分の法人税割額(第20号様式の⑤の税額の欄又は	
1	⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を	除した金額

切り捨てる前の金額) から特定寄附金税額控除額 (第20号様 (2) 特別区と東京都の市町 式の⑦の欄の金額) 及び外国関係会社等に係る控除対象所得 税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (第20号様式の⑧の欄の金額)を控除した金額を記載します。

また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の②の欄 は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額(100円未満の端 数を切り捨てる前の金額)から同表の⑦の欄の金額を控除し た金額を記載してください。

- 村の両方に事務所等を有 する法人
- (イ) 特別区分の⑱の欄 特別区の存する区域以 外の区域において東京 都が課する都民税の法 人税割の税率に相当す る割合により算定した 道府県民税の法人税割 相当額から第7号の3 様式追の欄の金額(同 様式⑬の欄の金額が同 様式19の欄の金額を超 える場合には次の式に より計算した金額) に 40分の5.7の割合を乗 じた金額及び第7号様 式 (その2) ②の欄の 金額を控除した金額 第7号の3様式20の欄 の金額×同様式®の欄 の金額/ (同様式⑮の 欄の金額+同様式⑰の 欄の金額)
- (ロ) 特別区分の②の欄 東京都が課する都民税 の法人税割の税率に相 当する割合から(イ)に 規定する割合を控除し た割合により算定した 市町村民税の法人税割 相当額から第7号の3 様式⑤の欄の金額(同 様式⑬の欄の金額が同 様式19の欄の金額を超 える場合には次の式に より計算した金額)に 40分の34.3の割合を乗 じた金額及び第7号様 式 (その2) ⑤の欄の 金額を控除した金額 第7号の3様式20の欄 の金額×同様式⑮の欄 の金額/ (同様式15の 欄の金額+同様式⑰の 欄の金額)
- (ハ) 特別区以外分の®の 欄 特別区の存する区 域以外の区域において 東京都が課する都民税 の法人税割の税率に相 当する割合により算定 した道府県民税の法人 税割相当額から、次の 式により計算した金額 及び第7号様式(その 2) ⑫の欄の金額を控 除した金額

第7号の3様式の20

			の欄の金額ー ((イ)に おいて道府県民税の法 人税割相当額から控除 する金額+(ロ)におい て市町村民税の法人税 割相当額から控除する 金額) (3) (1)及び(2)の計算の過程 において1円未満の端数 があるときは、その端数 を切り捨てた金額を記載 します。
別	1 用途等	(1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してくださ	
表一		い。 (2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明細書及び法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
	3 「前3年以内の控除余裕額 又は控除限度額を超える外	課税信託の名称を併記します。 (1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。	
	国税額の明細」	(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合	
		併等が行われた場合 政令第9条の7第9項の規定の適用 があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連	
		結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑪の欄の 金額	
		(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分	
		割等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用	
		があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑤の欄の 金額	
		(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」	
		の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を 記載します。	
		(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合	
		併等が行われた場合 政令第9条の7第9項の規定の適用	
		があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連	
		結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑭の欄の 金額	
		(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分	
		割等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用	
		があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連 結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑩の欄の	
		超事業年度にあつては、弟子方の2様式別衣4の側の欄の 金額	
	1 用途等	この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第	
別		7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2	
表二	2「法人名」	様式の明細書に添付してください。 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
_		伝人様代信託の受託者が当該法人様代信託について、この明 細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
		課税信託の名称を併記します。	
	3 「法人税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6	
		(2)) の16の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の13の欄の金額を、外国法人にあって	
		音(別表もの2(2)内表)の13の欄の金額を、外国伝人にあっては法人税の明細書(別表6の3)の11の欄の金額を記載します。	
	4「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載し	
		ます。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外	
		の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する民材の東次正常の光光光光といれては、特別区の存む	
	I	る区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務	

		所等の従業者数とに区分して記載します。	
	5「②で按分した法人税の控	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人	
	除限度額④」	当たりの金額(当該除して得た数値に小数点以下の数値がある	
		ときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけ	
		た数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り	
		捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に	
		②の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載	
		します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の	
		端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県	
		ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合に	
		おいて、特別区の存する区域と当該区域以外の区域に事務所等	
		を有する法人にあっては、特別区の存する区域の従業者数に対	
		応する欄には、当該区域以外の都の区域において課する都民税	
		の法人税割の税率を記載します。	
	7「道府県民税の控除限度額	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の	
	6	税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該	
		乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り	
		捨てた金額を記載します。	
	8「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の	
		欄の税率を乗じて得た数を100分の1で除して得た従業者数を記	
		載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人	
		に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記せればない。	
	# III \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	載します。	
D11	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける	
別		場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してくださ	
表三	2 「法人名」	い。 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
_	2 【公八石】	細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
		課税信託の名称を併記します。	
	3 「被合併法人等の控除余裕		
	額①	す。	
	₩. © 1	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	
		われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併	
		の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2	
		様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等(分割承継法	
		人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引にお	
		いて同じです。)とする適格分割等が行われた場合 当該適	
		格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事	
		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又	
		は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄	
		の「翌期繰越額」の欄の金額	
	4 「分割法人等の調整国外所	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	①の欄の金額に係る事業
	得金額又は個別調整国外所	載します。	年度又は連結事業年度の法
	得金額②」	(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第6	
		6条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細	します。
		書(別表 6 (2))の15の欄の金額	
		(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しく	
		は第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の	
		明細書(別表6の2 (2) 付表) の11の欄の金額	
	こ 「小学が」 マヤート マヤート	(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
	5 「当該法人の控除余裕額と	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	
	みなされる金額④」	われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。	
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には「①又は」を基準します	
	6 「被合併法人等の控除限度	割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載しま	
1	0 100日10日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本		
	類を超ラス外国 超頻(の)	す	
	額を超える外国税額⑤」	す。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	
	額を超える外国税額⑤」	す。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併	

ı			I I
		の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2	
		様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰	
		越額」の欄の金額	
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分	
		割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当	
		該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の	
		日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様	
		式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越	
		額」の欄の金額	
	7 「分割法人等の外国の法人	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等	
	税等の額⑥」	の法人税の明細書(別表6(2の2))の21の欄の金額を記載し	
	- Establish - Idak en dates	ます。	
		(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	
	超える外国税額とみなされ		
	る金額⑧」	(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分	
		割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。	
	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける	
別		場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してくださ	
表		<i>V</i> ,	
匹	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
		課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が	
		行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事	
		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は	
		連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌	
		期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	4 「当該法人の調整国外所得		
	金額又は個別調整国外所得		年度又は連結事業年度の法
	金額②」	(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第6	
		6条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細	します。
		書 (別表 6 (2)) の15の欄の金額	
		(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しく	
		は第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の	
		明細書(別表6の2 (2) 付表)の11の欄の金額	
	- Establish - Idah Philade	(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
	5 当該法人の控除限度額を	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が	
	超える外国税額⑥」	行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事	
		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は はは大学による。第2日の日第4日は11日の属する事業年度又は	
		連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える	
	a Evertor La Hillary Lay	外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	6「当該法人の外国の法人税		
	等の額⑦」	細書 (別表6(2の2)) の21の欄の金額を記載します。	
Di.	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第21項の規定の適用を受ける	
別		場合に記載し、第7号の2様式(その1)の明細書に添付して	
表	0 [24 7 :	ください。	
五.	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明知また第7月の9度での問題を決けた。	
へ そ		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人 課税信託の名称を併記します。	
0	3 「被合併法人等の控除未済		
0)			
	外国税額①」	す。 (1) この田知書を提出する法人を全任法人とする適核全任が行	
		(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併	
		の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2	
		が日の間日の属する事業年及又は連結事業年度の第7 500 2 様式(その1)の19の欄の金額	
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分	
		(2) この明神書を促出する伝人を分割承継伝人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当	
		一割寺が1月のほに場合 国該適格分割寺に保る方割伝入寺の目 該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の	
		該適格分割等の日の属する事業年度又は理結事業年度開始の 日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様	
		日の前日の属する事業中及又は連結事業中及の第1502依式(その1)の協の欄の金額	
1		~~ 、	l

	得金額又は個別調整国外所 得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額 (2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。 この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9	年度又は連結事業年度の法 人税の明細書の金額を記載
別 表 五	···	条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。	
(その)	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明 細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人 課税信託の名称を併記します。	
	3 「被合併法人等の控除未済 外国税額①」	す。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑯の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑯の欄の金額	
	4 「分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外所 得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額 (2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
	5「当該法人の控除未済外国 税額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その1)の明細書に添付してください。	
六(そ	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明 細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人 課税信託の名称を併記します。	
0 -)	3 「当該法人の控除未済外国 税額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の⑤の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得 金額又は個別調整国外所得 金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額	

		(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しく	
		は第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の	
		明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額	
		(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
	1 用途等	この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9	
別		条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合	
表		に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してくだ	
六		さい。	
$\overline{}$	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
そ		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
0)		課税信託の名称を併記します。	
_	3 「当該法人の控除未済外国	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が	
$\overline{}$	税額①」	行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事	
		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は	
		連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑯の欄の金額を記	
		載します。	
	4 「当該法人の調整国外所得	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	①の欄の金額に係る事業
	金額又は個別調整国外所得	載します。	年度又は連結事業年度の法
	金額②」	(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第6	人税の明細書の金額を記載
		6条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細	します。
		書(別表6(2))の15の欄の金額	
		(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しく	
		は第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の	
		明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額	
		(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	

第7号の3様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在の都道府県知事に対して提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 寄附金を受けた地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項又は第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいいます。)が当該寄附金の受領について交付する受領証(地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類をいいます。以下同じです。)の写しも併せて添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 1	各欄の記載のしかた 欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1	「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
		細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を	
		併記します。	
2「	1. 特定寄附金に関する明細」	受領証に記載された内容を記載します。	
の	各欄		
	「2.特定寄附金額の按分の計	(1) 「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の(4)の欄及び「道府県民税・都民税」の(n)の欄は第10号様式に記載したところに準じて記載します。 (2) (n)の欄は、②の欄の金額を⑥の(4)の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に③の(4)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 (3) (こ)の各欄は、②の欄の金額を⑥の(n)の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に③の(n)、④の(n)又は⑤の(n)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 (4) (n)の欄及び(こ)の各欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (5) 異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る按分後の特定寄附金の額ごとにこれらの数値を併記します。この場合において、②の欄の金額	務所等を有する法人又は 東京都の特別区と市町村 とに事務所等を有する法 人が記載します。 (2) 1単位当たり又は1人 当たりの特定寄附金の額 を算出する場合におい て、当該除して得た数値
事業税	4 「特定寄附金の額⑦」	を按分した額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて計算してください。 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は③の(n)の欄の金額、その他の法人は②の金額を記載します。 また、異なる分割基準が適用される場合には、③の(n)に併記	
7)6	5「控除額⑧」	した金額の合計額を記載してください。 この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
	6 「控除対象事業税額⑨」	第6号様式の劉又は第6号様式(その2)の⑪の欄の金額を記載します。	
道府県	7「特定寄附金の額⑫」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人又は東京都の特別 区と市町村とに事務所等を有する法人は③の(=)の欄の金額を記載し、その他の法人は②の金額を記載します。	
民 税 •	8「控除額⑬」	東京都に事務所等を有する法人は⑮の欄の金額と⑰の欄の金額の合計額を記載し、その他の法人は⑫の欄の金額に100分の5.7を乗じた金額を記載します。	1円未満の端数があると きは、その端数金額を切り 捨てた金額を記載します。
都民税	9「東京都に申告する場合の ③の計算」(値から⑰まで の欄)	(1) ④の欄 特別区にのみ国内の事務所等を有する法人は②の欄の金額を記載し、特別区と道府県とに事務所等を有し、東京都の市町村に事務所等を有しない法人は③の(=)の欄の金額を記載し、特別区と東京都の市町村とに事務所等を有する法人は④の(=)の欄の金額を記載します。なお、特別区に事務所等を有しない法人は「0」を記載してください。 (2) ⑥の欄 東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する法人は②の欄の金額を記載し、東京都の市町村と道府県とに事	(2) ⑤の欄又は⑰の欄に1 円未満の端数があるとき は、その端数金額を切り 捨てた金額を記載しま

	務所等を有し、特別区には事務所等を有しない法人は③の(=)の欄の金額を記載し、特別区と東京都の市町村とに事務所等を有する法人は⑤の(=)の欄の金額を記載します。なお、東京都の市町村に事務所等を有しない法人は「0」を記載してください。	
10「税額控除上限額⑩」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

第10号様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の都道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。)若しくは第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の都道府県知事に対しては、写し1通を添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、都道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、都道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

2 各欄の記載のしかた		
欄	記載のしかた	留 意 事 項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
	細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を	
	併記します。	
2	事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の	
・ 法第72条の2第1項 第2号	該当するものを○印で囲んでください。	
• 1		
第3号 に掲げる事業		
3 「法人税法の規定によって計算	第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場	 (1) 連結法人及び連結法 <i> </i>
した法人税額①	合は、法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)	であった法人は、記載し
	の 10 欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40 %	ないください。
	相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を	, , , - = 0
	和当銀が記載されている場合には、当該銀を加昇した並銀)を記載します。	設を有する外国法人は、
	なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別	記載しないでください。
	表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の	山戦しないてくたです。
	承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の	
	特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5	
	の欄の金額) 並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表	
	1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	
4 「試験研究費等の額に係る法人	第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場	(1) 本外 人及水流 生汁 人
税額の特別控除額②	帝は、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の	であった法人は、記載し
忧頓の行列を保領②」	金額を記載します。	ないください。
	立顔を記載しまり。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで(一般試	*
	験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法	設を有する外国法人は、
	人税の明細書(別表 6 (8)) の25の欄の金額	記載しないでください。
	八代の昭和音 (所表 6 (6)) の25の欄の並做	記載しないでくたさい。
	業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係	
	来有等の試験切れ賃に係る伝入代額の特別程序/の規定に保 る金額は記載しないでください。	
	(2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る	
	法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除	
	きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額	
	(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域にお	
	いて機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に	
	係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額	
	(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域	
	(4) 租税特別指直法第42条の11第2頃(国際戦略総合特別区域 において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規	
	定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金	
	(5) 和税性则性累计等49条の11の9等9項(地域奴汝奈司事業	
	(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業	I

5 「還付法人税額等の控除額③」	の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))の22の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(30))の16の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(30))の16の欄の金額 (11) 租稅特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(32))の35の欄の金額 第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合に、第6号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載し	
	ます。	ないください。 (2) 都道府県内に恒久的施 設を有する外国法人は、 記載しないでください。
6 「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	
7 「差引計⑤」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書を提出する法人 (4) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②一③+④の金額 (中) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表 1の⑦の欄の金額 (ハ) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人 第6号様式別表 1の2の④の欄の金額 (2) 第6号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額 第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様	(1) 注第79冬の9第1百年
(⑥から⑩までの欄)	末も 写像式石しくは 第6 写像式 (その2) 又は 第6 写の3 像式若しくは 第6 号の3 様式 (その2) の 申告書に添付する場合に次に掲げる所得の区分に応じ、次に定めるとおり記載します。この場合において、これらの各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数	2号に掲げる事業のみを 行う法人は、記載する必 要はありません。

	金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る所得 (イ) ⑥から⑧までの各欄は、所得の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を⑥の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額及び年400万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円と超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、第0万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額の方円と超える金額に区分して、それぞれ⑥、⑦及び⑧の各欄に記載します。 (2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が所得の総額を⑩の欄に記載します。	業年度が1年に満額が400 万円を超え800万円側の金 初月を超え800万円欄の金 額が400 万円を超きの⑦の側の金 額は骨の金額の金額が切り 捨てて算出口を超える、所 の金額のし、超額の が800万欄の金額を控 のの金額がのの金額がのの金額がのの金額がの金額がのの金額がのの金額がのの金額が
9「付加価値額⑪」	第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ又は同項第3号イに掲げる法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑪の欄の金額を記載します。	9 0
	この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
10「資本金等の額⑫」	第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ又は同項第3号イに掲げる法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の2の個の金額を記載します。 この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「収入金額③」	第6号様式若しくは第6号様式(その2) 又は第6号の3様式様式若しくは第6号の3様式(その2) の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第2号又は同項第3号に掲げる事業を行う法人が、次に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の⑩の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社であっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑭の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の⑭の「課税標準」の欄の金額を記載します。 (2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑩の欄の金額を記載します。 (3) この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

12 T	事務所又は事業所し	同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称	
		とその所在地の市町村名を記載します。	
事	13「分割基準(単位=)」	「(単位=)」には、適用する分割基準の種類に応じた単位	
7	10 77 [124 (+ 124)]	を記載します。	
業	14 事務所又は事業所ごと	(1) 事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごと	本社と工場が併置されて
*	に記載する「分割基準」	にその小計を付して記載します。	いる場合、工場と支店等が
1 24	の各欄	(2) 上段の() 内には、法第72条の48第4項第1号ただし書	
税	り合作		
		に規定する事業所等(以下「工場である事業所等」といいま	
		す。) について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工	
		場である事業所等の従業者数を記載します。	す。
		(3) 事務所又は事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数が	
		あるとき、その軌道の単線換算キロメートル数に端数がある	
		とき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があ	
		るときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	15「分割課税標準額」	(1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑨の欄を除きます。)	電気供給業若しくは製造
	(⑭から⑳までの欄)	の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1	業、電気供給業、ガス供給
		単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの	業、倉庫業、鉄道事業若し
		分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごと	くは軌道事業以外の事業の
		の小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1単位当	分割課税標準額を計算する
		たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して	ため課税標準額を二分した
		- 得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下	金額又は鉄道事業若しくは
		の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に	
		相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載し	外の事業とを併せて行う法
		ます。	人の分割課税標準額を計算
		^ ^ / ° (2) 各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額	
		が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り	ぞれの事業に係る売上金額
		#れてた金額を記載します。	により按分した金額につい
		治した主観と記載しまり。	て1,000円未満の端数があ
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			るとき、又はその全額が1,
			000円未満であるときは、
			その端数金額又はその全額
			を切り捨てた金額を記載し
			ます。
	16「分割基準」	事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとに	
道		その小計を付して記載します。なお、東京都の特別区と市町村	
		に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に	必要はありません。
府		区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	
	17「分割課税標準額②」	(1) 道府県民税の「課税標準の総額」の⑤の欄の金額を道府県	東京都の特別区と市町村
県		民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの	に事務所等を有する法人の
		分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額	東京都分は、特別区分と市
民		に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数	町村分に区分し、市町村分
		値を乗じて得た額を記載します。なお、1人当たりの分割課	については、各市町村ごと
税		税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小	
		数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち	
		当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の	
		位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載してください。	
		(2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が	
		1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
L	1	り捨てた金額を記載します。	

分割基準については、次の取扱いによってください。

1 道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所にあっては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。

(1) 算定期間の中途で新設された事務所又は事業所

算定期間の末日現在の従業者数× 新設された日から算定期間の末日までの月数 算定期間の月数

(2) 算定期間の中途で廃止された事務所又は事業所

算定期間の月数

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が少ない数の2倍を超える事務所又は事業所 算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数

算定期間の月数

2 事業税

- (1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれ次に定めるところによります。
 - (4) 製造業 課税標準額の総額を事業年度終了の日の事務所又は事業所の従業者の数(道府県民税に関する部分の(1)から(3) までに掲げる事務所又は事業所に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じです。) に按分しま

なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数 (その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数)の2分の1に相当する数を加えた数により算定します。

- (ロ) 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
 - (i) 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして規則第3条の14第1項で定めるも のを含みます。) 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日(当該事業年度中に月の末 日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日。以下同じです。)現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税 標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。
 - (ii) 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業(以下「一般送配電事業」といいます。)、同項第10号に規 定する送電事業(以下「送電事業」といいます。)(これに準ずるものとして規則第6条の2第1項で定めるものを含みま す。)、同法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業(以下「配電事業」といいます。)及び同項第12号に規定する特 定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
 - → □に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事務所又は事業所の所在する道府県におい て事業年度終了の日現在に発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をい います。以下同じです。)と電気的に接続している電線路(電圧が66キロボルト以上のものに限ります。以下同じです。) の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載され ている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
 - 🗆 事務所又は事業所の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電気的に接続している電線路 がない場合 課税標準の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの 有形固定資産の価額に按分します。
 - (iii) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業(これに準ずるものとして規則第3条の14第2項で定めるものを 含みます。) 及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に 定めるところによります。
 - (一) □に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表 に記載されている事務所又は事業所ごとの発電所の用に供する有形固定資産の価額に、課税標準額の総額の4分の1 に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の 価額に按分します。
 - □ 事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準の総額を事業年度終了の日現在におい て貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (ハ) ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事 業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (二) 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業年度終了の日における軌道の単線換算キロメートル数に按分します。
- (4) その他の事業 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の事務所又は事業所の数 を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按 分します。
- (2) 電気供給業を行う法人が規則第6条の2の2第5項の規定の適用を受ける場合には、その旨を記載するとともに、その明細 書を添付する必要があります。
- (3) 分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業の分割基準によります。 なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの 数値を併記します。
- (4) 電気供給業に係る分割基準が二以上である法人の課税標準額の総額の分割については、(3)にかかわらず、次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によります。
 - (4) 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(1) (ii)に定める分割基準
 - (1) 発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいいます。以下同じです。)と一般送配電事業、送電事 業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(p)(iii)に定める分割基準
 - (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準
- (5) (4)の場合において、法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときは、(3)及び(4)にかかわらず、まず、電気 供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定し、当該判定により、電気供給業を主たる事業とする

ときは、(4)の(4)から(n)までに定める分割基準に、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。

(6) 法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合は、(3)から(5)までにかかわらず、鉄道事業又は 軌道事業に係る部分については(1)(コ)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業の うち主たる事業について定められた分割基準によります。

第11号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、都道府県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する公共法人(法人税法第2条第5号の公共法人)及び公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。)で法人税を課されないもの(法第25条の規定により非課税となるものを除きます。)が道府県民税の均等割を申告する場合に使用します。
- (2) この申告書は、4月30日までに事務所等所在地の都道府県知事に1通を提出してください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
		ん。
2 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
3 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って記載します。	
る欄		
4 「同左の月数①」	この月数は、暦により計算し、1月に満たないときは、1月	
	とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載しま	
	す。	
5 「この申告によって納付すべき	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を	
道府県民税の均等割額②」	切り捨てた金額を記載します。	
	(2) 東京都に申告する場合は、「東京都に納付すべき均等割額②	
	の計算」の欄の金額を合計した金額又は第6号様式別表4の	
	3の⑧の欄の金額を記載します。	
6 「東京都に申告する場合の②の	この欄は、法人が東京都に申告する場合に次のように記載し	
計算」	ます。この場合において、その税額に100円未満の端数があると	
	きは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
	(1) 「特別区の区域分」の欄は、東京都の特別区のみに事務所	
	等又は寮等を有する法人は、主たる事務所等又は寮等所在の	
	特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等	
	又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町	
	村分)を加算した金額を、東京都の特別区と東京都の市町村	
	のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人は、道府県分の	
	均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別	
	区の均等割額(市町村分)を加算した金額を記載します。	
	(2) 「市町村の区域分」は、東京都の市町村のみに事務所等又	
	は寮等を有する法人が事務所等又は寮等の所在する市町村の	
	数にかかわりなく一の道府県分の均等割額を記載します。	

第20号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告(連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。)、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の市町村長に1通を提出してください。
- (3) 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人 (無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人) にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類 (株主総会議事録等)を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人 (無償減資等による資本の欠損の塡補を行った法人) にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類 (株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人 (剰余金を損失の塡補に充てた法人) にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類 (株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

欄	記載のしかた	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
		ん。
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が	
る欄	赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を	
	付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして	
	修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又	
	は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日(当該法人が連結	
	子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人	
	との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全	
	支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出	
	し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日)を記載し	
	ます。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所	
	等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、	
	主たる支店等の所在地も併記します。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申	
	告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記しま	
	र्च,	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載し	
	ます。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記	
	載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8「期末現在の資本金の額又は出	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在にお	
資金の額」	ける資本金の額又は出資金の額を記載します。	額は、法人税の明細書(別
		表 5 (1)) の「Ⅱ 資本金等
		の額の計算に関する明細
		書」に記載したところに準
o Etherteen de a Verti. A a der II an Ver	the tower than a local set to a select the converse to the first on the first on the first on the first on the first one of t	じて記載します。
9「期末現在の資本金の額及び資	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を	(1) 資本金の額は、法人税
本準備金の額の合算額」	記載します。	の明細書(別表5(1))の
		「Ⅱ 資本金等の額の計
		算に関する明細書」に記
		載したところに準じて記
		載します。
		(2) 資本準備金の額は、法
		人税の明細書(別表5(1))
		の「Ⅱ 資本金等の額の
		計算に関する明細書」に
		記載したところに準じて
10「期末租左の次十へ笠の短り	歩に担ばる洗しの区外でした。 たれ ない 場に ウェラ 人 極 た 云	記載します。
10「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載しませ	
	載します。	I

(1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条 第1項第4号の5二に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準 用する政令第6条の25第1号に定める金額 修正申告の場合は、「こ 11「市町村民税の 申告書」 空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合は、「中間」 の申告の基礎」の欄にも記 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除き 載します。 ます。) 又は連結確定申告書に係る申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正 12「法人税法の規定によって計算 法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の10 (1) 連結法人及び連結法人 した法人税額①」 欄の金額(この欄の上段に使涂秘匿金の支出の額の 40 %相当額 であった法人は、記載し が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し ないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設 なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別 を有する外国法人は、記 表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の 載しないでください。 承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の 特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5 の欄の金額) 並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表 1の7の欄の金額)の合計額を記載します。 13「試験研究費の額等に係る法人 下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額 (1) 連結法人及び連結法人 税額の特別控除額② を記載します。 であった法人は、記載し (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで(一般試 ないでください。 験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法 (2) 市町村内に恒久的施設 人税の明細書(別表6(8))の25の欄の金額 を有する外国法人は、記 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで(中小企 載しないでください。 業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係 る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る 法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除 きます。) 法人税の明細書 (別表6(12)) の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域にお いて機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に 係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域 において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規 定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業 の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法 人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除き ます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域 等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控 除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人 税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向 上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特 別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体 の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別 控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の 10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が 増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中 小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27)) の22の欄の金額

	※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人税の明細書(別表6(30))の16の欄の金額 (11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の25の間の合類	
 14「還付法人税額等の控除額③	(別表 6 (32)) の35の欄の金額 第20号様式別表 2 の 3 の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人
1年,逐门位入优朗中约江州明史]	7720万1水上(川水 2 0) 6 0 0 (1 0 0) ・	であった法人は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
15「退職年金等積立金に係る法人 税額④」	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。(2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載します。(3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「課税標準となる法人税額又は 個別帰属法人税額及びその法人 税割額①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑦の欄の金額 (2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	の税率は、各市町村ごと
17「2以上の市町村に事務所又は 事業所を有する法人における課 税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額及びその 法人税割額(⑤)×②)⑥」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (4) ⑤の欄の金額を②の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に③の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	の税率は、各市町村ごと に定められた税率を用い ます。 (2) 「課税標準」の欄の金 額は、第22号の2様式の 「分割課税標準額」の欄 の当該市町村分の金額と 一致します。 (3) 市町村内に恒久的施設 を有する外国法人は、記 載しないでください。
18「市町村民税の特定寄附金税額 控除額⑦」	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	市町村内に恒久的施設を 有する外国法人は、記載し ないでください。
19「外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額又は個別控除 対象所得税額等相当額の控除額	所等を有する法人にあっては、同表の⑫の欄の当該市町村分の	

8		
20「外国の法人税等の額の控除額		市町村内に恒久的施設を
9)	を有する法人にあっては、同表の⑩の欄の当該市町村分の金額)	有する外国法人は、記載し
21「差引法人税割額⑤-⑦-⑧-	を記載します。 この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100	ないでください。
	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた	
(11)	金額を記載します。	
	なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式	
	別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
22「既に納付の確定した当期分の	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法	
法人税割額⑫」	第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。) の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が	
	この申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又	
	は②の欄の金額についても記載します。	
23「租税条約の実施に係る法人税	「⑪の欄の金額一⑫の欄の金額」と「租税条約の実施に係る	
割額の控除額③」	更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。	
	この場合において、その金額が負数となるときは記載しない	
24「算定期間中において事務所等	でください。 この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月	算定期間中に事務所等又
24 昇足期间中において事務所等	とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載しま	
	す。	った場合は、その月数には
		新設又は廃止の日を含みま
	(a) So A deliver on FT (AMI) - (MAMI) - AMI)	J
15 m × = 10 m	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。	均等割の税率区分の基準 は、「期末現在の資本金の
25 「 円× ${12}$ ⑯」	(2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の®	額及び資本準備金の額の合
	の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表	算額」又は「期末現在の資
	4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。	本金等の額」のいずれか大
		きい方の額を用います。
		ただし、「期末現在の資
		本金の額又は出資金の額
		(解散日現在の資本金の額 又は出資金の額) の欄に
		出資金の額を記載した場合
		には、出資金の額又は「期
		末現在の資本金等の額」の
		いずれか大きい方の額を用
OC「アの中生により如付すべき古	のフは@の棚に入口な母して記卦した相互にわけてこの棚の	いてください。
26「この申告により納付すべき市 町村民税額(4+18 (19)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
27「⑲のうち見込納付額⑳」	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用す	
	る場合を含みます。) の規定により確定申告書の提出期限が延長	
	されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した	
	金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の	
	提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配 関係がある連結子法人(連結申告法人に限ります。)を含みます。)	
	が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載しま	
	す。	
28「当該市町村内に所在する事務	2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所	主たる事務所等所在地の
	在地の市町村長に提出する場合に記載します。	市町村長に提出する場合
割基準」	この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定	
	期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」 といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただ	せん。
	し、次に掲げる事務所等にあっては、それぞれ次に定める従業	
	者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを	
	1人とします。)をいいます。	
	(1) 算定期間の中途で新設された事務所等	
	算定期間の末日現在の従業者数×	
	新設された日から算定期間の末日までの月数 算定期間の月数	
I	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı l

	(2) 算定期間の中途で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数× 廃止された日までの月数 算定期間の月数 (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が 最も少ない数の2倍を超える事務所等 算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数	
	算定期間の月数 なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端 数を生じたときは、切り上げて記載します。	
29「当該市町村分の均等割の税率 適用区分に用いる従業者数」	算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数 を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、 算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	この従業者数と分割基準 となる従業者数は異なる場 合があります。
30「指定都市に申告する場合の⑯の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	
31「法人税の期末現在の資本金等 の額又は連結個別資本金等の 額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額)を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
32「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を〇印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
33「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を〇印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項(同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。) (2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人	
34「法人税の申告期限の延長の処分の有無」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を〇印で 囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項(同法144条の8において準用す る場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の提 出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第75 条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含	

	みます。)において準用する同法第75条第5項の規定により	
	当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みま	
	す。)	
	(2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定に	
	より法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連	
	結親法人(同条第3項の規定において準用する同法第75条第	
	5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされ	
	た場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関	
	係がある連結子法人	
35「還付請求税額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納	
	付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。	
	この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑭の欄	
	又は⑱の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額にな	
	ります。	
36「法第15条の4の徴収猶予を受	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税	
けようとする税額」	額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式に	
	よる届出書に代えようとするものが記載します。この場合にお	
	いて記載する金額は、⑭の欄に記載した金額と同額になります。	

第20号様式別表 1 記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた		
欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
		ん。
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額	
る欄	が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△	
The state of the s	印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号 (13桁) を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算		
した連結法人税額に係る個別帰		
属額又は法人税法の規定によっ		
て計算した法人税額①」	(1) 連結申告法人	
	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」	
	(以下「個別帰属額届出書」といいます。)の 10 欄の金額	
	(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40 %相当額が	
	記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載	
	します。	
	なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当	
	額に係る個別帰属額(個別帰属額届出書の10の欄の上段に	
	外書として記載された金額)、個別帰属特別控除取戻税額	
	(個別帰属額届出書の5の欄の金額)及び個別十地譲渡利	
	益金額に対する法人税額(個別帰属額届出書の7の欄の金	
	額)の合計額(これらの金額がない場合は零)を記載しま	
	す。	
	(2) 連結申告法人以外の法人	
	法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)	
	の 10 欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の	
	40 %相当額が記載されている場合には、当該額を加算し	
	た金額)を記載します。	
	なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当	
	額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除さ	
	れた法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取	
	戻税額(別表1の5の欄の金額)並びに土地譲渡利益金額	
	に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記	
= F3 NEA TELEVISION THE SHOP HE SHOW NEW AND	載します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人にあっては、下記の金額はそれ	
法人税額の特別控除額に係る個	ぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。	
別帰属額又は試験研究費の額等	(イ) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで(一	
に係る法人税額の特別控除額	般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係	
2)	る金額 法人税の明細書(別表6(8))の25の欄の金	
	額	
	※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで(中	
	小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)	
	の規定に係る金額は記載しないでください。	
	(p) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費	
	に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小	
	企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))	
	企業有等を除さまり。) 広人悦の明神青 (別衣 0 (12)) の11の欄の金額	
	(ハ) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区	
	域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控	
	除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(16))	
	の25の欄の金額	
	(二) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特	
	別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特	
	別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(1	
•		

- 7)) の25の欄の金額
- (ホ) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額
- (へ) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額
- (ト) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の39欄の金額
- (チ) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の10の欄の金額
- (リ) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支 給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に 係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細 書(別表6(27))の22の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。
- (双) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(30))の16の欄の金額
- (ル) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(32))の35の欄の金額
- (2) 連結申告法人にあっては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。
 - (4) 租税特別措置法第68条の9第1項から第3項まで(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(5)付表)の21の欄の金額
 - ※ 租税特別措置法第68条の9第4項から第6項まで(中 小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除) の規定に係る金額は記載しないでください。
 - (ロ) 租税特別措置法第68条の9第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(9)付表)の11の欄の金額
 - (ハ) 租税特別措置法第68条の14第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(13))の18の欄の金額
 - (二) 租税特別措置法第68条の14の2第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(14))の18の欄の金額
 - (ホ) 租税特別措置法第68条の14の3第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表

	6の2(15))の12の欄の金額	
	(^) 租税特別措置法第68条の15第2項(地方活力向上地	
	域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の	
	特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除き	
	ます。) 法人税の明細書(別表6の2(16))の11の欄	
	の金額 (()) (() () () () () () () () () () ()	
	(ト) 租税特別措置法第68条の15の2第1項又は第2項(地	
	方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合	
	の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結 親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2	
	(17)付表3)の17の欄及び20の欄の合計金額	
	(f) 和税特別措置法第68条の15の3第1項(認定地方公	
	共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法	
	人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細	
	書 (別表 6 の 2 (18)) の20の欄の金額	
	(リ) 租税特別措置法第68条の15の6第1項(給与等の支	
	給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に	
	係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の	
	明細書(別表6の2(24)付表)の8の欄の金額	
	※ 租税特別措置法第68条の15の6第2項(中小連結法人	
	の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控	
	除)の規定に係る金額は記載しないでください。	
	(ヌ) 租税特別措置法第68条の15の6の2第2項(認定特	
	定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税	
	額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(27))の	
	10の欄の金額	
	(ル) 租税特別措置法第68条の15の7第4項から第6項ま	
	で(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別	
	控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きま	
	す。) 法人税の明細書(別表6の2(29))の32の欄の	
	金額	
6「差引個別帰属法人税額((①		
+②) と (①の括弧書) のうち		
	(1) 連結申告法人 ①+②の金額と①の欄の上段の()内	
税額 (①+②) ③」	の金額のうちいずれか多い金額 (2) 連結申告法人以外の法人 ①+②の金額	
	この場合において、その金額が負数となるときは零を記	
	載します。	
7 「控除対象個別帰属調整額及び		
	別表2の2の④の「計」の欄の金額の合計額を記載します。	
4 J		
8 「控除対象個別帰属還付税額及	第20号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載しま	
び控除対象還付法人税額の控除	す。	
額⑤」	ユーズの中世事 /四十40)の40の期のAをよった。	
9 「退職年金等積立金に係る法人	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	
税額⑥」 10「課税標準となる個別帰属法人	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額	
税額又は法人税額	が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を	
3-4-5+6 7	切り捨てた金額を記載します。	
	(1) ①の欄の上段の() 内の金額から①+②の金額を差し	①+②の金額が負数であ
帰属税額(①の括弧書) - (①		っても、そのまま負数とし
+2) 8	この場合において、その金額が負数になる場合は記載し	て計算します。
	ないでください。	
	(2) この欄の金額は、第20号様式別表2の2の「当期分」の	
40 FM 1 4M - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	欄の①の欄に転記します。	
12「法人税における連結納税の承		
認の有無⑨」	の法人は「無(連結法人以外の法人)」を○印で囲んで表示 」 まま	
13「連結親法人・子法人の区分⑩」	します。 連結親法人にあっては「連結親法人」を、連結子法人にあ	⑨の欄において「有(連
[10] 医帕机伍八、「伍八切巨刀侧」	世州が仏八にのラくは「世州就仏八」を、崖和丁仏八にの	●~1歳にむいて「月(理)

	っては「連結子法人」を○印で囲んで表示します。	結法人)」を○印で囲んだ
		法人が記載します。
14「連結親法人の区分⑪」	⑩の欄において「連結親法人」を○印で囲んだ法人は自ら	⑨の欄において「有(連
	の区分を、「連結子法人」を○印で囲んだ法人は当該法人と	結法人)」を○印で囲んだ
	の間に連結完全支配関係がある連結親法人の区分を〇印で囲	法人が記載します。
	んで表示します。	
15「連結子法人の区分⑫」	法人税法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法	⑩の欄において「連結子
	人にあっては「特定連結子法人」を、その他の連結子法人に	法人」を○印で囲んだ法人
	あっては「非特定連結子法人」を○印で囲んで表示します。	が記載します。
16「法人税の申告区分⑬」	連結申告法人にあっては「連結申告」を、その他の法人に	⑨の欄において「有(連
	あっては「単体申告」を○印で囲んで表示します。	結法人)」を○印で囲んだ
		法人が記載します。

第20号様式別表1の2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、市町村内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

各欄の記載のしかた	⇒ +h	G
欄	記 載 の し か た	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はあります
		ん。
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が	
る欄	赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を	
	付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算	法人税の申告書(別表1の3)の6の欄及び29の欄の金額(こ	
した法人税額①」	れらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載さ	
	れている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を	
	記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支	
	出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の	
	合計額を記載します。	
5 「試験研究費の額等に係る法人	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額	
税額の特別控除額②」	を記載します。	
	(1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで(一般試	
	験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法	
	人税の明細書(別表 6 (8))の25の欄の金額	
	 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで(中小企	
	 業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係	
	る金額は記載しないでください。	
	(2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る	
	法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除	
	きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額	
	(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域にお	
	いて機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に	
	係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額	
	(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域	
	において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規	
	定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金	
	(E) 和於此則世界決然的久のはのの然の方(地域次文本書本巻	
	(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業	
	の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法	
	人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除き	
	ます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額	
	(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域	
	等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控	
	除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人	
	税の明細書(別表 6 (19))の18の欄の金額	
	(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向	
	上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特	
	別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)	
	法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額	
	(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体	
	の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別	
	控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の	
	10の欄の金額	
	(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が	
	増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中	
	小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))	
	の22の欄の金額	
	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	

	に係る金額は記載しないでください。	
	(10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報	
	通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の	
	規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の	
	明細書(別表 6 (30)) の16の欄の金額	
	(11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(事	
	業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定	
	に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書	
	(別表 6 (32)) の35の欄の金額	
6 「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	
7 「課税標準となる法人税額①+	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が	2以上の市町村に事務所
2-3 4)	1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨	又は事業所(以下「事務所
	てた金額を記載します。	等」といいます。)を有す
		る法人はこの欄の金額を第
		22号の2様式の⑤の欄に記
		載します。
8「2以上の市町村に事務所又は	2以上の市町村に事務所等を有する法人が第22号の2様式の	一の市町村にのみ事務所
事業所を有する法人における課	市町村民税の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を	等を有する法人は、記載す
税標準となる法人税額⑤」	記載します。	る必要はありません。
9「法人税割額(④又は⑤× ₁₀₀)	一の市町村にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、	税額の計算を行う場合の
6 J	2以上の市町村に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率	税率は、各市町村ごとに定
	を乗じて計算します。	められた税率を用います。
10「市町村民税の特定寄附金税額	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	
控除額⑦」		
11「外国の法人税等の額の控除額	第20号の4様式の⑬の欄の金額(2以上の市町村に事務所等	
8)	を有する法人にあっては、同表の⑪の欄の当該市町村分の金額)	
	を記載します。	
12「差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100	
9」	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた	
	金額を記載します。	

第20号様式別表 2 記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、法第321条の8第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においては法人 税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付してください。

2 各欄の記載のしかた 欄	記載のしかた	留	意	事	項
1 「連結適用前欠損金額又は連結	当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始し				
適用前災害損失欠損金額①」	た事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前				
	災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の				
	分から順次記載します。				
2 「控除対象個別帰属調整額②」	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度(2以上ある場				
	合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額				
	の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。)				
	の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次				
	に定める率を乗じて得た金額を記載します。				
	(1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係があ				
	る連結子法人 100分の23.2。ただし、最初連結事業年度が				
	平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の3				
	0。最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月3				
	1日までの間に開始したものである場合は、100分の25.5。最				
	初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日ま				
	での間に開始したものである場合は、100分の23.9。最初連				
	結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの				
	間に開始したものである場合は、100分の23.4。				
	(2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係が				
	ある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が				
	平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の2				
	3。				
	(3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項				
	に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配				
	関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業				
	年度が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、10				
	0分の23。				
3「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額(前期分の				
	この明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度又は連結事業年度				
	の分から順次記載します。				
4「当期控除額⑤」	④の欄の金額と第20号様式別表1の③の欄の金額のうちいず				
	れか低い金額を記載します。この場合において、第20号様式別				
	表1の①の欄の上段の()内に記載された金額があるときは、				
	第20号様式別表1の③の欄の金額は、第20号様式別表1の①の				
	欄の上段の()内に記載された金額を控除したものとして計				
	算します。				

第20号様式別表2の2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属 税額について、法第321条の8第9項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

欄	記載のしかた	留 意 事 項
1「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前10年以内に開始	
	した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額につい	
	て、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額(前期分の	
	この明細書の「翌期繰越額」) を古い連結事業年度又は事業年度	
	の分から順次記載します。	
3「当期控除額④」	③の欄の金額と第20号様式別表1の③の欄の金額のうちいず	
	れか低い金額を記載します。この場合において、第20号様式別	
	表1の①の欄の上段の()内に記載された金額があるときは、	
	第20号様式別表1の③の欄の金額は、第20号様式別表1の①の	
	欄の上段の()内に記載された金額を控除したものとして計	
	算します。	

第20号様式別表2の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の目前10年以内に開始した事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。)又は当該連結事業年度開始の目前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。)において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の目前10年以内に開始した連結事業年度(同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。)において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第321条の8第12項又は第15項の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた		
欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「控除対象還付法人税額又は控	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は当	
除対象個別帰属還付税額①」	該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度におい	
	て法人税法第80条及び第144条の13の規定により欠損金の繰戻し	
	により還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年	
	度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において同法第8	
	1条の31の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法	
	人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度	
	又は連結事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額(前期分の	
	この明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度又は連結事業年度	
	の分から順次記載します。	
3「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に掲げる金額を記	
	載します。この場合において、(1)については、第20号様式の①	
	の欄の()内に記載された金額があるときは、第20号様式の	
	①の欄の金額は、第20号様式の①の欄の()内に記載された	
	金額を控除したものとして計算し、(2)については、第20号様式	
	別表1の2の①の(イ)の欄の上段の()内に記載された金	
	額があるときは、第20号様式別表1の2の①の(イ)の欄の金	
	額は、第20号様式別表1の2の①の(イ)の欄の()内に記	
	載された金額を控除したものとして計算し、(3)については、第2	
	0号様式別表1の2の①の(ロ)の欄の上段の()内に記載さ	
	れた金額があるときは、第20号様式別表1の2の①の(ロ)の	
	欄の金額は、第20号様式別表1の2の①の(ロ)の欄の()	
	内に記載された金額を控除したものとして計算し、(4)について	
	は、第20号様式別表1の①の欄の上段の()内に記載された	
	金額があるときは、第20号様式別表1の③の欄の金額は、第20	
	号様式別表1の①の欄の上段の()内に記載された金額を控	
	除したものとして計算します。	
	(1) 連結法人及び連結法人であった法人以外の内国法人 ③の	
	欄の金額と第20号様式の①+②の金額のうちいずれか低い金	
	額	
	(2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国	
	法人 ③の欄の金額と第20号様式別表1の2の(イ)の①+	
	②の金額のうちいずれか低い金額	
	(3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外	
	国法人 ③の欄の金額と第20号様式別表1の2の(ロ)の①	
	+②の金額のうちいずれか低い金額	
	(4) 連結法人及び連結法人であった内国法人 ③の欄の金額と	
	第20号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額	
	(ただし、第20号様式別表1の④の欄に金額が記載されてい	
	る場合には、③の欄の金額と第20号様式別表1の③の欄の金	
	額から第20号様式別表1の④の欄の金額を控除した金額のう	
	ちいずれか低い金額)	

第20号様式別表4の3記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、指定都市(法第737条第1項の市をいいます。)内の9以上の区に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人が当該指定都市の長に提出する第20号様式、第20号の3様式又は第22号の3様式の申告書に添付してください。

欄	記 載 の し か た	留	意	事	項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。				
2「※区コード」		記載す	る必	要は	ありませ
		ん。			
3「区内の主たる事務所等所在地」	区内に所在する事務所等又は寮等ごとに記載し、同一区内に				
	2以上の事務所等又は寮等を有する場合は、主たる事務所等又				
	は寮等を記載します。				
4 「月数」	「月数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法				
	人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)				
	中に事務所等を有していた月数を記載します。この場合の月数				
	は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に				
	満たない端数を生じたときは切り捨てた金額を記載します。				
5「従業者数」	算定期間の末日現在における当該区内の事務所等又は寮等の				
	従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等				
	にあっても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載し				
	ます。				

第20号の2様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の市町村長に1通を提出してください。

	2 各欄の記載のしかた		
	欄	記 載 の し か た	留意事項
2 金額の単位区分 (けた) のあ	1「※処理事項」		記載する必要はありませ
3 「法人番号」			ん。
3 (法人番号) - 法人番号 (13桁) を記載します。 本語の所在地を記載します。 なお、2以上の市町村に等商所 字を有する法人が、当該内町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支圧等の所在地も併記してください。 「事業種目」 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に〇印を付して記載してください。 現本現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。 類本鬼在における資本金の額又は出資金の額を記載します。 類本鬼の額の計算に関する明書間に表記をところに で記載します。	2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。	
本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する場合は、主たる支煙等の所在地も研起してください。 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に口称を付していませい。 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に口称を付していませい。 「期末現在の資本金の類又は出資金の額又は出資金の額を記載します。」 「期末現在の資本金の類又は出資金の額又は出資金の額を記載します。」 「別末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。」 法第292条第1項第4号の5イに定める銀 (2) 連結申告法人(3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5イに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 数令第45条の5において作用する安全名を2の36年1号に定める金額 (3) 保険業法に規定する相互会社 数令第45条の5において作用する安全名を2の36年1号に定める金額 (3) 保険業法に規定する相互会社 数令第45条の5において作用する安全名を2の36年1号に定める金額 (4) 「課税権率」の欄は、法人税の確定申告書に係る法人税の確定中告書に係る法人税の確定中告書に係る法人税の確定中告書に係る法人税の確定中告書に係る法人税の確定する相互会社 数令第45条の5において作用するを金額と記載ます。この場合において、1,000円未満の場数を3の間を2はその全額が1,000円未満のあるとさは、その踏数を組入ます。2以上の市町村に平務所等を有する法人に記載する必要はありません。 (4) 「便額」の欄は、次のように記載します。 の相当社会を第2は人の場でに発表を有する法人に記載する必要はありません。 (4) 「工程報」の欄は、次のように記載します。 の相当社会を対しません。 (4) 「工程報に対しまするとの間の数値を表した機能を用ません。 (4) 「工程報に対しまするとのでの部の数値を明り替えた数値)に⑥の個の数値を表しての部のののの数値を表して得る額に記載します。 ただし、主たも事務所等を有する法人に記載する必要はは、第22号の2様式の「分割課税税を割」の欄の当該市可科分の金額で当該市可科分の金額で当該市可科分の金額を記載します。 ただし、またも事所等所在地の主動する数の位以下の部分の数値を表しているののの数値を表しているのののの数値を表しているのののの数値を表しているのののの数値を表しているののの数値を表しているのののの数値を表しているのののの数値を表しているのののの数値を表しているのののの数値を表しているのののの数値を表しているのののののの数値を表しているのののの数値を表しているのののの数値を表しているのののの数値を表しているのののののの数値を表しているのののの数値を表しているのののののの数値を表しているのののの数値を表しているのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	る欄		
等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支圧等の所在地も特部してください。 「事業種目」 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に①印を付して記載してください。 「期末現在の資本金の額又は出資金の額又は出資金の額を記載します。 関本金の額又は出資金の額を記載します。 関本金の額又は出資金の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 「日期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 「日期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 「日期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 「日期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 「日期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人を除きます。」 法第292条第 1項第4号の5 にに定める額 (2) 連結申告法人(3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第 1項第4号の5 にに定める額 (3) 保険業能に規定する相互会社 政令第45条の5 において準用する政令第6条を955第 1 号に定める金額 (2) 連結申となる遺職年金等額 (2) 上記載します。 「中間・日本の金額を引・日本の報告を記載します。 「課稅標準」の権は、法人税の中告事(別まり)の12の解 数率を記載します。 「の場面を記載します。 の場面を記載します。 「の場面を記載します。 の場面を記載します。 「一般額の計算を行う場合 教字は、の指しての表を額と引り持てた金額を正載します。 の場面を記載します。 の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 「課稅標準」の欄、の報日本のよりに記載します。 「課稅標準」の欄の登額を引き込む、「課稅標準」の欄の金額を引きたとは、小数点以下の数値のうち追の網を数値のけた数に1 とかよた数に制きる数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を要には無数に表記します。 ただし、またる事務所等か有り思え数に対します。 「課稅標準」の欄のの当該・前す付の金額・乗じて得入額に設すの機を整備といれまないのの場面を図るの欄の数値を乗じて得入額に表記とます。 「課稅標準」の欄の一般は、第25年の2様式 「日本経標準額」の欄の当該・第25年の2様式 「日本経標準額」の欄の当該・前す付の金額・第25年の第35年の第35年の間の数値を乗じて得入額を記載します。 ただし、またる事務所等か有りまた数値)に⑥の側の数値を乗じて得入額を記載します。 ただし、またる事務所等が自己のの側の数値を乗じてのの網のの数値を乗じてのの網の数値を乗じて得入額を記載します。 ただし、またるとは、小数点以下の数値を表します。 に現代標準のの側の当該・前す付かに表します。 「課稅標準」の欄の当該・前す行が表します。 「課稅障を申します」を、「課稅権を申します。 「課稅権権を、「課稅権権権権」の関係を、「課稅権権権権権力を、「課稅権権権権力を、「課稅権権権権力を、「課稅権権権力を、「課稅権権権力を、「課稅権権権力を、「課稅権権権力を、「課稅権権力を、「課稅権権権力を、「課稅権権力を、「課稅権権力を、「課稅権権力を、「課稅権権力を、「課稅権権権力を、「課稅権権力を、「課稅権権力を、「課稅権権力を、「課稅権権力を、「課稅権力を、「課稅権権力を、「課稅者力を、「課稅権力を、「課稅権力を、「課稅者力を、「課稅力を、「課稅力を、「課稅者力を、「課稅力	3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
またる支店等の所在地も併記してください。 「事業種目」 「事業種目」 「事業種目」 「「事業種目」 「「事業をの額又は出資金の額を記載します。」 「資本金の額又は出資金の額」 「「期末現在の資本金の額又は出資金の額又は出資金の額を記載します。」 「資本金の額」 「「期末現在の資本金等の額」 「「財産の資本金等の額」 「「期末現在の資本金等の額」 「「期末現在の方法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載とます。」 「「財産の資本金等の額」 「「期末現本等の方に定める額」 「「財産の場合を、第11項第4号の51に定める額」 「「財産は、現職・金を育金金に高きます。」 「「財産・金を、第1項第4号の51に定める金額」 「「財産・金を、選集できる。」「「財産・金を、「日本の場合は、「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」」「「財産・日本の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」」「「財産・日本の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」」「と記載します。」 「「財産・日本の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」」「「お取得」の欄は、一のの利力にであるときは、その金額を記載します。」「「規模」の個は、一つの市町村にのの事務所等を有する法人は記載する必要はありません。」「「現税標準」の欄は、、次のように記載します。」「「課税標準」の網は、次のように記載します。 「「課税標準」の欄は、次のように記載します。 「「課税標準」の欄は、次のように記載します。 「「課税標準」の欄は、次のように記載します。 「「課税標準」の欄の金額をで、「「課税標準」の欄は、次のように記載します。」「「開税標準」の個の数値を乗じて得予額を記載します。」「「対理機構」の個の数値を乗じて得予額を記載します。」「「対理機構」」の個の数値を乗じての部分の数値を切り捨てた数値」に⑥の側の数値を乗じての部分の数値を切り捨てた数値」に⑥の側の数値を乗じての部分の数値を切り捨てた数値」に⑥の側の数値を乗じて、第23号の2段は、第23号の2段は、第23号の2段は、第23号の2段は、第25号の2段は、第25号の2段は、第25号の2段は、第25号の2段は、第25号の2段は、第25号の2段は、第25号の2段は、第25号の種類は、次の音楽は、第25号の2段は、第25号の2号は、25号の2号は、25号の2号は、25号の2号は、25号の2号は、25号の2号は、25号の2号は、25号の2号は、25号の2号は、25号	4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所	
「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。な 表 2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載します。な 方の事業に〇印を付して記載してください。		等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、	
「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。な 表 2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載します。な 方の事業に〇印を付して記載してください。			
お、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主 たる事業に○印を付して記載してください。	5「事業種目」		
(1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。 第末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。 類は、法人税の明細書に表すします。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条 第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人(3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条 第1項第4号の5イに定める額 (3) 保険療法に規定する相互会性 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額 空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。 (4) 「一部機構準」の欄は、法人税の申告書(別表的)の122欄 の金額を記載します。 (2) 「提税制銀の「その法数とは、その端数金額又はその全額が、1,000円未満の端数・数と多又はその全額が、1,000円未満の場で、1,000円未満の場で、2,00円未満であるときは、その端数金額又はその全額が、1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を印り捨てた金額を記載します。 (2) 「規額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (3) 「規税制の機は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (4) ①の側の離なのの側の数値では、2,000円のからが表とを関します。 を要はありません。 (4) ①の側の金額を⑤の側の数値ではします。 (5) 「課税標準」の欄のな前で除して得た額(この数値のよるときは、大数に以下の数値の方を有いる法人に記載する必要はありません。 (4) ①の側の金額を⑥の側の数値では、7、数点以下の数値の方もにもいてが表します。 で定められた税率を用います。 の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 の税率は、各市町村ごとにないているのでは、2 (4) ①の側の金額を⑥の側の数値ではであた人に記載する必要はありません。 (5) 「課税標準)の欄の発動を⑥の側の数値であるときは、小数点以下の数値の方数値の方数値の対下数にしての数値の方数値を うち⑥の側の数値を⑥の側の数値であるときは、小数点以下の数値の方数値を うち⑥の側の数値での側の数値でいるときは、小数点以下の数値の うち⑥の側の数値で切り捨てた数に相当する数の の当該市町村分の金額 一数します。 の当該市町村分の金額 一数します。 の当該市町村分の金額 一数します。 の当該市町村分の金額 一数します。 の当該市町村分の金額 一数します。 の当該市町村分の金額 一数します。 の当該市町村分の金額 一数します。 のもます。 「2) 「課税標準額」の の当該市町村分の金額 一数します。 のもます。 に定めの側のを値での側の動値を のはます。 のもます。 のもます。 では、注明を定して対しているととは、 のが課金を行いるときは、 のが課金を行いると呼ば、 のが課金を行いるときは、 のが課金を行いるときば、 のが課金を行いるとでは、 のが課金を行いるときば、 のが課金を行いるときば、 のが課金を行いるときば、 のが課金を行いるときば、 のが課金を行いるときば、 のが課金を行いるときば、 のが課金を行いるときば、 のがまするとをは、 を記載しまする を記載しまする に定めるとは、 を記載しまする に定めるとは、 のが課金を行いるとまする に定めるとは、 ののののののでは、 ののののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 のののののののでは、 のののののののでは、 のののののののでは、 のののののののでは、 ののののののでは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののののでは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、			
第末現在の資本金の額又は出資金 第位をの額」 期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。 (1) 連結中告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第 1項第 4号の5 1に定める額 (2) 連結中告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第 1項第 4号の5 1に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する吸令第6条の25第 1号に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第 1号に定める種 立金に係る法人税額及びその法人(3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条 第1項第 4号の5 1に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第 1号に定める金額 定支と記載します。 (1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書(別表19) の12の欄の金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、その編数金額又はその全額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (4) ①の欄の金額を⑥の欄の数値でよりに対しません。 (5) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (6) ①の欄の金額を記載します。 (7) ①の欄の金額を⑥の欄の数値でよった数に相当する数の値にかあるときは、小数点以下の数値の方を数によった数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数に、対点以下の数値の うち⑥の欄の数値の対た数に1を加えた数に相当する数の (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (4) ②の機の金額を⑥の欄の数値ではの機の数値ではの場面を⑥の欄の数値を切り捨てた数に相当する数の (2) 「課税標準」の欄は 大定と、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するとって の当該市町村分の金額 一数します。			
	6 「期末租本の資本会の類又は出		盗木会の類又は出答会の
表 5(1))の「II 資本金の額の計算に関する明書」に記載したところにして記載します。 7 「期末現在の資本金等の額」		州不先任にわける貝平並の領又は山貝並の領を記載しより。	
7 「期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。)法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。)法第292条第1項第4号の5イに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において連用する政令第6条の25第1号に定める金額 2	貝並の領」		
おします。 おします。 おいまっとの区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 で記載します。 1)連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5イに定める額 2)連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5-4に定める額 2)連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5-4に定める額 3)保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額 空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。 2)記載します。 4税額の計算を行う場合の金額を記載します。 2の金額を記載します。 2の金額を記載します。 2の金額を記載します。 2の金額を記載します。 2の金額を記載します。 2の金額を記載します。 2の金額を超数又はその全額が1,000円未満のおめときは、名市町村ごとに数があるときないて、1,000円未満の端数金額又はその全額が1,000円未満のおめとされ、をの金額を記載します。 2)「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 2)「課税標準」の欄は、次のように記載します。 2)「課税標準」の欄は、次のように記載します。 2)「課税標準」の欄は、外点以下の数値のうち⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑤の欄の数値を明れると表は、小数点以下の数値のうち⑤の欄の数値を引きて数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 2)「課税標準1」の欄は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額でよりに張れて数に相当する数の位以下の部分の数値を明れて数に相当する数の位以下の部分の数値を引きて数には当ると表に表します。 2)「課税標準額」の 例当該市町村分の金額・ 5)の機に第2号の2様式の「分割課税標準額」の の当該市町村分の金額・ 5)の機に発達の機に発達します。 5)の機に発達の機に発達します。 5)の機に発達の機に発達します。 5)の機に表します。 5)の機に表します。 5)の機に表します。 5)の機に表します。 5)の機に表します。 5)の機に表します。 5)の機に表します。 5)の機に発達します。 5)の機に表します。 5)の機に表します。 5)の機に発達します。 5)の機に表します。 5)の機に発達します。 5)の機に発達します。 5)の機に発達を用します。 5)の機に表します。 5)のはます。 5)のはます。 5)のはます。 5)のはます。 5)のはます。 5)のはます。 5)のはま			
7 「期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第 1 項第 4 号の5 イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第 1 項第 4 号の5 イに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第 45条の 5 において準用する政令第 6 条の25第 1 号に定める金額 ②欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。 (4) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書(別表19)の12の欄を網を合いるの金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数を額又はその全額が1,000円未満の端るときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その前すだとに、多いられた税率を用います。 2) 「稅額」の欄は、一の市町村に多事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (4) ②以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (4) ②以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載し、一の帯町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に除して得た額(この数値に外数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の対した数に目とする数にであられた税率を用ます。ません。 (4) ①の欄の金額を⑥の欄の数値で除して得た額(この数値に除して得た額(この数値に下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を示しませた。 (4) ①の欄の金額を⑥の欄の数値で除して得た額(この数値に下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を示しませた。 (4) ①の欄の金額を⑥の欄の数値で除して得た額(この数値に下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を示しませた。 (4) ①の欄の金額を⑥の側の数値で除して得た額(この数に下の部分の数値を引きる数に載します。ませた。 (5) ①、一般を記載します。ませた。 (6) ①、一般を記載します。ませた。 (7) ②、一般を同じにのの欄の数値を示しませて、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額・ませて、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額・ませた。 (5) ②、「課税標準額」の欄の当該市町村分の金額・第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市			
フィリスター では、			I
載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第 1 項第 4 号の5 イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条 第 1 項第 4 号の5 年に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第 6 条の25第 1 号に定める金額 空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。 (1) 「課稅標準」の欄は、法人税の申告書(別表19) の12の欄の金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、法人税の申告書(別表19) の12の欄の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数金組又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金組又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金組又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金組又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金組又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (4) ②以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (4) ②収価の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の数値を表して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の数値を表して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の方も⑥の欄の数値を表して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のが設定をといて、一致による事務所等所在地の市町村長に提出する数のの当該市町村分の金額乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額・表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に			じて記載します。
(1) 連結申告法人以外の法人(3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条 第1項第4号の5-に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準 用する政令第6条の25第1号に定める金額 8 「市町村民税の 申告書」 空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。 (1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書(別表19) の12の欄の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その前数を記載します。 (2) 「課税額」の欄は、一の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額(2) と以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (3) 「課稅標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額(2) 「課稅標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額(2) 「課稅標準」の欄に、次のように記載します。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の方も⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の方も⑥の欄の数値で除して得た額(この数値は、第22号の2様式の方も⑥の欄の数値で除して得た額(この数値は、第22号の2様式の方も⑥の欄の数値で除して得た額(この数値は、第22号の2様式の方と数値があるときは、小数点以下の数値の方も⑥の欄の数値を中変します。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値は、第22号の2様式の方と数値)に⑥の欄の数値を中変します。 (5) 「課稅標準額」のの当該市町村分の金額で以上またる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課稅標準額」の欄の当該市町村分の金額で設定は、第22号の2様式の「分割課稅標準額」の側の当該市町村分の金額であるときは、第22号の2様式の「分割課稅標準額」の欄の当該市町村分の金額であるときは、第22号の2様式の「分割課稅標準額」の欄の当該市町村分の金額では、第22号の2様式の「分割課稅標準額」の欄の当該市町村分の金額では、第22号の2様式の「分割課稅標準額」の欄の当該市	7 「期末現在の資本金等の額」		
法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条 第1項第4号の5二に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準 用する政令第6条の25第1号に定める金額 を欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。 (1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書(別表19)の12の欄数が高とき又はその全額が1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満の当数が高とき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、との当れた税率を用います。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「税額」の欄は、次のように記載します。 (2) 「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値がよる法人税額及び法人税割額(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に定められた税率を用ます。に定められた税率を用います。 (5) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (6) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値がよります。) 「課税標準額」の個当該市町村分の金額 無比でに得た額を担り捨てた数値)に⑥の欄の数値を 乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額 一致します。		載します。	
(2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条 第1項第4号の5=に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額 8 「市町村民税の 申告書」 空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。 (1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村に事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (1) 「2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (1) 「2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (1) 「2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 の税率は、各市町村ごに定められた税率を用います。 の税率は、各市町村ごに定められた税率を用います。 で規模準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額 ません。 (1) 税額の計算を行う場の税率は、各市町村ごに定められた税率を用ません。 に保る法人税額及び法人税割額 を記載します。 で定められた税率を用ます。 たじんの場の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を収よるに関いての数値があるときは、小数点以下の数値の 領は、第22号の2様式、「分割課税標準額」の過い表値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額一致します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の個の当該市町村分の金額			
第1項第4号の5=に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額 空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「修正確定」と記載します。 (1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満の場数を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にみみ事務所等を有する法人が記載し、2り上の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「税額」の欄は、次のように記載します。 (4) ①の欄の金額を③の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の対た数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を切り捨てた数値)を近に定められた税率を用います。 (4) ①の欄の金額を③の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のが表に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に		法第292条第1項第4号の5イに定める額	
(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額 ②		(2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条	
## まであるのであるという。 ## まであるのであるという。 ## まであるのであるという。 ## まであるのである。 ## まであるのであるという。 ## まであるのであるという。 ## まであるという。 ## は、までより、まであるという。 ## は、までより、まであるという。 ## は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場という。 ## は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場という。 ## は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場のといる。 ## は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場という。 ## は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場という。 ## は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場のという。 ## は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式のいいる。 ## は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の当までは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の場は、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号の2様式のは、第22号のとは、第22号のは、第22		第1項第4号の5二に定める額	
8 「市町村民税の 申告書」 空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。 9 「課税標準となる退職年金等積 (1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書(別表19) の12の欄の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるときているときは、その端数金額又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 10 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。に定められた税率を用ません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (2) 「課税標準」の欄に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の方も⑤の欄の数値を切り捨てた数に相当する数の値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の方も⑤の欄の数値を切り捨てた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数に相当する数のが当該市町村分の金額で得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額で設に入事に表します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市		(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準	
る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。 9 「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額①」		用する政令第6条の25第1号に定める金額	
定」と記載します。 9 「課税標準となる退職年金等積	8 「市町村民税の 申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係	
9 「課税標準となる退職年金等積 (1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書(別表19) の12の欄		る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確	
立金に係る法人税額及びその法人税割額①」 の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数率は、各市町村ごとに数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に外数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の質は、第22号の2様式の当時で表に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を類に使用の一類に対します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額で設します。		定」と記載します。	
大税割額①」 数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 10「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人に記載する必要はありません。 (1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。(2) 「課税標準」の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値があるときば、小数点以下の数値があるときば、小数点以下の数値があるときば、が数点以下の数値があるときば、小数点以下の数値があるときば、が変点以下の数値があるときば、小数点以下の数値があるときば、第22号の2様式の「分割課税標準額」の過きまである。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額で設します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額であるときば、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額であるときば、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額で当ます。	9「課税標準となる退職年金等積	(1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書(別表19)の12の欄	税額の計算を行う場合の
の端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の方ち⑤の欄の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を現り捨てた数値)に⑥の欄の数値を現ります。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市	立金に係る法人税額及びその法	の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端	税率は、各市町村ごとに定
(2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 10「2以上の市町村に事務所又は 事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に外数点以下の数値の方ち⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に外数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値があるときば、分割課税標準額」の過じ、第22号の2様式の「分割課税標準額」の過じます。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市	人税割額①」	数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、そ	められた税率を用います。
が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 10「2以上の市町村に事務所又は		の端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 10「2以上の市町村に事務所又は		(2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人	
る必要はありません。 10「2以上の市町村に事務所又は (1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載し、一事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値の方も⑤の欄の数値があるときは、小数点以下の数値の方も⑤の欄の数値があるときは、小数点以下の数値の方も⑤の欄の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市			
10「2以上の市町村に事務所又は			
事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。(4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑤の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市	10「2以上の市町村に事務所又は		(1) 税額の計算を行う場合
 税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑤の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市 			
に係る法人税額及び法人税割額 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 ②」 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑤の欄の数値があるときは、小数点以下の数値の方ち⑤の欄の数値があるときは、小数点以下の数値の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市	* ****** = ** * = ** * * * * * * * * *		
②」 (4) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の方ち⑤の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市			
値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の うち⑤の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の 位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を 乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出すると きは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市		— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
うち⑤の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の 位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を 乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出すると きは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市	&]		
位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に⑥の欄の数値を 乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出すると きは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市			
乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出すると きは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市			
ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出すると きは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市			
きは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市			一致します。
		町村分の金額を記載します。	
(p) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全			
額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全		額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全	
額を切り捨てた金額を記載します。		額を切り捨てた金額を記載します。	
11「①又は②のうち既に納付の確 既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積	11「①又は②のうち既に納付の確	既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積	
定した当期分の法人税割額③」 立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載	定した当期分の法人税割額③」	立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載	

1	•	1
	します。	
	ただし、当該事業年度において、第20号の3様式を提出した	
	法人については、第20号の3様式の④の欄の金額を限度としま	
	す。	
12「この申告により納付すべき法	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100	
人税割額④」	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた	
	金額を記載します。	
13「全従業者数⑤」、「当該市町村	2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所	主たる事務所等所在地の
内に所在する事務所又は事業所	在地の市町村長に提出する場合に記載します。	市町村長に提出する場合
の従業者数⑥」及び「⑥の内訳	この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定	は、記載する必要はありま
⑦J	期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在における従業	せん。
	者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあっては、	
	それぞれ次に定める従業者の数(その数に1人に満たない端数	
	を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。	
	(1) 算定期間の中途で新設された事務所等	
	算定期間の末日現在の従業者数×	
	新設された日から算定期間の末日までの月数	
	算定期間の月数	
	(2) 算定期間の中途で廃止された事務所等	
	廃止された月の前月末現在の従業者数×	
	<u>廃</u> 止された日までの月数	
	算定期間の月数	
	(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が	
	最も少ない数の2倍を超える事務所等	
	算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数	
	算定期間の月数	
	なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端	
	数を生じたときは、切り上げて記載します。	

第20号の3様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の市町村長に1通を提出してください。

	記載のしかた	留 意 事 項
1「※処理事項」	<i>7</i> = <i>7</i> ,	記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所	
	等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合に は、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申	
	告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7 「前期末現在の資本金の額又は		資本金の額又は出資金の
出資金の額」	出資金の額を記載します。なお、() 内には、当該事業年度又	
	は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資	
	本金の額又は出資金の額を記載してください。	の額の計算に関する明細
		書」に記載したところに準
		じて記載します(かっこ内
		は除く。)。
8 「前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の 額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税 の明細書(別表 5(1)) の
		「Ⅱ 資本金等の額の計
		算に関する明細書」に記
		載したところに準じて記
		載します。
		(2) 資本準備金の額は、法
		人税の明細書(別表5(1))
		の「Ⅱ 資本金等の額の
		計算に関する明細書」に
		記載したところに準じて
o Falsality Lands do a Virt L. A hote or distri	W 1- 12 (Per Vil 1 - Per View) 1 - Per View	記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	
	載します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。)	
	法第292条第1項第4号の5口に定める額 (2) 連結申告法人(3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条	
	第1項第4号の5ハに定める額	
	(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準	
	用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連	
	結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、	
	暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、こ	
	れを1月とします。	
	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100	
	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	
	た金額を記載します。	
11「この申告により納付すべき法	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円	
人税割額④」	未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金	
	額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等	この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月と	算定期間中に事務所等又
を有していた月数⑤」	し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	は寮等の新設又は廃止があ

ı	1	1
		った場合は、その月数には
		新設又は廃止の日を含みま
		す。
	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は	均等割の税率区分の基準
13「円× 3 ⑥ 」	切り捨てた金額を記載します。	は、「前期末現在の資本金
12	(2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑥	の額及び資本準備金の額の
	の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄	合算額」又は「前期末現在
	の金額を記載します。	の資本金等の額」のいずれ
		か大きい方の額を用いま
		す。
14「当該市町村分の均等割の税率	当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した	
適用区分に用いる従業者数」	日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載し	
	ます。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算	
	定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	
15「前事業年度の法人税割額の明	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前	2以上の市町村に事務所
細」(⑨から⑱までの欄)	連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。	等を有する法人の⑰の欄
	(2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に	は、⑩の欄の金額に⑨の欄
	記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。	のかっこ外の金額に対する
	(3) ⑰の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連	同欄のかっこ内の金額の割
	結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載しま	合を乗じて得た金額を記載
	す。	します。
16「法第15条の4の徴収猶予を受	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税	
けようとする税額」	額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式に	
	よる届出書に代えようとするものが記載します。この場合にお	
	いて記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	
17「指定都市に申告する場合の⑥	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。	11以上の区に事務所等又
の計算」	(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。	は寮等を有する場合は、こ
	(2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。	の欄には記載せず第20号様
	(3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は	式別表4の3を添付してく
	連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務	ださい。
	所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止	
	された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在におけ	
	る従業者数を記載します。	

第20号の3の2様式記載の手引

1 この申告書の用途等

この明細書は、控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載 し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた 欄	記載のしかた	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明 細書を第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に 添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2 「政令第48条の13第8項ただし 書の規定の適用の有無」	市町村民税の従業者の数を政令第48条の13第8項ただし書の 規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第48条の13 第8項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印 で囲んで表示します。	
3 「所得税等の額①」	法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の5の欄の金額を 記載します。	
4「控除対象所得税額等相当額又 は個別控除対象所得税額等相当 額②」	法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の31の欄の金額を 記載します。	
5 「法人税の控除額③」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表17(3の6))の3の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表17(3の6))の11の欄の金額を記載します。	
6 「地方法人税の控除額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表17(3の6))の4の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の6の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあっては地方法人税の明細書(別表2付表)の16の欄の金額を記載します。	
7 「各市町村ごとに控除する金額の明細」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 市町村ごとの⑩の欄の計算は⑨の欄の金額を各市町村ごとに従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑪の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額(第20号様式の⑤の「税額」の欄又は⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第20号様式の⑦の欄の金額)を控除した金額を記載します。	

第20号の4様式並びに第20号の4様式別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6記載の手引

)号の4様式別表1、別表2、別表3、別表4、別表! 	
欄等	記載のしかた	留意事項
1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を	
	法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の	
2 「法人名」	申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。	
2 「伝入名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明 細書を第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に	
3 「政令第48条の13第8項	添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。 た 市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の	 政令第48条の13第8項
	f 規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第48条の13	
無	第8項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印	
<i>YW</i> 2	で囲んで表示します。	業所(以下この記載の手
	CENT CONTY	において「事務所等」と
		います。) の所在する市
		村が実際に採用する税率
		相当する割合を用いて計
		するものを、同項本文の
		定により計算する法人
		は、100分の6を用いて
		算するものをいいます。
		下同じです。
4 「当期の控除対象外国税	類 連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6	
①」	(2)) の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細	
	書(別表6の22分付表)の1の欄を、外国法人にあっては法人	
	税の明細書(別表6の3)の1の欄の金額を記載します。	
5 「前3年以内の控除限度	額 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課され	
を超える外国税額②」	た外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民	
	税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなか	
	った部分の額を記載します。	
6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記	
	載します。	
	(1) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の	
	金額以下の場合の一一の欄の金額	
	(2) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の	
	金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計	
	額以下の場合 同表の⑥の欄の金額	
	(3) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の	
	金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計	
7 「道府県民税の控除限度	額 類 道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定	政令第9条の7第7項
(5)	により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じ	
⊚ 1	て計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9	人とは一定率(100分の1
	条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の	
	2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	い、同項ただし書の規定
	- PART WAYN - A CONTINUE AND THE BAX CONTINUE OF 10	より計算する法人とは、
		務所等の所在する都道府
		の実際に採用する税率に
		当する割合を用いて計算
		るものをいいます。
8 「市町村民税の控除限度	領 市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項本文の規定	
7 J	により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の6を乗じ	
	て計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48	
	条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の	
	4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
9 「前3年以内の控除未済	外 (1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において市町	
国税額の明細」	村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当	
	該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えること	
	1. 2. 3. 3. 16676 1 4 5 1 32 5 5 7 3 5 47 32 5 47 18 6 18 6 15	i
	となったため控除することができなかった額がある場合に記	
	となったため控除することができなかった額がある場合に記載します。	

		を記載します。	
		(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等(合併法人、	
		分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記	
		載の手引において同じです。)とする適格合併等が行われ	
		た場合 政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの	
		当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度に	
		あっては、第20号の4様式別表5の⑦の欄の金額	
		(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等(分割法人又	
		は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において	
		同じです。)とする適格分割等が行われた場合 政令第48	
		条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の	
		日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号	
		の4様式別表6の⑤の欄の金額	
	10「各市町村ごとに控除する	2以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載し	
	外国税額の明細」	ます。	
		(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の	
		控除限度額を政令第48条の13第8項本文の規定により計算す	
		る法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結	
		法人税額の課税標準の算定期間(以下この記載の手引におい	
		て「算定期間」といいます。) の末日現在の従業者数を記載	
		し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし	
		書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別	
		表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。	
		(2) 各市町村ごとの⑰の欄の計算は、⑩及び⑪の欄の金額の合	
		計額を各市町村ごと(特別区の存する区域において都民税の	
		法人税割を課する場合の都を含む。)に従業者数又は補正後	
		の従業者数により按分して行います。この場合において、当	
		該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端	
		数を切り捨てた金額を記載します。	
		(3) ⑱の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連	
		結事業年度分の法人税割額(第20号様式の⑤の「税額」の欄	
		又は⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で100円未満	
		の端数を切り捨てる前の金額)から、特定寄附金税額控除額	
		(第20号様式の⑦の欄の金額)及び外国関係会社等に係る控	
		除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	
		の控除額(第20号様式の⑧の欄の金額)を控除した金額を記	
		載します。	
		また、市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑱の欄は、	
		第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額(100円未満の端数を	
		切り捨てる前の金額)から同表の⑦の欄の金額を控除した金	
	1 用途等	額を記載してください。 (1) この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付してくださ	
別	1 川灰寺	い。	
表		(2) この明細書の各欄に記載する金額は、第20号の4様式の明	
_		細書及び法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載する金額	
		とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したとこ	
		ろに準じて記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
		細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
		課税信託の名称を併記します。	
	3 「前3年以内の控除余裕額	(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲	
	又は控除限度額を超える外	げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。	
	国税額の明細」	(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合	
		併等が行われた場合 政令第48条の13第10項の規定の適用	
		があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連	
		結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の⑪の欄の	
		金額	
		(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割がない。	
		割等が行われた場合 政令第48条の13第19項の規定の適用	
l		があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連	

			i i
		結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の⑤の欄の	
		金額	
		(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」	
		の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記	
		載します。	
		(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合	
		併等が行われた場合 政令第48条の13第10項の規定の適用	
		があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連	
		結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の個の欄の	
		金額	
		(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分	
		割等が行われた場合 政令第48条の13第19項の規定の適用	
		があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連	
		結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の⑩の欄の	
		金額	
	1 用途等	この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第	
別		8項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4	
表		様式の明細書(都民税に係る場合には第7号の2様式(その2)	
		の明細書)に添付してください。	
_	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
	4 14/VH]	細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
		課税信託の名称を併記します。	
	3 「法人税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6	
		(2) の16の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細	
		書(別表6の2(2)付表)の13の欄の金額を、外国法人にあって	
		は法人税の明細書(別表6の3)の11の欄の金額を記載します。	
	4「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各市町村(特別区の存す	
		る区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。	
		以下同じです。)ごとに記載します。	
	5「②で按分した法人税の控	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人	
	除限度額④」	当たりの金額(当該除して得た数値に小数点以下の数値がある	
		ときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけ	
		た粉に11カーニと粉に担火ナス粉の片以下の切りの粉はた頃り	
		に数に1を加えに数に相当する数の1/以下の部分の数値を切り	
		た数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り 捨てた数値を記載します。)を簋出し、当該1人当たりの金額に	
		捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に	
		捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に ②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載し	
		捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に ②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載し ます。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端	
	Q 「科····································	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に ②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載し ます。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端 数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6「税率⑤」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に ②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ご	
	6 「税率⑤」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合にお	
	6「税率⑤」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、	
	6「税率⑤」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域に	
	6「税率⑤」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該	
	6「税率⑤」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域に	
		捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。	
	6 「税率⑤」 7 「市町村民税の控除限度額	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。	
		捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。	
	7 「市町村民税の控除限度額	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。	
	7 「市町村民税の控除限度額	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。	
	7 「市町村民税の控除限度額	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨て	
	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。	
	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載し	
	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」 8 「補正後の従業者数®」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
P11	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
別表	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」 8 「補正後の従業者数®」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
表	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」 8 「補正後の従業者数⑧」 1 用途等	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この明細書は、政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出してください。	
	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」 8 「補正後の従業者数®」	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。この明細書は、政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出してください。 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
表	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」 8 「補正後の従業者数⑧」 1 用途等	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。この明細書は、政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出してください。 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
表	7 「市町村民税の控除限度額 ⑥」 8 「補正後の従業者数⑧」 1 用途等	捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。 各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。この明細書は、政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出してください。 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	

1	額①	+	ı ı
	領①」	す。	
		(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	
		われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併	
		の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4	
		様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等(分割承継法	
		人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引にお	
		いて同じです。)とする適格分割等が行われた場合 当該適	
		格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事	
		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又	
		は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄	
		の「翌期繰越額」の欄の金額	
	4 「分割法人等の調整国外所	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	①の欄の金額に係る事業
	得金額又は個別調整国外所	載します。	年度又は連結事業年度の法
	得金額②」	(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第6	人税の明細書の金額を記載
		6条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細	します。
		書(別表 6 (2))の15の欄の金額	
		(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しく	
		は第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の	
		明細書(別表6の2⑵付表)の11の欄の金額	
		(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
	5 「当該法人の控除余裕額と	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	
	みなされる金額④」	われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。	
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分	
		割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
İ	6 「被合併法人等の控除限度	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載しま	
	額を超える外国税額⑤」	す。	
		(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	
		 われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併	
		の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4	
		 様式別表1の「控除限度額を超える外国税額 欄の「翌期繰	
		越額」の欄の金額	
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分	
		割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当	
		該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の	
		日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様	
		式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越	
		額」の欄の金額	
	7 「分割法人等の外国の法人	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等	
	税等の額⑥	の法人税の明細書(別表6(2の2))の21の欄の金額を記載し	
		ます。	
	8 「当該法人の控除限度額を		
	超える外国税額とみなされ	われた場合には、「又は⑤×⑦/⑥」を抹消します。	
	る金額⑧	(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分	
		割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。	
	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける	
別	7,17,02,13	場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出してくださ	
表		V)	
四四	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
		細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
		課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が	
		行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事	
		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は	
		連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌	
		期繰越額」の欄の金額を記載します。	
ŀ	4 「当該法人の調整国外所得	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	①の欄の金額に係る事業
	金額又は個別調整国外所得		年度又は連結事業年度の法
	金額②	(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第6	
	HX 1	6条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細	
l		VR-/UV/VUV/VM/LV/週川で入り、OF3円14八 14八位でりり神	

1	I	書 (別表 6 (2)) の15の欄の金額	1
		(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しく	
		は第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の	
		明細書 (別表6の2 (2) 付表) の11の欄の金額	
		(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
	5 「当該法人の控除限度額を	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が	
	超える外国税額⑥	行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事	
		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は	
		連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える	
		外国税額 欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	6 「当該法人の外国の法人税		
	等の額(7)	細書 (別表 6 (2 の 2)) の21の欄の金額を記載します。	
	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第22項の規定の適用を受ける	
別		場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付してください。	
表	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
五.		細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
		課税信託の名称を併記します。	
	3 「被合併法人等の控除未済	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載しま	
	外国税額①」	す。	
		(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	
		われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併	
		の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4	
		様式の⑯の欄の金額	
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分	
		割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当	
		該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の	
		日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様	
		式の⑯の欄の金額	
	4 「分割法人等の調整国外所	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	①の欄の金額に係る事業
	得金額又は個別調整国外所		年度又は連結事業年度の法
	得金額②」	(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第6	
		6条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細	します。
		書 (別表 6 (2)) の15の欄の金額	
		(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しく	
		は第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の	
		明細書 (別表6の2 (2) 付表) の11の欄の金額	
		(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
		(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	
	税額とみなされる金額④」 	われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分	
		(2) この別和書を促出する伝入を分割承継伝入寺とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第29項の規定の適用を受ける	
別	1 加灰寺	場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付してください。	
表	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
六		細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人	
,		課税信託の名称を併記します。	
	3 「当該法人の控除未済外国		
	税額①	行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事	
	-	業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は	
		連結事業年度の第20号の4様式の⑯の欄の金額を記載します。	
	4 「当該法人の調整国外所得		①の欄の金額に係る事業
	金額又は個別調整国外所得	載します。	年度又は連結事業年度の法
	金額②」	(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第6	人税の明細書の金額を記載
		6条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細	します。
		書 (別表 6 (2)) の15の欄の金額	
		(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しく	
		は第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の	
		明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額	
		(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	

第20号の5様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法附則第8条の2の2第7項又は第9項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在の市町村長に対して提出する第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 寄附金を受けた地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいいます。)が当該寄附金の受領について交付する受領証(地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類をいいます。以下同じです。)の写しも併せて添付してください。
- (3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

欄	記載のしかた	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
	細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を	
	併記します。	
2「1.特定寄附金に関する明細」	受領証に記載された内容を記載します。	
の各欄	XIXIIII CHUAX CAVICI FU CHUAX C & 7 °	
3 「2. 特定寄附金額の按分の計	(1) (4)の欄は、第22号の2様式に記載すべき内容に一致するも	(1) 2以上の市町村に事務
算」(③の欄及び④の欄)	のであるから、同様式に記載したところに準じて記載します。	所等を有する法人が記載
	(2) (p)の欄は、②の金額を④の(4)の欄の数値で除して1人当	します。
	たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附	(2) 1人当たりの特定寄附
	金の額に③の(4)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。	金の額を算出する場合に
	(3) (1)の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額	おいて、当該除して得た
	- を切り捨てた金額を記載します。	数値に小数点以下の数値
		があるときは、当該小数
		点以下の数値のうち当該
		従業者数のけた数に1を
		加えた数に相当する数の
		位以下の部分の数値を切
		り捨てます。
4 「特定寄附金の額⑤」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は③の(ロ)の欄の金額	
	を記載し、その他の法人は②の欄の金額を記載します。	
5 「控除額⑥」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
	り捨てた金額を記載します。	
6 「控除対象法人税割額⑦」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は第20号様式の⑥の	
	欄の金額から第20号の2様式の②の欄の金額を控除した金額を	
	記載し、その他の法人は第20号様式の⑤の欄の金額から第20号	
	の2様式の①の欄の金額を控除した金額を記載します。	
7「税額控除上限額⑧」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額	
	を記載します。	

第22号の2様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人が、主たる事務所等所 在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。
- (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号口に掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた 欄	記載のしかた	
11.7		留意事項
1 「法人税法の規定によって計算	第20号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書(別	
した法人税額①」	表1。以下「別表1」といいます。)の 10 欄の金額(この欄の	であった法人は、記載し
	上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場	ないでください。
	合には、当該額を加算した金額)を記載します。	(2) 市町村内に恒久的施設
	なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別	
	表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の	載しないでください。
	承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の	
	特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5	
	の欄の金額) 並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表	
	1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	
2 「試験研究費の額等に係る法人	第20号様式の申告書に添付する場合は、下記の金額はそれぞ	(1) 連結法人及び連結法人
税額の特別控除額②」	れ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。	であった法人は、記載し
	(1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで(一般試	ないでください。
	験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法	(2) 市町村内に恒久的施設
	人税の明細書(別表 6 (8)) の25の欄の金額	を有する外国法人は、記
	※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで(中小企	載しないでください。
	業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係	
	る金額は記載しないでください。	
	(2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る	
	法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除	
	きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額	
	(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域にお	
	いて機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に	
	係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額	
	(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域	
	において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規	
	定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金	
	額	
	(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業	
	の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法	
	人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除き	
	ます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額	
	(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域	
	等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控	
	除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人	
	税の明細書(別表 6 (19))の18の欄の金額	
	(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向	
	上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特	
	別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)	
	法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額	
	(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体	
	の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別	
	控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の	
	10の欄の金額	
	19 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が	
	増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中	
	小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))	
	の22の欄の金額	

	与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定	
	安寺の文和領が増加した場合の伝入税額の特別程序)の規定 に係る金額は記載しないでください。	
	に沈の金徴は記載しないでください。	I

3 「還付法人税額等の控除額③」 4 「退職年金等積立金に係る法人 税額④」	(10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(30))の16の欄の金額(11)租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(32))の35の欄の金額第20号様式の申告書に添付する場合に、第20号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	
5「差引計⑤」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 第20号様式の申告書を提出する法人 (1) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表 1の⑦の欄の金額 (ハ) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人 第20号様式 別表1の2の④の欄の金額 (2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額	
6「事務所又は事業所」	同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載します。	
	(1) 「従業者数」の欄は、同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付して記載します。この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間」といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあっては、それぞれ次に定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。 (イ) 算定期間の中途で新設された事務所等算定期間の末日現在の従業者数×新設された日から算定期間の末日までの月数算定期間の月数(中) 算定期間の中途で廃止された事務所等廃止された月の前月末現在の従業者数×廃止された日までの月数算定期間の月数(中) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数算定期間の月数なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。 (2) 「分割課税標準額」の欄は、次のように記載します。 (4) ⑤の欄の金額を「合計」の欄の従業者の数で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、従業者1人当たり	

- の分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します
- (p) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

第22号の3様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、市町村内に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する公共法人(法人税法第2条第5号の公共法人)及び公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。)で法人税を課されないもの(法第296条の規定により非課税となるものを除きます。)が市町村民税の均等割を申告する場合に使用します。
- (2) この申告書は、4月30日までに事務所等所在地の市町村長に1通を提出してください。

2 谷欄の記載のしかた		
欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
		ん。
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。	
る欄		
3 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4 「同左の月数①」	この月数は、暦により計算し、1月に満たないときは、1月	
	とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載しま	
	す。	
5 「この申告によって納付すべき	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を	
市町村民税の均等割額②」	切り捨てた金額を記載します。	
	(2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の②	
	の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄	
	の金額を記載します。	
6 「指定都市に申告する場合の②	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。	10以上の区に、事務所等
の計算」	(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。	又は寮等を有する場合は、
	(2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。	この欄には記載せず第20号
		様式別表4の3を添付して
		ください。